

重豪公 自天明四年十一月
齊宣公 至同五年六月

追記雜錄 卷百卅七

2150

重豪公御譜中
正文在文庫

御記錄奉行に

太守様九月十五日御登、城^(貞)外處、於大廣間牧野越中守様より大目附久松筑前守殿を以、當時御由緒柄に表^(貞)の間、朔望其外御登、城之節、向後大廊下下之御休息所に可被遊御座り、尤年始五節句等先是迄之通被成御心得候様被仰達、御別紙書付被成御渡り付、御部屋に御通御禮被濟後御居殘、黒鷲之御杉戸涯に御老中様御列座御禮被仰上、直に西丸に御登、城、御部屋に御通、御白書院御

2151

寫正文在文庫

縁類に鳥居丹波守様御出席御禮被仰上り、然處九月廿三日田沼主殿頭様より御留守居被召呼、朔望廿八日御登城之節、向後大廊下下之御休息所より櫻之間内、御障子涯に被成御座り様可被遊り、御場所之儀其節大御目附衆・御目附衆に可被遊御聞合り、且又朔望其外御登城之節計大廊下下之御休息所に被爲在御座り様、先達る被仰達り得共、年始五節句御登、城之節表右御同様、下之御休息所に向後被成御座り様可被遊御心得旨、御口達に御用人を以被仰聞候段申來り條、帳面に可記置り、

〔天明四年〕十一月

〔鳥津久健〕仲

一 尾畔奉行

一 御役順御庭奉行次

一 奥支配

右之通御役新規に被相立、是迄御鷹匠頭受持罷在り御用向之内、御鷹方に相掛り外者都る引受被仰付り、左の宮内源内是迄罷在り居宅、尾畔奉行御役宅被仰付、引越相勉り様被仰付り、

右之通表方に致通達、奥掛御勝手方に老寫を以可相

達外、

〔天明四年〕十一月

〔島津久起〕
近江

2152 寫正文在文庫

唐學見習之事

唐學掛

右之通唱被相替外段被 仰出外旨申來外條、此旨申渡、
可承面々江表可申渡外、

〔天明四年〕十一月

仲

2153 正文在文庫

御記錄奉行江

御中剃 御元服之事、以來

御家御傳來之 御元服之御式と唱、書付等ニ表相認外様
被 仰出、此節 御元服被爲濟、御用番様并西丸御老中

様江別紙寫之通御届被 仰上外段申來外條、帳面可記置
外、

〔天明四年〕十一月

仲

2154

寫

〔島津齊忠〕
松平虎壽丸儀、昨廿七日家傳來候元服之式相祝、又三郎
と改名仕外、此段申上外、以上、

九月廿八日

〔留守居、真倉〕
澁谷五郎右衛門

2155 寫正文在文庫

御家御傳來之御元服御式ニ付る者、御折拾貳合・御樽三
荷被進御先例候得共、此節

又三郎様御元服付、

太守様思召を以被相重、御折拾六合・御樽五荷・白木御
弓二拾張・御征矢二百筋被進外、尤以來 御代々様御元
服御式之節表此節之通被進外様可致首尾旨被 仰出外段
申來外條、可承御役々江可申渡外、

〔天明四年〕十一月

仲

〔包紙〕

右天明四年辰十一月三日鳴津十太右衛門御取次を以本田文
藏致承知外付、納置外事、

2156

重豪公御譜中

扣正文在家老座

一 白銀三枚ツ、

(徳川治徳)
民部卿様

(徳川重好)
宮内卿様

一同 壹枚ツ、

宮内卿様

(伏見眞建親王庶)
御簾中様

田安

(宗武室、近衛氏)
寶蓮院様

(家重御妻、重好生母)
安祥院様

一同 三枚ツ、

(徳川宗睦)

尾張大納言様

(徳川治貞)
紀伊中納言様

一同 貳枚ツ、

(徳川重徳)

紀伊前中納言様

(徳川治寛)
紀伊中將様

一同 三枚

(徳川治保)

水戸宰相様

一同 壹枚

(水戸宗翰室)
俊祥院様

合白銀 貳拾三枚

右者 (島津盛繼御室、綱吉養女)
淨岸院様十三回御忌ニ付爲御香奠、右御方々様

より被進外付遂披露外處、今日御使便より差越り様致

承知、紙張箱入付差越り間、被申上可被致首尾旨御差

圖ニあり、以上、

(朱)
「天明四年」 辰十一月晦日

(備用人、籠村)
村上靜馬

御國元

御側御用人衆

2157 扣正文在家老座

白銀貳枚

(徳川治行)
尾張中將様

右者 淨岸院様御法事付、爲御香奠被進外、包方等相濟

以後故、銀計相包外ニ差越り間、一列之通首尾可有之外、

以上、

(朱)
「天明四年」 十一月晦日

村上靜馬

御國元

御側御用人衆

2158 重豪公御譜中

扣正文在家老座

淨岸院様十三年御回忌御法事付、去ル三日より昨五日
(卷) 本文違、貴聞、其外様及申上候、左候御法事務之御届、御用番松平周防
迄日敷三日、於福昌寺御執行被仰付、左之通相濟候、
守様五御守居参上、口達之而申上相濟候、且溜池御返銀之儀及先例之通申渡

一 初中後

候、以上

太守様御名代御代参被仰付、

一 又三郎様 敬姫様 御内證様より御香奠被遊御寺納、
(重聚男、齊意)(重聚女)

一 明姫様 御女中様方より同斷御寺納、御一門其外より

及獻納有之、

(佐土原城主、久柄)

一 嶋津但馬守殿并奥方・御同氏淡路守殿使者を以御香奠

獻納有之、使者は先例之通、於御寺御料理被下、

一 從 公方様 大納言様 御部屋様御拜領之御香奠、去

ル三日御牌前に相備、御法事相濟付付る者、

公邊御届先例を以可被致首尾、

(織豊女、竹姫美子、黒田重政等)

一 眞合院様より御附御法事御執行被仰付候旨、先達を被

申越、昨五日御附御法事相濟、別紙朱書御返答申

越通、

一 中山王より使者を以獻納物有之、使者勤方相濟、

右之通御先例を以致首尾、御法事相濟、此段申越

外條被達 貴聞、大奥・溜池・三田に被申上儀者被

申上、可有之、以上、

「天明四年」十二月六日 二階堂主計
(朱) 上 (行具)

2160

扣正文在家老座

嶋津伊賀殿
(久金)
喜入安房殿
(久徳)

2161

淨岸院様十三年御回忌御法事付、御老女様其外様方より

別紙之通御香奠被進、關山紉申越、御側御用人

申出、御牌前に相備、此段申越、外條御挨拶之儀共

何分可被致首尾、以上、

「天明四年」十二月六日 二階堂主計
(朱) 上

「朱」二月三日

嶋津伊賀殿
(朱) 下

喜入安房殿

2162

重豪公御譜中

扣正文在家老座

伊奈半左衛門様御代官所西葛西領海邊新田、永代新田入

會惣地面三萬三千三百八拾七坪之抱屋敷松平薩摩守致所

持候處、右屋敷内海邊新田分に惣坪四拾坪五合之長屋一

棟作事仕度旨、當四月中相願、其通御差圖相濟、右

之内拾三坪老家作仕、貳拾七坪五合當年建後罷成、此

段御届申上候様薩摩守國許より申付越り、猶又追而作事
取掛り外節可申上り、以上、

(采) 「天明四年」 十二月十三日 御名家來
柴源五右衛門

一辰正月廿二日

堀田相摸守様御家來西淳甫所持之海邊新田抱屋敷、此御方御屋
敷地續ニ付、御圍込御願相濟り地面江御長屋一ヶ所被相建、且
又有來之門御建直被成度段去夏被仰渡り、右付而者御願之上御
見分等及有之善外處、永代新田海邊新田御屋敷江先達而新規御家
作并御造次被仰付善ニ付、御届等被仰上、爲御見分渡邊忠四郎
殿被成御越無間事外故、屹と御願等ニ度不及御造建有之り筋取
計様者有之間敷哉之旨承知仕外付、忠四郎殿御方江罷越、御内
々申込外處、先達而御免許有之り海邊新田御門脇江御造建有之
善之御長屋建後ニ而被召置外間、右坪敷之内を以御造建有之り
得者、分而又々御願ニ度及間敷、左外而至去暮、残り坪敷御建後
之御届有之り外者、御都合能御取計可被成旨承知外付、其節右之
趣申上、御長屋御造建有之り、依之此節別紙之通御建後之御届
書相認、忠四郎殿御方江差出外處被成御請取外由、御留守居付
役柴源五右衛門申出外旨、矢野清右衛門申出、主計承之」

2163
重豪公御譜中

正文在琉球國司

從 國王様被成下尊書拜見仕り、去々歲從
公方様

大納言様拜領物被 仰付外爲御禮、去夏御當地迄野里親
方被差上、江戸江繼使者差上り外處御奉書御到來、且從
太守様御書被成下り付、御請御禮之趣達 貴聞外、此旨
宜有演達外、恐々謹言、

(采) 「天明四年」 十二月十五日

宮之原主膳 實名判

二階堂主計 實名判

鳴津 仲 實名判

鳴津 近江 實名判

讀谷山王子
三司官

2164
全上

從 國王様被成下尊書拜見仕り、去歲南林寺御造立付、
寺家之内御寄進之御願有之、

御影堂前唐御門御寄進被 仰付外、御禮之趣至江府遂披
露候、恐々謹言、

〔天明四年〕十二月十五日 宮之原主膳 實名判

讀谷山王子 三司官

全上

扣正文在家老座

銀四貫百七拾五匁九分八厘九毛

内貳貫七百五拾七匁三分貳厘六毛

御祠堂銀として寺社方に御入付

壹貫三百七拾八匁六分六厘三毛

福昌寺住持に被下分

四拾目

副司兩人に被下分、壹人付貳拾目ツ、

右老 淨岸院様十三年御回忌御法事御香爨銀之内、三部

貳老爲御祠堂銀寺社方に御入付、三部壹老福昌寺住持に

被下、銀貳拾目ツ、福昌寺副司に被下事ニ御座り、此節

之儀も其通可申渡り間、被聞召置度り、以上、

〔天明四年〕十二月十七日 寺社奉行

2166 全上

扣正文在家老座

一白銀壹枚宛

御本丸御老女

高岳様

花園様

常盤井様

瀧川様

野村様

砂野様

西丸御上臈御年寄

梅野井様

右同御老女

大崎様

高橋様

一金子貳百足宛

御本丸御客應答

岩城様

瀧山様

富岡様

西丸右同
清川様

中村様

飯嶋様

御本丸表御使

富野様

民野様

菊野様

岩野様

小山様

西丸右同

松本様

峯野様

澤田様

御本丸勤

おりえ殿

一同 百疋

右同

榮嘉殿

右者 淨岸院様十三年御回忌御法事付、右之通爲御香

奠被進、御側御用人方に格護有之候間、

御牌前に被相備ひ儀共被致首尾ひ様、御法事奉行に可

申渡ひ、

〔采〕 一天明四年 十二月

主計

2167

全上

正文在文庫

今朝炙鮎一箱被獻之ひ、遂披露ひ處一段之御仕合ひ、恐

々謹言、

〔采〕 一天明四年 十二月十八日

意次判

〔采〕「在口裏」

松平薩摩守殿

田沼主殿頭
意次

2168

全上

今朝炙鮎一箱被獻之ひ、遂披露ひ處一段之御仕合ひ、恐

々謹言、

〔采〕 一天明四年 十二月十八日

忠意判

松平薩摩守殿

鳥居丹波守
忠意

(卷一)在口裏

全上

寫正文在文庫

知行目錄

高百九拾石四斗五升五合八夕八才

鹿兒嶋武村之内

同所荒田村之内

谷山中村之内

同所五ヶ別府村之内

溝邊麓村之内

高山宮下村之内

同所野崎村之内

大崎神領村之内

同所持留村之内

綾北俣村之内

須木須木村之内

串良岡崎村之内

田布施大野村之内

同所尾下村之内

大村北方村之内

伊作入來村之内

末吉中之内村之内

同所諏訪方村之内

同所二之方村之内

百引百引村之内

横川下之村之内

庄内高城櫻木村之内

同所穗滿坊村之内

同所大井手村之内

高原水流村之内

山之口富吉村之内

名寄帳在別册

右者其方事

(總置御室、波谷氏)

妙心院様御家本、其上所帶方及差迫居外付、御救筋之

御含及被爲在外段被 聞召上、山下御屋敷御私御買地

高右之通拜領被仰付外間、全可有所務外、仍如件、

天明四年十二月十八日

官

主膳

通直判

二 主計 行且判

鳴 仲 久健判

鳴 近江 久起判

澁谷喜三左衛門殿

(貞臣)
包紙
澁谷喜三左衛門江
(采)「百景」

山下御屋敷御私高之内、拜領被仰付知行目録寫壹通

2170 重豪公御譜中

扣正文在右筆所

御轉任爲御祝儀、各様私宅江申請度外、來年二月中旬よ

り下旬迄之内被仰合、御出可被下候、以上、

(采)
「天明四年」十二月廿二日 松平薩摩守

2171 扣正文在右筆所

二月

二日 五日 七日 十一日 十六日

右之通障日御座候、以上、

十二月

(采)
「右御書付貳通、御留守居本城源七郎致持参、御用御頼御先手

方字源太殿用人中村半助江相渡、明朝御用番様江御登 城前御

差出被下度旨、御口上之趣申達外處、宇源太殿直ニ御逢被成外、

左外西辰十二月廿二日御用番御代牧野越中守様江宇源太殿被

差出、無御滞御請取被成外段、源七郎致承知外處、同廿四日越

中守様御留守居御呼出ニ而、左之通御書付被成御渡外」

2172 全上

寫正文在右筆所

松平薩摩守

御轉任之爲御祝儀振廻、來月廿七日之晚何委可相越外、

2173 全上

扣正文在家老座

銀三枚

(伊達重村)
松平陸奥守様方

右者 淨岸院様十三回御忌ニ付爲御香奠、去ル二日御使

者を以被進外付る遂披露、御使便より被遣外段致承知差

越外間、被申上可被致首尾旨御差圖ニあり、以上、

(采)
「天明四年」辰十二月廿六日 村上靜馬 (龜村)

御國元
御側御用人衆

在白木御文書五番箱百中

又三郎様御家御傳來之御元服之御式、且御鎧御召初
被爲濟外付被爲混、十二月廿七日御祝之御次第

一 太守様に 又三郎様より御使御家老こゝ、御元服之御式且御鎧御召初被爲濟外付被爲混、來ル廿七日御料理可被進旨、前以被仰進、

敬姫様 御内證様に及御側役を以同斷被仰進、御祝前日弥明日可被遊 御入旨、御側役を以可被仰進外、
一 當日神明宮に

又三郎様御小納戸御代參を以、白銀二枚御獻納、

一 御兩殿様御熨斗目御半袴、

一 兩御殿表奥共熨斗目、其外御殿に相勤外面く一 身者迄

及麻上下、

一 御互之御祝物御取替御使五時勤方相濟外様可申渡外、

一 兩御祝こ付、御取替又素拜領物等之儀都の御使番受込、

一 御家老を初、御役くより進上物差上之、

一 一之御殿大奥御對面所御床三幅對・三具足・御棚飾、御

中奥御床、御休息所御床、其外之御座廻右可準外、
一 又三郎様に御案内こゝ

太守様 敬姫様 御内證様一之御殿大奥御對面所に被爲 入御着座、

一 御熨斗 白木

一 御茶

一式御三獻 白木

一 長柄之御銚子

一 御雜煮

一 御吸物 御盃掛

一 御銚子

一 御肴

一 御銚子

一 右終の御家老・大御目付・大御目付格に御下、御雜煮・

御吸物於奥被下之、

一 大年寄・御年寄に於大奥同前被下之、

一 御料理三汁十菜

御惣方様御寄合

一 御臺引 又三郎様

一 御引盃

- 一 御銚子
- 一 御引肴 大年寄
- 一 御銚子
- 一 御吸物
- 一 三篇目御鳴臺御盃事
- 一 御肴
- 一 御湯
- 一 御茶菓子
- 一 御濃茶
- 一 御後菓子
- 一 御薄茶
- 一 御吸物等見合
- 一 御名酒盆
- 一 御夜食
- 一 御後段
- 一 御吸物 御盃掛
- 一 御銚子
- 一 御立前御茶
- 一 御立之節 又三郎様可被遊御送り、
- 一 御家老・大御目付・大御目付格に御膳下、於奥被下之、

- 大年寄・御年寄に於大奥同斷被下之、
- 一 御側御用人・御側役・御納戸奉行・御小納戸頭取・御廣敷頭并御元服御用掛之御小納戸御右筆に二汁三菜之御料理、於御膳所上之間被下之、大奥若年寄に表同斷於大奥被下之、
- 一 早川一竿妻に二汁三菜之御料理於大奥被下之、
- 一 兩奥廻に於御吸物・御肴・御酒於御膳所上之間被下之、御廣敷廻惣女中に於大奥於向く被下之、
- 一 兩御膳所廻・大奥御使番以下、取肴・御酒於向く被下之、
- 一 御用掛之表御用人・御留守居物頭・御使番に、於御用人座二汁三菜之御料理・取肴・御酒被下之、
- 一 御家老座、御用人座、御使番役所書役・御用掛に御用人於書役座御吸物・御肴・御酒被下之、
- 一 塙之間末に詰合之御役人御取次番、於大溜中小姓・書役・小役人、御取肴・御酒被下之、
- 一 御祝に相掛相詰り面々一汁三菜之御賄被下之、
- 一 翌日
- 太守様は 又三郎様より御側役御使に昨日之御禮被仰進之、
- 一 翌日御家老を始、大奥に御祝儀申上、

一 御部屋に及右同斷、
一 右同日諸御役人謁御家老

御兩殿様に御祝儀申上、諸士之儀老御帳ニ相付退出、

以上

十二月

右ノ包紙ニ

又三郎様御家御傳來之御元服之御式、且御鎧御召初被爲濟付付被相混、十二月廿七日御祝之御次第書壹通、

右壹通天明五年巳二月九日近江殿ニ本田文藏江被成御渡納置

外事

重豪公御譜中

正文在文庫

爲歳暮之祝儀、小袖一重到來歡覺候、委曲田沼主殿頭可述外也、

〔天明四年〕十二月廿七日



薩摩 中將殿

全上

爲歳暮之御祝儀、以使者御小袖一重被獻之外、遂披露候

之處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔天明四年〕十二月廿七日

鳥居丹波守

忠意判

松平薩摩守殿

全上

扣正文在家老座

今日被遊御登 城外處、御禮前大目付松平對馬守殿ニ

之通御居殘ニ有之之間、御居殘被成外様御達有之、例年

之通御居殘ニ有歳暮之御祝儀被仰上外以後、御目付安

藤郷右衛門殿・曲淵勝次郎殿御引進、於 御白書院黒

鷲御杉戸前御老中様御列座、田沼主殿頭様ニ別紙之通

被仰渡外、

一西御丸江御登 城、御部屋江被遊御通、御目付成瀬安

次郎殿御引進、於 御白書院縁頬鳥居丹波守様御出席、

歳暮之御祝儀并恐悦之御禮被仰上外、

松平薩摩守

以來御禮席之儀、年始老 御白書院、月次老 御黒書院、

五節旬八朔 御白書院ニ有御禮可被申上外、

扣正文在右筆所

弥無御障玆重存_レ、然者今日年始於 御白書院御相伴、
月次 御黒書院、五節句八朔 御白書院ニ御禮可申上
旨蒙 仰_レ付_ル者、大廣間席之儀者相離申_レ、是迄於席
中何ぞ存寄_レ儀及無之、御次送申儀迎も無之_レ、尤其御
家之儀者古來方別段ニ_レ方共相替_レ付、此後迎及一統
相掛何ぞ格別御談等及有之節者、不相替御互ニ無遠慮可
申談心底罷在_レ、此旨兼_レ申述置_レ、將又又三郎以來御
席_レ罷出_レ者不相替御心添被_レ下度御頼申入候、

^(采)「天明四年」十二月廿八日

追_レ御同席中_レ及一通申入候得共、御上席故其元様

松平彈正大弼殿御申合、猶又御通達被_レ下度_レ、

^(采)「右松平陸奥守様江御留守居御使ニ被_レ仰遣_レ御口上書」

愈無御障玆重存_レ、然者今日年始於 御白書院御相伴、
月次 御黒書院、五節句八朔 御白書院ニ御禮可申上
旨蒙 仰_レ付_ル者、大廣間席之儀者相離申_レ、是迄於席
中何ぞ存寄_レ儀及無之、御次送申儀迎及無之_レ、此後又

三郎御席_レ罷出_レ者不相替御心添可被_レ下_レ、

^(采)「天明四年」十二月廿八日

追_レ御同席中_レ及一通申述置_レ得共、其元様松平陸
奥守殿御申合、猶又御通達可被_レ下_レ、

^(采)「右松平彈正大弼様江御留守居御使ニ被_レ仰遣_レ御口上覺」

今茲十二月二十八日、重豪登_レ城隨_レ例賀_ニ歲末_一、禮畢
後、於_ニ白書院黒鷲杉戸前_一老中聯座、田沼主殿頭意次傳_レ
命曰、自今凡慶禮之席、歲首五節供及八朔於_ニ白書院_一、
若_ニ月次_一於_ニ黒書院_一可_レ述_ニ賀儀_一也、

四年甲辰十二月二十七日始服甲冑、前此既冠、至是同催
慶宴、

扣正文在右筆所
此節御黒書院御禮被_レ 仰出候付、來七日致登 城、若菜
之御祝儀申上度奉存_レ、此段相伺申候、以上、
^(采)「御付札 不及此儀候」

〔天明五年〕 正月三日

御名

松平薩摩守殿

鳥居丹波守
忠意

〔右御伺書、正月三日御用番田沼主殿頭様江御留主居灘谷五郎右

衛門持参いたし、御側御用人三浦庄一を以一先入御内見外處、

思召寄無之外間、表向被差出外様被仰聞外付、御取次長嶋庄太

夫江取會差出外處、被成御請取、翌日御留守居御呼出二付、本

城源七郎罷出外處、右之通御付紙三而被仰渡外

2185

重豪公御譜中

正文在文庫

古書

一 神社佛閣修造興行事、

一 可專勸農事、

一 可徵納國々年貢事、

右任三箇條之旨可有沙汰之狀如件、

天明五年正月十一日 重豪御判

〔朱〕百三

右巳二月廿八日近江殿を被成御渡、東郷淺之丞納置之外事、

2183

重豪公御譜中

正文在文庫

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之外、遂披露候處一段之御

仕合外、恐々謹言、

〔天明五年〕 正月七日

意次判

〔朱〕在口裏一

田沼主殿頭

意次

松平薩摩守殿

2184

全上

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之外、遂披露外處一段之御

仕合外、恐々謹言、

〔天明五年〕 正月七日

忠意判

2186

重豪公御譜中

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御さたたのミ入そんし

まいらせ外、めてかしく、

一筆申上まいらせ外、

上々様ますく御機けんよく御座なされ、年頭の御規式

たんく濟せられ、めてたくそんし奉り外、然れば

御縁女様より御年玉として御文庫のうち、鯛一おり拜領
仰付られ、又三郎・けいへも拜領物

仰付られ、まことに以て有難き仕合にぞんし奉り外、右
の御禮申上たく外、又三郎・けいよりも御禮申上外まゝ、
御序のおりからよろしきやうに御とりなしたのミ入ぞん
しまいらせ外、めてたかしく、

(朱)
「天明五年」

藤崎さま

る申給へ

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御さたたのミ入ぞんし
まいらせ外、めてたかしく、

一筆申上まいらせ外、

上々様ますく御機けんよく御座なされ、恐悦にぞんし
奉り外、しかれは年始の御祝儀申上外付て、平野さし上
外處に、

公方様 大納言様 種姫君様

御目見 仰付られ 上意を蒙り御料理下され、誠に以て
冥加の至り有難き仕合にぞんし奉り外、右の御禮申上度

外、大納言様 種姫君様 御部屋様へも申上外、御序
のおりから

御前よろしきやうに御取成たのミ入ぞんしまいらせ外、
めてたかしく、

(朱)
「天明五年」

高をかさま

花そのさま

常盤井さま

たき川さま

野むらさま

いさ野さま

る申給へ

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御さたたのミ入ぞんし
まいらせ外、めてたかしく、

一筆申上まいらせ外、

上々様ますく御機けんよく御座なされ、恐悦にぞんし
奉り外、しかれ八年始の御祝儀申上外付て、平野さし上
外處に、

公方様 大納言様 種姫君様

御目見 仰付られ 上意を蒙り御料理下され、誠に以て冥加の至り有難き仕合にそんし奉り、右の御禮

御縁女様へ申上り、御序の折からよろしきやうに御とりなしたのミ入そんしまいらせ、めてたくかしく、

(宋)
「天明五年」

梅の井さま

大きさま

高はしさま

多申給へ

2189 重豪公御譜中

寫正文在文庫

御書院方之事

一御數寄屋

御書院方預之事

一御數寄屋頭

右之通被相改り條、準右り御書院方何くと唱來り分

考、御數寄屋何と相改可申旨被 仰出り段申來り條、

此旨申渡、可承面々には及可申渡り、

(宋)
「天明五年」 正月

仲

2190

重豪公御譜中

扣正文在右筆所

(徳川家治男、家基)
孝恭院様御法事中爲伺御機嫌、御千菓子一箱献上仕度り、

(宋)何之通可有獻上候
此節御黒書院御禮を及蒙 仰付、此段相伺申候、以上、

(宋)
「天明五年」 二月十二日

御名

(宋)
「右御伺書御差出相成り處、二月十四日御法事掛御老中牧野越中

守様を御留守居御呼出付、澁谷五郎右衛門罷出り處、右之通

御付紙^ニ而御用人橋本六右衛門を以御渡被成り」

2191

正文在文庫

今朝御千菓子一箱被獻之外、遂披露り處一段之御仕合、

恐々謹言、

(宋)
「天明五年」 二月廿一日

康福判

(宋)在口裏

松平周防守

松平薩摩守殿

康福

扣正文在家老座

御香燐銀拾枚

但 孝恭院様七回御忌御法事ニ付

御使者

種子嶋雲治(時應)

右者上野於本坊

御門主様出御、御獻納之御付紙臺埋闕方内横疊三疊目、

役僧より相備、二疊目にて御使者御禮執當方披露有之、

御老中牧野越中守様・寺社御奉行松平伯耆守様其外御役

々被成御出席外、

右之通今朝御獻納相濟、御使者案内私相勤首尾申上外、

以上、

〔(朱)天明五年〕二月廿五日

(留守居、輝承)
本城源七郎

(喜入久徳)
安房様

正文在文庫

歳暮之 御内書可相渡外間、明日五半時 御城江家來可

被差出外、以上、

〔(朱)天明五年〕二月廿六日

田沼主殿頭

松平薩摩守殿

重豪公御譜中

先是安永九年庚子九月四日

大樹家治公自内大臣遷右大臣、今茲天明五年春二月二十

七日、重豪享老中水野出羽守忠友、若年寄安藤對馬守信

明、西丸若年寄井伊兵部少輔直朗、御奏者板倉左近將監

勝政・松平玄蕃頭忠福、大目附大屋遠江守明薰、作事奉

行柘植長門守、普請奉行岩本膳正、日光奉行井戸美濃

守、佐渡奉行石野平藏(広通)及幕府士數十輩於芝邸、觀世・寶

生等來奏猿樂、老中召島津伊賀久金(家老)、川上頼母久品(御詰)、

關山糺金陣(大目附格)、村上靜馬(御用)、種子嶋雲治(御用)、矢

野清右衛門清香・面高善右衛門俊直(以上三人御役)、澁谷五郎右衛

門貫(留守居)富賜之盃酒、而獻檜重・鮮魚於

大家及

儲后、又是日使人贈檜重・茶・魚、老中・若年寄之不至

者、三月四日六日又設慶宴於芝邸、相續而招列侯及親戚

諸賓、備盛膳、命樂人奏舞曲、賀

大家之任官如左、

訂正文在家老座

御轉任爲御祝儀、御老中様先月廿七日被遊御招請筈之

(卷)本文致承知、

段者先達御申越通外、弥先月廿七日八時分、御老中水

明姫様 御文中方五甲上、

野出羽守様・若御年寄安藤對馬守様・西丸若年寄井伊

御前殿様立書状を以御祝詞由上候、先御招請後日御祝迄度力端首尾能被爲濟、

兵部少輔様、其外芙蓉之間御役人様方別紙御名書之通

恐悅御同意奉存候、被差越候別紙書留申付、都而川置候、以上

御出、御能御興行有之、御祝首尾能被爲濟、七半時過

御立被成外、御立後御勝手之御方様者御跡御祝有之、

何れ表様暮前御立被成外、

一拙者井川上頼母・關山糺、御側表御用人、御側役、御

留守居に御盃被下り儀、御取持之御方より御取合有之、

出羽守様より御盃被下り、御老中様御兩人に外得者、御

留守居迄都合拾六人御盃被下善り得共、西丸御老中鳥

居丹波守様ニ者御奉書御渡付、御出無之故、別紙之

人數八人頂戴被仰付外、

一御檜重一組宛

一鮮鯛一折宛

公方様

大納言様

御縁女様に

太守様より

一御檜重一組

御部屋様に

太守様より

右者御先格之通御文を以

公方様 大納言様に御杉重一組宛、御看一折宛御献上、

種姫君様 御縁女様 御部屋様に及御同品御献上被遊

度旨 御本丸表御使衆迄、平野より伺文差出外處、

御兩公様 御縁女様に伺之通

種姫君様に御献上物に不及、御部屋様に老御檜重一

組御添、看に不及段御差圖申來り得共、御檜重之方宜

外に付る者、御杉重之方宜者有之間敷哉と、内々平

野より小山様迄御尋申越り處、御返事之趣表致相違、

折節平野罷上り付、御直に御尋申上り得者、御四方

様共ニ御檜重之方宜を御献上被遊り筋ニ御沙汰有之、

御招請御當日、右之通從御内證御献上相濟外、

一御料理役出羽守様・若年寄様御小座敷に被爲入、御庭御

茶屋等に及御入替被成御座候段及御同朋衆被申聞外、

一出羽守様御立後、爲御挨拶

太守様御見廻、御出之若年寄様に老喜入安房殿御使、

其外様に老表方御使を以被仰達外、左り御大老様并

御出無之御老中様・若年寄様に御當日御先格之通、御肴・御檜重・御茶表方御使を以被進り、

一御招請相濟り付、跡々御招請之例を以、御役人限

御兩殿様に御祝儀申上り、各より先例之通

御兩殿様に御祝儀被申上り可有之外、其元

明姫様 御女中様方に先例を以御祝儀不申上り、尤

爰元ニ有老大奥に御祝儀申上り得共、各より之御祝

儀跡々不相見得り間、此節表其儀ニ不及筈り、

一去ル四日、六日後日爲御祝儀、別紙御客付之通被仰入、

御斷之御方様表有之、御能御興行御祝首尾克被爲濟り、

右之通御招請後日御祝迄表萬端首尾克被爲濟、恐悅

御同意奉存り、御役人様方御名書壹通、御客付三通、

御盃被下り名書壹通、御次第書三冊、御能組三折差

越り間、明姫様 御女中様方に被申上り儀者可被

申上り、別紙都の後年爲見合書留被申付置り可有

之外、以上、

但此節考段々 思召表有之、御次第書之内被相替、

御次第書外老御手當り申渡り故、跡々之振合

と老格別相替り、且若年寄様御之文字、此節よ

り被相除、旁爲御心得申越り、

(03)

(采) 天明五年「三月十二日」上 島津伊賀

(采) 五月七日

下「鳴津近江殿

鳴津 仲殿

宮之原主膳殿

御轉任御祝儀

御老中様御招請之御次第

一芙蓉之間以上之御役人様方追々御出、

御前置士出、町人共芝入、

一御奏者番様御着座、

御前御出御挨拶、

一御老中様御出之節布石迄

御前御出迎、大御書院に御案内、御老中様・若年寄様

御着座、御挨拶被爲在り御退座、

松平伊豫守様并溜詰之御方様表御書院二之間に御出

迎、御刀御小姓持之、大廊下陰に扣、御勝手之御方

様老御使者之間に御列居、四品以上之御刀御小姓持

之、後廊下に扣、御兩敬様表可右準り、御末家方中

之御門内、御取持方老薄縁迄御出迎、御役々御門内

外に罷出、

一 御老中様御刀御同明頭衆御教寄屋前衆御同朋衆被請取、御刀掛一ツニ被掛之、

若年寄様御刀、御坊主與頭被請取之、右御刀掛脇被差置、御刀掛無之

一 御役人様方御刀、御坊主請取之、衝立より上ニ差置、尤萬石以上以下少差別有之、

一 御熨斗

御座末ニある中座、

一 御茶

一 御能初

一 御本膳 三汁十菜 白木具

初罷出外壹人中座、

御二

御三

御向

一 御臺引 御前

一 御鉢

一 御汁 御替

一 御鉢

一 御汁 伺

一 御盃 御向之引替

一 御銚子

御酌中座、御取持方御差圖有之、

一 御引肴 御小姓

御盃臺之引替、

一 御銚子

御酌中座、御取持方御差圖有之、

御盃并御三引之、

一 御吸物 御二と引替

一 御嶋臺

御押 三方

御老中様御銘々は上、

一 御銚子

御前御出、御上席之御老中様御盃御取揚、此時御肴、

其御盃 御前に被進、御肴被進之、御返盃御肴不及、御次之

御老中様御盃御取揚、此時御肴、其御盃 御前に被進、

御肴被進之、御返盃御肴不及、御次之御老中様被召上外節御

肴、其御盃 御前に被進、御肴被進之御返盃無之、直其御盃

御上席之若年寄様は御加在る被進、御肴被進之此御肴出候節御前

御肴取、御返盃被爲在る御肴、其御盃御次之若年寄様は

被進、御肴被進之此御肴も同断、從是以下之御返盃、御肴被進

之、御末席迄順々御盃事被爲濟、此時御老中様御肴を而進に御返

盃御肴不及、都而被爲濟御肴の

御前御退座御蓋直御取持方、御滴上器御坊主与頭、

一御家老を初御役々に御盃被下り儀、御取持方御取合、

御老中様御銘々御盃白木御銚子差上、其御盃下敷居内三

疊目上に置、其時兩人ツ、罷出頂戴、御肴被下加無之、

其御盃を持御座末に退り節、滴上器御小姓、御同朋頭衆、御數寄屋頭衆、御同朋衆之内に

被請取之、臺に被差置、同人續り罷出、下敷居内二疊目

上に扣罷在、御盃御取揚之節御禮退座、順々頂戴、末

二罷出り者御盃持下、此時御取持方御取合、

大目附以上御盃自身に取、其外者御酌り相渡、

一右相濟

御前御出、御家來に御盃被下り、御挨拶被仰演之

御退座、

一御肴 三方最初之御肴と引替

御納之御肴改、御老中様に御銘々上、

一御銚子

御前御出、御老中様御盃御取揚之節御肴、其御盃

御前に被進、御肴御納、御盃御坊主組頭被請取、御次

之御老中様御同断相濟、御盃御坊主組頭被請取之御滴上

主組、

御嶋臺御肴御吸物等引之、

一御湯

御前御出、於御本間内御試(マシ)

一御水 扣

一御菓子

一御濃茶

一御後菓子

一御薄茶

一御能御見物所御仕切屏風御同朋出之、時節之儀御同朋頭衆・御數

寄居頭衆・御同朋衆・御坊主組頭差圖有之、

一空焚香爐出替之時、御坊主組頭差圖有之、

一御老中様・若年寄様方御小座敷に被爲入、

御煙草盆御同朋頭衆・御數寄屋頭衆・御同朋衆・御坊主組

頭取計、

一右之御方様御見物所に被爲入、

一御煙草盆

一御碗菓子

一御名酒 御蓋内之蓋御取取之、御名酒初
泡盛後砂糖泡盛と御通より上

御老中様・若年寄様・御奏者番様は若御銘々、其外様は若御相中ニ上、

一御吸物 御椀菓子と引替

一御盃

一御銚子

御仕切屏風上下二間に二銚子上、

一御肴 御吸物引替

一御銚子

此御銚子扣居又一献上、

右相濟御盃・御肴等引之、

一御薄茶

御立前於御見物所上、

一御能相濟御老中様・若年寄様方御相伴之御方様御着座之節、御仕切屏風御同朋引之、

一御取持方は御立之御沙汰被爲在、

御前御出御挨拶、御立之節如最前御送、若年寄様・御奏者番様は若御玄喚鏡板、其外御役人様は若拭縁に

御挨拶、

御勝手之御方様御末家方・御取持方・御家老を初、

御役々御出之節ニ同斷、

一御出之御老中様計御立後爲御挨拶御廻勤、若年寄様は若御家老、其外之御役人様は若表方以御使被仰演之、

一御大老様并御出無之御老中様・若年寄様は御茶・御檜重・御肴、表方御使を以御贈之、

御盃被下り家來

鳴津伊賀

川上頼母

關山 紘

村上靜馬

種子嶋雲治

矢野清右衛門

面高善右衛門

澁谷五郎右衛門

御轉任御祝儀

御招請御當日御勝手之御次第

一御勝手は御出之御方様、内御玄喚より御通付、御座之間御居間は御通之御方様は若、御勝手之間邊迄御側御

用人罷出御案内、

一四品以上之御方様御揃

(04)

御前御出御挨拶、

一 御本膳 三升十菜
白木具

御二

御三

御向

一 御臺引 御小姓

一 御鉢

一 御汁 御替

一 御鉢

一 御汁 伺

一 御盃 御向と引替

一 御銚子

一 御引肴 御小姓

一 御銚子

御盃并御三引之、

御二と引替、

一 御吸物

御盃掛

一 御銚子

御吸物引之、

一 御湯

一 御水 扣

一 御菓子

一 御濃茶

一 御後菓子

一 御薄茶

一 御出掛次第追々御料理差上、

御老中様并御相伴之御方様御立後、御勝手之御方様大

御書院に御着座、

御前御出御挨拶、

一 御熨斗

此時御前置土出、

一 御能初

一 御吸物

一 御盃 三方
土器

一 御押 三方 嶋津淡路守殿

四品以上御銘々上、

一 敷之御土器

御挾肴 淡路守殿

四品以上以上、

一 御銚子

御加有之、

一 表御玄喚より御立付、四品以上は老御末家方鏡板迄御送、

一 御家老・御側詰若年寄・大目付格薄縁、其外御役々くり石は罷出、

一 御末家方於御客間御料理上、

一 御臺引 御家老

一 御引肴 御小姓

一 數之御土器

一 御挾肴 御家老

一 御取持方於表御書院御料理出、

一 御臺引 御家老

一 御引肴 御小姓

一 數之御土器

一 御挾肴 御家老

一 御坊主與頭・御坊主於表御書院三之間御料理出、

一 數之御土器

一 御挾肴 此肴計御留守居

以上

(の5)

(の5)

二月廿七日

勝手

(卷)御老中 (忠友)

水野出羽守様

(卷)若年寄 (信明)

安藤對馬守様

(卷)西丸若年寄 (直朗)

井伊兵部少輔様

(卷)御奏者 (勝政)

板倉左近將監様

(卷)同 (忠福)

松平玄蕃頭様

(卷)大目付 (明憲)

大屋遠江守様

(卷)御作事奉行 (正憲)

柘植長門守様

(卷)御普請奉行 (正利)

岩本内膳正様

(卷)日光奉行 (弘佐)

井戸美濃守様

(卷)存渡奉行 (広通)

石野平藏様

斷

斷

斷

△斷▽

松平伊豫守 (治好)

佐竹右京大夫 (義教)

松平内藏頭 (池田治政)

松平隱岐守 (定國)

有馬中務大輔 (頼忠)

酒井雅樂頭 (忠以)

斷

斷

斷 斷

斷 斷 斷

九鬼(隆源)中務
 遠山(友福)和泉守
 酒井(忠崇)大學頭
 秋月(種德)山城守
 酒井(忠交)縫殿頭
 織田(秀總)筑前守
 柳生(後則)但馬守
 織田(信浮)左近將監
 鳥居(忠求)播磨守
 本多(助受)豐後守
 相良(長寬)壹岐守
 秋月(種茂)佐渡守
 毛利(匡芳)甲斐守
 有馬(善純)左兵衛佐
 稻葉(弘通)能登守
 奧平(貞男)大膳大夫
 阿部(正倫)備中守
 堀田(正順)相摸守
 酒井(麻實)修理大夫
 丹羽(長貴)加賀守

斷 斷

橋宗(元則)仙院
 池原(良誠)長仙院
 河野(通賴)仙壽院
(采「本マ」)
 荒井(保國)十兵衛
 柴村(盛方)源左衛門
 守山(房寬)八十郎
 水谷(勝盛)彌十郎
 戸田(勝愛)五助
 山口(信良)勘兵衛
 赤松(範善)左衛門
 三枝(恭)源之助
 京極(高直)伊豫守
 青山(成存)但馬守
 林肥(忠篤)後守
 水谷(勝直)但馬守
 大久保(教和)能登守
 久留嶋(通祐)信濃守
 松平(定堅)相摸守
 酒井(忠實)相摸守

斷

山添熙春院(直辰)
村田長庵(致利)
橋隆庵(元春)
桂川甫周(國瑞)
堀本一甫(舜珍)

倉橋三左衛門(久雄)

長田甚左衛門(信通)

酒依清左衛門(勝芳)

土方宇源太(光官)

篠山吉之助(航文)

村垣左太夫(知如)

松田小兵衛(信)

湯上彌次右衛門(信)

原田順阿彌

平井專阿彌

石川榮阿彌

鈴木壽碩

永倉珍阿彌(正尚)

(先「本マ、」)

斷

(07)

二月廿七日

能組

翁 三番叟

弓八幡觀世太夫

羽衣 實生太夫

祝言 十太夫
岩松

末廣かり

御跡

是界 金剛太夫

祝言 源五郎
金札

權平

御轉任御祝儀

後日後々日御客様之御次第

一四品以上之御方様御出之節、御家老・御側詰・若年寄・

以上

斷

葉山清八郎(急持)
嶋津淡路守(久般)
津嶋式部少輔(貞春)
伊勢萬助

仁右衛門

萬作 新三郎三太郎

久右衛門市郎兵衛

茂右衛門三郎四郎

彌太夫

彌太夫

才次郎 光次郎五郎兵衛

權平 千九郎長次郎

權平 清長次郎七郎

權平 清長次郎七郎

權平 清長次郎七郎

權平 清長次郎七郎

大目付格薄縁、御側表御用人・御側役・御留守居繰石

江出、

一御末家方并御取持方御玄喚迄御出迎、

一四品以上御出之節 御前御出迎依御官位之高、下御差引有之、大御書院江

御案内、御挨拶相濟ぬ 御入、

御刀取御小姓拭縁獅子御杉戸涯江扣居、其外様江者三之間江

扣居、

拭縁上蒙猪御杉戸涯より御用人御案内、

一御上客様御着座、

此時御前置士出、

一御熨斗

一御茶

一御能初

一御見物所御仕切屏風御同朋出之時節御坊主、組頭見計

一御煙草盆

初番相濟而

一御椀菓子

一御名酒

四品以上江二通三通之間、應御人數上、

萬石以上同、

萬石以下同、

二番相濟而

一御吸物 御椀菓子と引替

御盃掛

一御銚子

一御肴 御吸物引替

御盃掛

一御銚子

一御肴 前之御肴と引替

一御銚子

三番相濟而

一御中入

御前置士引、

一御仕切屏風御同朋引之、時節御坊主與頭見計

空焚香爐出替之、時節御坊主組頭見計

御煙草盆引之、

御料理 三汁七菜 白木具

一御本膳

御二

御三

御向

一 御臺引 御前兩側ニハ、御主居嶋津淡路守殿

一 御汁 御替

一 御鉢

一 御汁 伺

一 御盃 御向と引替

一 御銚子

一 御引肴 淡路守殿兩側ニハ、御主居 御前

一 御銚子

御盃并御三引之、

一 御吸物 御二と引替

一 御嶋臺

一 御押 三方

四品以上御銘々上、

一 御銚子

御前御出、御上客様被召上ハ節御肴在、其御盃

御前被進、御肴被進之、御返盃御肴不及、四品以上御順ニ

御盃事相濟御入御臺置御取持方御滴土器御坊主與頭、

一 右以下之御方様に老御取持方御挨拶有之、數之御土器

御銘々上、

一 御挨拶

三方 六日 松平親負様 嶋津式部少輔殿

兩側ニハ、御主居嶋津式部少輔殿 六日伊勢萬助殿

一 御銚子

一 御肴 最初之御肴と引替 四品以上江著御銘々御納之、御肴三方改上

一 御銚子

御前御出、御上客様被召上ハ節御肴在、其御盃

御前被進、御肴被進之、御納御順ニ相濟、御入

御臺置御取持方、御盃并、御滴土器御坊主與頭取計

御嶋臺・御肴・御吸物等引之、

一 御湯

一 御水 扣

一 御菓子

一 御濃茶

御前置士出、

一 御能初

一 御後菓子

一 御薄茶

一 御仕切屏風御同朋出之、時節御坊主與頭見計

一空焚香爐出替之時、御坊主組頭差圖有之、

一 御客様御見物所に被爲入、

一 御煙草盆

四番目初

一 御吸物 御肴
与付

御盃掛

一 御銚子

御加有之、

一 御肴 御吸物引
替御盃掛

一 御銚子

御肴引之、

一 御能相濟、御仕切屏風御同朋引之 時節御坊主、
与頭見計

御煙草盆引之、

一 御茶

一 御上客様御立前 御前御出御挨拶四品以上、

御立之節、板之間又考拭縁迄御送、

一 御末家方・御取持方最前之通御出、御役々奉同斷、

一 御勝手之御方様に御中入之節、御座之間・御小書院等

こゝの御料理上、四品以上之御方様に御嶋臺・御押御銘

々上、御盃事同斷 御臺直御取持方
御滴土器御坊主与頭、

御臺引 御前兩側ニハ、御主居淡路守殿

御引肴 淡路守殿兩側ニハ、御主居 御前

數之御土器

御挾肴 式部少輔殿兩側ニハ、御主居又吉郎殿

一 御取持方に於表御書院御料理出、

御臺引 御家老

御引肴 御小姓

數之御土器

御挾肴 御家老

一 御末家方に於御客間同斷出、

御臺引等都ゝ右同斷、

一 御坊主組頭并御坊主表御書院より御能見物可有之ハ、

二番初、大御書院に御菓子・御吸物・御肴・御銚子等

上りり、以後右品々於溜之間差出、御中入之節於表御

書院三之間御料理出、

數土器

挾肴 此肴計御留守居

三月四日

御次第不同

大書院

(の9)

勝手之間

御斷

狩野榮川院様(典信)

御斷

狩野養川様(惟信)

居間書院

御斷

鍋嶋甲斐守様(直通)

御斷

織田左近將監様

御斷

立花出雲守様(種周)

御斷

柳生但馬守様

御斷

酒井縫殿頭様

御斷

九鬼中務様

御斷

京極伊豫守様

御斷

京極八之助様(高樹)

御斷

村松四兵衛様

御斷

村松代七様(藏)

御斷

橘隆庵様(親精)

御斷

小川玄孝様(親精)

御斷

山添宗積様(直勝)

居間

御斷

奥平大膳大夫様

御斷

松平靱負様

山添熙春院様

桂川甫周様

堀本一甫様

勝手

島津淡路守

島津式部少輔(久道)

島津又吉郎(有忠)

深見久太夫殿

伊勢萬助殿

以上

(の10)

三月六日

御次第不同

大書院

御斷

松平左近將監様(頼朝)

御斷

松平左京大夫様(頼隆)

御斷

佐竹右京大夫様

御斷

松平内藏頭様(重忠)

御斷

松平安藝守様(高忠)

御斷

藤堂和泉守様

有馬中務大輔様

酒井雅樂頭様

丹羽加賀守様

松平出雲守様

酒井修理大夫様

松平左兵衛佐様

稻葉能登守様

毛利甲斐守様

諏訪伊勢守様

秋月佐渡守様

本多豊後守様

牧野兵部少輔様

柳澤信濃守様

立花丹後守様

小笠原伊豫守様

秋月山城守様

酒井大學頭様

永谷但馬守様

林肥後守様

土屋伊豫守様

御斷

御斷

御斷

御斷

御斷

御斷

御斷

松平隱岐守様

名取半左衛門様

林百助様

山口勘兵衛様

守山八十郎様

永井傳右衛門様

鈴木清兵衛様

諏訪部文九郎様

長野善三郎様

橘宗仙院様

河野良以様

桂川甫周様

長谷川太郎兵衛様

倉橋三左衛門様

長田甚左衛門様

酒依清左衛門様

土方宇源太様

篠山吉之助様

御斷

御斷

表書院
御取持

勝手之間

御斷

原田順阿彌様

平井專阿彌様

石井榮阿彌様

小書院

△御斷▽

松平隱岐守様

池原長仙院様

居間書院

松平伊豫守様

松平左兵衛様

河野仙壽院様

山添熙春院様

居間

阿部備中守様

奥平大膳大夫様

鳥居播磨守様

酒井相摸守様

水野壹岐守様

松平鞆負様

橋本阿波守様

青山但馬守様

御斷

戸田五助様

水谷彌十郎様

橋本(忠貞)數馬様

戸田久次郎様

堀本一甫様

御斷

田村元長様

勝手

島津淡路守

島津式部少輔

島津又吉郎

御斷

深見久太夫殿

伊勢萬助殿

(の11) 三月四日

能組

翁 三番叟

佐保山 金春大夫

知章 左織

江口 金剛大夫

飛雲 源五郎

彦太郎

嘉内

六右衛門

才次郎

彌太郎

甚四郎 彦兵衛
虎市 小八郎

源五左衛門 平八
伝五左衛門 藏

七右衛門 清左衛門
織三郎

織左衛門 林左衛門
太郎左衛門 八

祝言 源之進 養老

八十治

五右衛門 杉右衛門
長右衛門 七五郎

文相撲

八右衛門

素袍落

武右衛門

井杭

直右衛門

三月六日

能組

翁 三番叟

彌太夫

難波 實生大夫

茂右衛門

九郎兵衛 新三郎
虎市 熊八郎

田村 幾衛

嘉内

織之進 七左衛門
太郎左衛門

卷衣 金剛大夫
五段神樂

彦太郎

三郎右衛門 惣右衛門
清次郎 庄兵衛

石橋 彌五郎

萬作

五郎兵衛 又六郎
藏 兵次郎

祝言 高左織
高砂

甚之助

五右衛門 又六郎
長右衛門 七五郎
七五郎

八幡前

八右衛門

内沙汰

仁右衛門

悪坊

伊兵衛

重豪公御譜中

寫正文在文庫

公邊江御嫡子様又者御隠居様御居室と被 仰出置外御

屋地之所、御内輪ニの者二丸と相唱外様被 仰付外、
(縁邊御室)

一妙心院様御存生之内被成御座外地面を、山下御屋鋪と

申來外得共、山下之名目被相除、右地面者二丸一圍ニ

被仰付外、左外亦當分山下御鷹部屋被建置外邊迄を、

山下と相唱外様被 仰付外、

二丸御門之事

一矢來御門

南口御門之事

一御臺所御門

御下屋敷御門之事

一二丸御門

右同裏御門之事

一南御門

御勘定所門之事

一御役所御門

隨神門脇御中門之事

一花園御門

右之通相唱外様被仰付、尤

公邊江御書出等有之節者、前々繪圖面之通被仰付外旨

被仰出外段申來外、此旨可承面々江可申渡外、

〔天明五年〕二月 (鳥津久起)
近江

全上
正文在文庫

若君様爲御髮置御祝儀、

公方様 若君様は、以使者如目錄被獻之、遂披露外處一

段之御仕合、恐々謹言、

〔天明五年〕三月十一日 戸田采女正 氏教判

(鳥津重孝)
松平上總介殿

〔重豪ノ上總介改名ハ天明七年正月廿九日ノ事ナレハ、本文書ノ年紀ヲ疑フヘシ〕

重豪公御譜中

扣正文在右筆所

私儀持病有之下冷外間、差發外節者當夏足袋用申度御座

外、此段相伺申候、以上、
(朱)御付紙
足袋用可被申候

〔天明五年〕三月廿三日 松平薩摩守

〔朱〕
一右御伺書御日附當日、御用番田沼主殿頭様江御留守居矢野清右衛門を以被差出外處被成御請取、翌日御留守居御呼出ニ付、澁谷五郎右衛門罷出外處、右之通御附紙ニ而主殿頭様御用人武田

織右衛門を以被仰渡外、翌日 西丸御老中様江御書付ニ而御届有之御先例ニ而候得共、脇々御聞合之上、此節より不及御届候事

全上
扣正文在家老座

松平薩摩守持病有之下冷外間、差發候節者足袋用度段、

御用番田沼主殿頭様に相伺外處、足袋可用旨御差圖御座外、此段以使者申達外、御同役中様に被仰置度候、以上、

〔天明五年〕三月廿五日 使者 四本長右衛門

山口佐左衛門

〔朱〕
一右御用御頼御目付山川下總守殿江四本長右衛門、右同末吉善左衛門殿江山口佐左衛門御使相勤外、貳通共銘々御家老座調、尤跡々書來養有之外得共、此節御留守居御使番江致吟味、以來右之通相成外事

全上
扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御さたのミそんしま

いらせり、めてかしく、

御ふみ拜見いたしり、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、一昨日ハ 御本

丸へ

御縁女様御逗留に 入せられ、めてたくそんし奉りり、

右に付て御塗ちう一くミ上り合のよしにて、御内々より

拜領仕り、有難き仕合にそんし奉りり、此よし何分にも

よろしく御とりなしたのミ入そんしまいらせり、めてた

くかしく、

〔朱〕
「天明五年」

藤さきさま

御返事

全上

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしま

いらせり、めてかしく、

一筆申上まいらせり、

上々様ますく御機けんよく御座なされ、恐悦にそんし

奉りり、然れハ 御本丸へ

2202

御縁女様御逗留に 入せられりに付て、きのふハ御ちう

一くミ御内々にて拜領仕り、誠に以てありかたき仕合に

そんし奉りり、右の御禮申上たくり、御序の折からよろ

しきやうに御とりなしたのミ入そんしまいらせり、めて

度かしく、

〔朱〕
「天明五年」

藤さきさま

る申給へ

全上

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしま

いらせり、めてかしく、

御ふみ拜見いたしり、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉

りり、然れハ

御縁女様此間御逗留に 入せられりに付、御内々にて

御部屋様へしん上物仕りり處に、御とりつたへにて仰下

されり趣、殊に御たはこたん筈・御さかな一おり拜領仕

り、有難き仕合にそんし奉りり、此よし何分にもよろし

同五年四月十六日

大樹家治公遣_二老中牧野越中守貞長芝邸_一、賜_二予歸國之暇_一、恩賚如_二先格_一、

儲后家齊公亦遣_二西丸老中鳥居丹波守忠意_一、賜_二紗綾二十卷_一、各送迎、畢島津淡路守忠持代_レ予、至_二大老及老中邸_一、謝_レ恩、亦遣_二留守居于若年寄邸、表方使者于御側衆邸_一、謝_レ恩、同十八日老中奉書、明日登_レ城於_二黒書院_一見_レ於大家及_二儲后_一、謝_レ賜_レ告_レ之恩_一、松平能登守乘保爲_二奏者_一、月直老中水野出羽守忠友爲_二彌縫_一、時

大家加_二懇篤之尊言_一、賜_二龍蹄一匹_一、乃奉_二禮謝_一、直登_二西丸_一、就_二老中鳥居忠意_一謝_レ恩、畢少病起不_レ能_二行謝_一、故遣_二番頭使者大老及老中邸_一謝_レ恩、亦遣_二留守居于若年寄邸、表方使者于御側衆邸_一謝_レ恩、是日守邸家老二階堂主計行且登_二本丸及_一西丸_一、各獻_二品物_一奉_レ拜_二謁兩公_一矣、

く御とりなしたのミ入そんしまいらせり、めてたくかし

く、

〔^(株)天明五年〕

藤崎さま

御返事

全上

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしまいらせり、めてかしく、

一筆申上まいらせり、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉りり、然れハ

御部屋様へ御内々しん上物仕りり處に、きのふは御たはこたん筒・御着拜領仕り、有難き仕合にそんし奉りり、右の御禮申上度りま、何分にもよろしく御とりなし下されりやうにたのミ入そんしまいらせり、めてたくかし

〔^(米)天明五年〕

藤々々さま

る申給へ

全上

正文在文庫

明白五半時登

城御暇之御禮可被申上外、以上、

(宋) 一天明五年 四月十八日

- 水野出羽守
- 牧野越中守
- 田沼主殿頭
- 松平周防守

松平薩摩守殿

2206 正文在文庫

家來一人

御目見被 仰付外間、召連可被罷出外、

2207 重豪公御譜中

今茲夏四月二十一日

大家賜「重豪俊鷹二翼」、二十三日遣「側役市田勘解由教國・留守居本城源七郎輝承・鷹匠頭肥後藤右衛門及鷹匠二人吹上役所」、

大家有司戸田五助及組頭水谷善兵衛出而與「俊鷹」、受之而各還「芝邸」、其儀如「左」、

明廿三日御鷹 御頂戴ニ付御手當

- 一遠見附置、御鷹參り外御左右可申上外、
- 一張番所寄物頭壹人相勤、其外肝煎同心御道具師等先格之通、

- 一御本門上番所に中小姓貳人可相詰外、
- 一御本門内手桶飾、

- 一御鷹參り節御使者有之候ハ、内御玄喚に可相通外、
- 一内御玄喚に小番兩三人相詰、御使者取次可致外、

- 一御座之内御床、壽老人・立松其外御床定飾、
- 一御鷹參り節、御玄喚薄縁に御家老・大目付格罷出、御側表御用人・御留主居・御使番・御目付繰石迄可罷出外、

- 一相掛外御役人以上御取次番熨斗目半袴并諸士老麻上下着用、

一御鷹 御頂戴相濟

御入、御家老并御側役格以上拜見可被仰付外、

- 一右之外、別紙御次第書之通、
- 右之通無間違可取計旨、可承面々には洩様可申渡外、

(宋) 一天明五年 四月廿二日

主計

御鷹 御頂戴之御次第

一 御座之間 御下段に

御出座 御覽斗目
御半袴

一 御鷹鶴捉・鷹捉と順々相捉、御鷹匠頭差添、表御書院
御入頬、大御書院内并御小書院前廊下罷通、御座之間
龍田御杉戸涯より御鷹匠頭相据罷出、鶴捉御鷹被遊
御頂戴、畢る御上段御座架に相繋之、引續鷹捉御鷹
御頂戴同斷、畢る

御入、

以上

此二通白木御文書六番箱四号ニアリ

江戸詰御記録方添役黒田嘉右衛門より四月廿三日御使便
差下、五月十四日納置也トアリ

全上

寫正文在右筆所

返くまんく年もと祝入まいらせり、めてたくか
しく、

上々様かた御機けんよく成らせられ御めてたき、扱ハ
此度御鷹御拜領被成度よし、

御縁女様より御願遊ハしりま、御内々にてつかハされ

り、御めてたく御拜領被成りへくり、めてたくかしく、

〔朱天明五年〕

高岳 ハ

松たいら

さつまの守様

人々御中

2210

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしくたのみそんしまいらせ

り、めてかしく、

御ふみ拜見いたしり、

上々様ますく御機けんよく御座なされ、恐悦にそんし

奉りり、然れハ

御縁女様より御願遊ハしりに付て、御内くにて御鷹拜

領 仰付られ、有難き仕合にそんし奉りり、此たん何分

にもよろしく御とりなし下されりやうに、たのみ入そん

しまいらせり、めてたくかしく、

〔朱天明五年〕

高をかさま

御返事

寫正文在右筆所

なをく誠にく幾久しくまんく年御めてたさの
みいはるく入まいらせり、めてたくかしく、

上々様かた御機嫌よく成らせられ御めてたさ、扱は御國
元への御いとま 仰出されり御事御めてたさ、此八丈拾
たん御内く方御手まへ様へつかハされり、御めて度御
戴被成へくり、めてたくかしく、

(奉) 一「天明五年」

まつ平

薩摩守様

人々御中

大きさ

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしくたのみそんしまいらせ
り、めてかしく、

御ふみ拜見いたしり、

上々様ますく御機けんよく御座なされ、恐悦にそんし
奉りり、扱は私事國元への御暇 仰出され、あり難くそ
んし奉りり、それに付八丈十たん御内より拜領仕り、
誠に以てありかたき仕合にそんし奉りり、此よし何分に

もよろしく御とりなし下されりやうに、たのみ入そんし
まいらせり、めて度かしく、

(奉) 一「天明五年」

大きささま

御返事

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御さたたのみそんしま
いらせり、めてかしく、

一筆申上まいらせり、

上々様ますく御機けんよく御座なされ、恐悦にそんし
奉りり、然れハ一昨日は

大納言様より御内々八丈織十たん拜領仕り、誠に以て有
難き仕合にそんし奉りり、右の御禮申上たくり、御序の
折から

御前よろしきやうに御とりなしたのみ入そんしまいらせ
り、めてたくかしく、

(奉) 一「天明五年」

公方様御方

高をかさま

る申給へ

扣正文在右筆所

なをくいかはともよろしくたのみそんしまいらせ
外、めてかしく、

御ふみ拜見いたし外、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉
り外、然れば私事此たひ國許への御暇 仰出され、あり
難くそんし奉り外、それに付

御縁女様より御内々にて白羽二重十疋拜領仕り、誠に以
てあり難き仕合にそんし奉り外、此よし何分にもよろし
く御とりなし下され外やうに、たのみ入そんしまいらせ
外、めてたくかしく、

〔采〕
「天明五年」

高をかさま

瀧川さま

御返事

扣正文在右筆所

なをくいかはともよろしく御さたたのみそんしま
いらせ外、めてかしく、

一筆申上まいらせ外、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐なからめてた
くそんし奉り外、しかれば先ほとは

御縁女様より羽二重拜領仕り、誠に以てあり難き仕合に
そんし奉り外、右の御禮申上度外、御序の折からよろし
きやうに御取成たのみ入そんしまいらせ外、めてたくか
しく、

〔采〕
「天明五年」

御本丸

高をかさま

瀧川さま

る申給へ

全上

扣正文在右筆所

なをくいかはともよろしく御さたたのみそんしま
いらせ外、めてかしく、

一筆申上まいらせ外、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐なからめてた
くそんし奉り外、しかれば先ほとは

御縁女様より御内々にて羽二重十疋拜領仕り、誠に以て
あり難き仕合にそんし奉り外、右の御禮申上度外、御序

の折からよろしきやうに御取成たのミ入そんしまいらせ
外、めてたくかしく、

御縁女様御方

藤崎さま

る申給へ

2217

全上

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしま
いらせ外、めてかしく、

一筆申上まいらせ外、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉
り外、しかれハきのふは

御縁女様より羽二重十ひき拜領仕り、誠に以て有難き仕

合にそんし奉り外、右の御禮

公方様へ申上たく外、御序の折から

御前よろしきやうに御とりなしたのミ入そんしまいらせ

外、めてたくかしく、

〔天明五年〕

高をかさま

る申給へ

2218

重豪公御譜中

正文在文庫

爲端午之祝儀、帷子單物到來歡覺候、委曲水野出羽守可
述外也、

〔天明五年〕 五月二日

家治公
墨印

薩摩

中將殿

2219

全上

爲端午之御祝儀、以使者御帷子單物被獻之外、遂披露候
之處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔天明五年〕 五月二日

鳥居丹波守
忠意判

松平薩摩守殿

2220

重豪公御譜中

扣正文在家老座

九月十五日

太守様今日月次之御禮押る

御登 城被遊外様、前日田沼主殿頭様方私共被召呼、

御側御用人三浦庄二を以御内々被仰達り、依之今朝御例刻御供揃こゝる 御登 城被遊り處、御禮以前於大廣間御席、田沼主殿頭様方大目附久松筑前守殿を以、當時 御由緒柄こゝる間、朔望其外 御登 城之節々、向後大廊下下之御休息所に可被遊御通り、尤年始・五節句之儀々、先是迄之通被遊御心得り様被仰達り、左り直こゝ御部屋に被遊 御通、毎之通月次之御禮被仰上、右御禮濟御居殘被遊、結構被爲蒙 仰り御禮、於御白書院御縁類被謁御老中様被仰上り、

一西丸に表被遊 御登 城、是又月次之 御出仕被爲濟り上、御老中鳥居丹波守様に被謁、結構被爲蒙 仰り御禮被仰上り、尤 御退 城以後御老中様方に爲御禮被遊 御廻勤り、

一同月廿三日田沼主殿頭様より私共内御呼出付罷出り處、御用人大竹三左衛門を以被仰達り、朔望廿八日御登 城之節、向後大廊下下之御休息所より、櫻之間御障子涯に被成 御扣り様可被遊り、御場所之儀々、其節大目付衆、御目付衆に御聞合可被成り、且又朔望其外 御登 城之節計、大廊下下之御休息所に被爲在御座り様、先達を被仰達置り得共、年始・五節句等 御登

城之節々、右御同様下之御休息所に向後被成御座り様可被遊御心得旨、右同人こゝる御口達を以被仰達り、十二月廿八日

一太守様今日御例刻御供揃こゝる被遊 御登 城、月次之御禮毎之通被爲濟り上被仰渡り、御用之儀有之り間御居殘被遊り様、御禮以前大目付衆より御通達有之、御禮濟御白書院於鶯之御杉戸涯、御老中様方御列席之上、田沼主殿頭様方、以來御禮席之儀、年始々御白書院こゝる御相伴、月次々御黒書院、五節句・八朔御白書院こゝる御禮可被仰上旨、御書付を以被仰達り、尤西丸に表御登 城被遊、當日之御出仕相濟り後、前文之御禮を表御老中鳥居丹波守様に被謁被仰上、 御退 城以後御老中様方不殘爲御禮 御廻勤被遊り、

正月二日

一今日御例刻 御登 城被遊、當年始より於御白書院御相伴初る被遊 御勤、彼是之御式無御滞被爲濟、夫より直こゝ西丸に被遊 御登 城、年始付る之御出仕是又無御滞被爲濟、 御退 城以後御老中様方に 御廻勤被遊り、

同月十五日

一御例刻御供揃ゝる被遊 御登 城、今日より於御黒書

重豪公御譜中

院月次之御禮初ゝ被仰上付、御居殘御禮を表被仰上、

担正文在家老座

尤西丸に表 御登 城被遊、當日之御出仕被爲濟外、

且是迄西丸に月次之御禮十五日、御登 城被遊外處、

以來 御三家様并御黒書院御禮之御方々様御同様御振

替に相成、朔日に 御登 城被遊外様今日被仰渡り、

左外ゝ 御退 城以後右旁之爲御禮、并伊掃部頭様、

其外御老中様方不殘被遊 御廻動外、

三月三日

一太守様御例刻御供揃ゝる被遊 御登 城、御黒書院御

禮被爲蒙 仰外以後、五節句初ゝ於御白書院御禮被仰

上、左外ゝ直に西丸に表被遊 御登 城、諸事無御滯

被爲濟外、

右若去九月十五日大廊下下之御休息所に可被遊御通

旨被爲蒙 仰、且舊臘廿八日御黒書院御禮等重疊結

構被爲蒙 仰外、以後年始・月次・五節句 御登

城之節々御供を表相動外付、右御一件之儀共都ゝ相

認此段申上外、以上、

〔天明五年〕

五月十五日

〔留守居、貫當〕
澁谷五郎右衛門

2222

全上

薩摩守領分琉球國近來打續ゝる凶年、就中去歲霖雨降續、

諸作毛等悉致不熟、其外島々之儀及大風に一統及飢饉、

且年貢米船數艘破損、又若行衛不相知表有之、中山王藏

米到ゝ引入相成外處、凶年二付ゝ若可及飢者數萬人有之、

藏米手迫之上なから急難之儀故、右之内を以夫々配當申

付、其上薩州に差渡菅之圍米迄表不殘差出相救外得共、

一統之儀に中々行届兼、極々難澁之趣に付、救米之儀

此節琉球を以申越外段、國元役人共申越外、前件

通當難之儀御座外間、則其手當申付、先藏米貳萬石餘差

續、猶又追々續方申付外積に外、右次第之儀に於以來可

及何程哉難計御座外、委細之儀若追ゝ琉球より申越外上

御届可申上外得共、先右之段申上置外様申付、此段申上

候、以上、

〔天明五年〕

五月十六日

〔松平薩摩守内〕

澁谷五郎右衛門

〔天明五年〕

五月十六日

〔松平薩摩守内〕
澁谷五郎右衛門

一右書付五月十六日、御留守居澁谷五郎右衛門が御用番松平周防

守様江差出外處、御請取被成候段、右御取次を以被仰聞外

〔天明五年〕

五月十六日

〔松平薩摩守内〕

澁谷五郎右衛門

扣正文在右筆所

私儀國元江之御暇被下置外付、御當地可致發足處、脚病其上持病之疝積差發、長途之旅行難仕外付暫致保養、快罷成外者早速發足可仕外、此段御届申上外、以上、

〔采〕天明五年 五月十七日 松平薩摩守

〔采〕右御届書御日附當日、御用番松平周防守様江御留主居灘谷五郎右衛門を以被差出外處、被成御請取外段、御用人小村平之丞を以被仰聞外〕

2223 全上

寫正文在文庫

鎌倉

白旗大明神

鶴ヶ岡

八幡宮

頼朝公

御廟

忠久公

同

右江

御家督ニ付一度

御參詣

毎年頭 御年忌 御官位御昇進等ニ付

御代參御家老

右之通向後被相定外旨被 仰出外條、此旨可承面江可申渡置外、

〔采〕天明五年 五月 〔書入久福〕安房

2224 重豪公御譜中

扣正文在右筆所

私儀國元江之御暇被下置外處、不快有之發足難相成、致

養生外得共今以不致全快外、依之步行試度御座外間、下

屋鋪江相越外儀奉願外、以上、

〔采〕天明五年 六月二日 松平薩摩守

〔采〕右御書付御日附當日、御用番水野出羽守様江御留守居本城源七郎を以被差出外處、即日御留守居御呼出ニ而右之通御附紙を以被仰渡外〕

2225 重豪公御譜中

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしま
いらせり、めてかしく、

御ふミ拜見いたしり、

上々様ますく御機けんよく御座なされ、恐悦にそんし
奉りり、然れハ今日ハ

御縁女様御誕生日御祝るに付て、御さかな一おり御内々
にて拜領仕り、誠に以てあり難き仕合にそんし奉りり、
此よし何分にもよろしく御とりなしたのミ入そんしま
いらせり、めてたくかしく、

〔天明五年〕

藤崎さま

御返事

右御書中御誕生日トアルハ、按ニ安
永二年癸巳六月十七日御生レトア
レハ、即此書六月十七日ニ当レリ

2226

全上

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしま
いらせり、めてかしく、

一筆申上まいらせり、

上々様ますく御機けんよく御座なされ、恐悦にそんし

奉りり、しかれハ

御縁女様御誕生日御いわるに付て、御さかな一おり拜領
仕り、有難き仕合にそんし奉りり、右の御禮申上たくり、
御序の折からよろしきやうに御とりなしたのミ入そんし
まいらせり、めてたくかしく、

〔天明五年〕

藤崎さま

る申給へ

2227

重豪公御譜中

萬鶴者諸縣郡野尻郷紙屋川内村農夫武左衛門娘也、嫁ニ同
郷瀬崎村農夫喜左衛門、不ニ數月ニ而舅姑皆病没、祖母年
老病在ニ牀蓐ニ、萬鶴晝夜侍レ側提携抱持慰ニ祖母之心、天
明五年夏重豪賜ニ米二十苞ニ褒賞、

2228

重豪公御譜中

正文在文庫

今朝琉球布一箱・砂糖漬天門冬一器・赤貝鹽辛一器・琉
球泡盛酒二壺被獻之り、遂披露り處一段之御仕合り、恐
々謹言、

〔天明五年〕^(朱) 六月十八日 貞長判

松平薩摩守殿 牧野越中守 貞長

2229 全上

今朝琉球布一箱・砂糖漬天門冬一器・赤貝鹽辛一器・琉球泡盛酒二壺被獻之外、遂披露外之處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔天明五年〕^(朱) 六月十八日 忠意判

松平薩摩守殿 鳥居丹波守 忠意

2230

重豪公御譜中 扣正文在右筆所

私儀國元^(朱)之御暇被下置外處、脚痛其上持病之疝積差發外付、發足暫延引之儀御届申上置外、且又依願下屋敷に相越、歩行を^(朱)奉試、段々致養生外得共今以相勝不申、殊暑中長途之旅行無覺束由、當時療治之河野仙壽院申外、依之當秋迄^(朱)借府致養生度外、尤其内快外ハ、發足可仕外、

此段相願外、以上、

〔天明五年〕^(朱) 六月廿三日 松平薩摩守

右御願書御日附當日、御用番牧野越中守様^(朱)御先手土方宇源太殿を以被差出外處御請取被成、同廿五日越中守様を御留守居御呼出^(朱)而本城源七郎罷出外處、右之通御附^(朱)而被仰渡外、

2231

重豪公御譜中 寫正文在右筆所

なをく何もよろしく申まいらせ外やうにとの御事におハしまして、めてたくかしく、

上々様かた御機嫌よく成らせられ御めてたさ、さやうに御座り得ハ此瓜一かこ・御着一おり、暑中に付御部屋様より御内々にて御手まへ様へまいらせられたさこのよし私よりよろしく申まいらせ外様ことの御事におハしまして、ま事にくいくひさしく萬々年御めてたさのミといわるく入まいらせ外、めてたくかしく、

〔天明五年〕^(朱) 松たいら 薩摩守様 人々御中

藤崎 〆

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしくたのミそんしまいらせ
外、めてかしく、
御ふミ拜見いたし外、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉
り外、然れば暑中に付、

御部屋様より御内々にて瓜一かこ・御肴一おり拜領仕り、
誠に以てあり難き仕合にそんし奉り外、此よし何分こも
よろしく御とりなし下され外やうに、たのミいりそんし
まいらせ外、めてたくかしく、

(采)
「天明五年」

藤崎さま
御返事

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしくたのミそんしまいらせ
外、めてかしく、

一筆申入まいらせ外、

上々様ますく御機けんよく御座なされ、恐悦にそんし
奉り外、然れば暑中に付、昨日は

全上
扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしま
いらせ外、めてかしく、

重豪公御譜中

御部屋様より瓜一かこ・御肴一折拜領仕り、誠に以て有
難き仕合にそんし奉り外、右の御禮申上度りまゝ、よろ
しく御とりなし下され外やうにたのミ入そんしまいらせ
外、めてたくかしく、

(采)
「天明五年」

藤崎さま

源兵衛者始羅郡帖佐郷餅田村農夫也、天性孝順、自幼至
長事父母、左右就養不怠、往同社之會、則取珍羞菓
子、不獨食、持之而還、必進父母、久而鄉黨知其孝、
每有社會、必盛饗品於器、一者與源兵衛、一者贈
父母、父曰、幸左衛門、安永九年病没、母亦年老、飲食日
減、源兵衛竭力保養無怠、天明五年夏、重豪賜若干品、
褒賞其孝、

一筆申上まいらせり、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉りり、然れば私事御暇下しをかれり處に、痛所これあり、當秋まで滞府養生仕り度たん願ひの通り 仰付られ、有難き仕合にそんし奉りり、右の御禮申上度り、種姫君様 御部屋様へも申上り、御序の折から御前よろしきやうに御とりなしたのミ入そんしまいらせり、めてたくかしく、

(巻)
「天明五年」

御本丸

高をかさま

花そのさま

常盤井さま

萬里小路さま

たき川さま

野むらさま

いさ野さま

る申給へ

西丸

梅の井さま

大さきさま

2263

高はしさま

る申給へ

全上

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしまいらせり、めてたくかしく、

一筆申上まいらせり、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉りり、然れば私事御暇下しをかれり處に、痛所これあり、當秋まで滞府養生仕り度たん願ひの通り 仰付られ、有難き仕合にそんし奉りり、右の御禮 御縁女様へ申上たくり、御序の折からよろしきやうに御とりなしたのミ入そんしまいらせり、めてたくかしく、

(巻)
「天明五年」

御縁女様御方

梅の井さま

大さきさま

高はしさま

る申給へ

2227

重豪公御譜中

正文在文庫

爲生見玉之御祝儀、黄金十兩被獻之、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔采〕
「天明五年」七月六日

水野出羽守 忠友判
牧野越中守 貞長判

田沼主殿頭 意次判

松平周防守 康福判

〔表紙〕

重豪公 自天明五年七月
齊宣公 至同 六年六月

追 舊記 雜錄 卷百卅八

2238

松平薩摩守殿

全上

爲生見玉之御祝儀、黄金十兩被獻之、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔采〕
「天明五年」

七月六日 鳥居丹波守 忠意判

松平薩摩守殿

2239

重豪公御譜中

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御さたたのみそんしま
いらせ外、めてかしく、

御ふみ拜見いたし外、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉り外、然れば御生見玉の御いはるに付て、御さかな一おり御内々にて拜領仕り、誠に以てありかたき仕合にそんし奉り外、此よし何分にもよろしく御とりなしたのミ入そんしまいらせ外、めて度かしく、

〔采〕
「天明五年」

藤崎さま
御返事

全上

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御きたたのミそんしま
いらせせ、めてかしく、

一筆申上まいらせせ、

上々様ますく御機嫌能御座なされ、恐悦にそんし奉り
け、然ればきのふは御生見玉の御いはるに付て、御さか
な一おり拜領仕り、有難き仕合にそんし奉りけ、右の御
禮申上たくけ、御序の折からよろしきやうに御とりなし
たのミ入そんしまいらせせ、めてたくかしく、

(巻)
「天明五年」

藤崎さま

る申給へ

2241

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御きたたのミそんしま
いらせせ、めてかしく、

御ふミ拜見いたしけ、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、今日は、

御縁女様御祭禮御にきく敷御祝あそハしけ御事、め
て度御儀にそんし奉りけ、右に付て御着一おり御内く
て拜領仕り、誠に以てありかたき仕合にそんし奉りけ、
此よし何分にもよろしく御とりなしたのミいりそんしま
いらせせ、めてたくかしく、

(巻)
「天明五年」

藤崎さま

御返事

2242

全上

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御きたたのミそんしま
いらせせ、めてかしく、

一筆申上まいらせせ、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉
りけ、しかれハきのふは御祭禮に付て

御縁女様より御さかな一おり拜領仕り、誠に以てあり難
き仕合にそんし奉りけ、右の御禮申上度け、何分にもよ
ろしく御とりなしたのミ入そんしまいらせせ、めてたく
かしく、

2244

〔天明五年〕
(采)

藤やちやちま

多申給へ

2243

重豪公御譜中

正文在文庫

寫

御鷹野之儀者 御慰而已ニ無之、就中於御國家者御領内之地理農事等者爲可被爲在 御覽、古來より被成來外事ニ、尾畔御鷹部屋ハ從 御先代被建置、且又 御當代山下御鷹部屋被相建、雙方同様之御取扱ニ、御鷹方御作法之儀者當分之通被相定置り、然處先年より御鷹御拜領、御捉飼之鶴鷹御献上者相始りニ付る者、弥御鷹方後年迄者當分之通御仕向相通り様可有之外、

右之通被仰出外條可奉承知り、此旨不洩様可致通達り、

〔天明五年〕
(采)

八月

(鳥津久邦)
李

重豪公御譜中

正文在文庫

爲八朔之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被

獻之外、遂披露り處一段之御仕合り、恐々謹言、

〔天明五年〕
(采) 八月四日

水野出羽守 忠友判

牧野越中守 貞長判

田沼主殿頭 意次判

松平周防守 康福判

松平薩摩守殿

2245 全上

爲八朔之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被獻之外、遂披露り處一段之御仕合り、恐々謹言、

〔天明五年〕
(采) 八月四日 鳥居丹波守 忠意判

松平薩摩守殿

2246

重豪公御譜中

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしま
いらせり、めてかしく、

御ふミ拜見いたしり、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、はん程は御月見

にて御にきく敷御いはるあそハし御事、めて度御儀

にそんし奉り、右に付て青め籠御さかな御内にて拜

領仕り、誠に以て有難き仕合にそんし奉り、此よし何

分にもよろしく御とりなしたのミ入そんしまいらせり、

めて度かしく、

〔朱〕
「天明五年」

ふち崎さま
御返事

2247

全上

扣正文在右筆所

なをくいかはともよろしく御さたたのミそんしま

いらせり、めてかしく、

一筆申上まいらせり、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉

り、しかれハ昨日ハ御月見に付て拜領もの仕り、誠に

以てあり難き仕合にそんし奉り、右の御禮申上度り、

御序の折からよろしきやうに御とりなしたのミ入そんし

まいらせり、めて度かしく、

〔朱〕
「天明五年」

藤ささま
る申給へ

2248

重豪公御譜中

扣正文在右筆所

先達の御届申上置り私領琉球國、近來凶年打續、其上大

風雨等この作毛悉不熟故、一統之飢饉、可及飢者數萬人

有之、中山王より救米相渡、薩州に差渡管之圍米迄配

當申付り得共行届兼、至極難澁之趣以飛船申越り付、追

く續米差遣り段家來共申越り、國元之儀及凶年相續、藏

米等至る手迫と考乍申、折角手當申付り得共、彼國手廣

之儀故甚心配仕り、依之何卒御救米之儀者相成申間敷哉、

尤國中之凶年付、御救申上管ハ無御座り得共、吳國之

儀故難捨置相願申り、猶委細之儀者家來より可申上り、

以上、

〔朱〕
「天明五年」

〔島津重豪〕
松平陸摩守

八月廿日

全上

扣正文在家老座

2249

琉球國并島々迄迄近年打續作毛致不熟、就中去歲數度之大風或霖雨等こゝ一統及凶作、年貢米者勿論、諸收納物迄迄悉致不納、其上年貢積船數艘破船又者行衛不相知者有之、至而之凶年故、可及飢者數萬人有之、誠急難之儀御座り間、中山王藏米之儀者不及申、薩州に差渡筈之収納米者勿論圍米迄迄不殘差遣、夫々致配當相救り得共、一統之儀こゝ中々以行届不申、極々難澁仕り付、右助米續方之儀飛船を以國元に申越り、依之差向急難之事故、早速藏米之内貳萬石餘差遣、猶又追々續方を表申付り、右通累年打續りる之凶年、殊去歲之儀者古來方是迄無之災殃に御座り得者、此上救米等何程之石高に可及哉難計奉存り、右者於琉球國前代稀成大凶年に付る者、中山王に表別る心配仕、此度之天災不免儀とハ乍申、早竟不徳之所より國中之者共及難儀に儀と、頗る其儀を相歎、國民共爲示之に表り哉、朝夕鹿飯を相用甚、心勞仕り由を表、彼地在番之家來共内々申越、於薩摩守承之甚以致心痛り、於薩州表表兩三年田島共致不熟、其上一體米穀不如意に有之、國用之分漸相辨、爲替米等餘分に者難差出時節にり得共、琉球國之儀者乍領分之内表吳國人之儀故、從前々不依何篇、格別手當向等を表申付來り儀に御座り間、

此方於領内如何程不手廻に相成りる者、可成丈手を盡致手當、若救米及不足りハ、兼而急變之爲手當圍置り用心米を表無用捨差足、精々差續り様國元役人共い追々申付越、其上重役之者に右之段委曲申合、國元に差立遣爲申儀に御座り、然處琉球國之儀至る之遠海故、時節を以年々渡海仕り儀に御座り得者、島送等こゝ差渡りる者、海上無遲滯右手當米相達り程表無覺束奉存り、自然積船等相滯、於琉球國急難之間に合不申りる者、適々格別之手當申付り詮表無之、旁以薩摩守に表不一方甚心痛仕罷在り、尤一統之凶年に付る者、先達り御用番様に御届を表爲申上置儀御座り、誠以一國之大變に表御座候間、何卒吳國人格別之御取分を以、不依多少拜借米等之御手當被仰付被下置り儀者相成申間敷哉、於其儀者薩摩守ハ勿論、中山王に表無此上難有仕合奉存り、殊更右申上り、此方方差續り手當米、萬一海上相滯、縱餓死人有之候る者公義より表御手當被仰付程之儀り得者、於薩摩守方者猶更之儀と、中山王始相心得、此節之手當薄方に表相聞得不申、早竟御威光を以此節之急難撫有仕りハ、於琉球國下民共迄迄一涯致尊敬、往々琉球一國之取締等を猶以行届可申儀と重疊難有奉存り、尤返上納米之儀者御制

合次第返納可爲仕間、少々成共拜借米之儀御願申上度

奉存外、尤琉球人御當地に參府之節者、御手當米を及被

仰付儀ニ及御座外、右之趣を以委細申上外様薩摩守申付

外間、此段申上外、以上、

(采) 松平薩摩守内

「天明五年」八月廿日 澁谷五郎右衛門

(采) 一右御書付貳通御日附當日、御用番水野出羽守様江御留守居澁谷

五郎右衛門ニ而被差出候處、被成御請取外旨、御用人鈴木増右

衛門を以被仰聞外」

2250

全上

正文在文庫

寫

御兩殿様

御出座被遊外節日食有之、御定刻ニ相掛外得者、食之依

遲速、其前後

御出座可被遊外間、食之依程合御刻限之儀前日可相伺旨、

御沙汰有之外段申來外條、可承面々江可申渡外、

(采) 「天明五年」

八月

安房

2251

全上

正文在文庫

寫

嫡子を他家之養子ニ遣外儀ハ、實家之譯を以願申出外

及、向後御免被仰付間敷旨被 仰出外條、此旨與中・支

配中・諸郷江不洩様可申渡外、

(采) 「天明五年」

八月

(新入久徳) 安房

(島津久忠) 近江

2252

(采) 「近秘野艸」

天明五年乙巳八月廿九日、大家使下閣老水野出羽守忠友

假中 公米一萬石・金一萬兩上、所因ニ琉島饑荒ニ有中、以

仰請上故也、此年置御側詰、十一月十九日置詰衆、

2253

重豪公御譜中

正文在文庫

御用之儀外間、明朝日五半時其方爲名代一類中一人、登

城外様可被致外、以上、

(采) 「天明五年」

八月廿九日

水野出羽守

牧野越中守

田沼主殿頭

松平周防守

松平薩摩守殿

全上

扣寫在右筆所

松平薩摩守

領分琉球國近來凶年打續、其上大風雨等ニ作毛不熟、

一統之飢饉可及飢者多有之、追々手當被申付候得共、彼

國手廣之儀ニ難行届、殊吳國之儀故、御手當之儀被相

願ハ、依之米壹萬石・金壹萬兩拜借被 仰付ハ、上納之

儀者御勘定奉行可被談ハ、

(米) 一右九月朔日、爲御名代淡路守殿御登 城之處、於御白書院縁類、

御老中様御列座、水野出羽守様々右之通御書付を以被仰渡ハ

扣正文在家老座

御城御使御願之儀者、御願書并御直文を以、 御本丸御

老女様ハ被差出來ハ處、此節小野嶋 御城使御願ニ付

者、平野文を以相窺ハ様被仰出、平野より相窺候趣者、

私儀段々老年罷成、殊更多病ニ有之、使勤之節差支ハ

ハ、小野嶋と申者被差上度被存ハ間、御窺申上ハ、宜

御取計可被下ハ、右之段薩摩守殿より伺被申上御事ニ

御座ハ半哉、此段御伺申上ハ由、先月廿五日御本丸表御

使衆ハ伺文差出候處、あなたより御返事可被成由申來ハ、

然處一昨三日表御使衆より申來ハ者、平野老年ニ相成ハ

付、御差支御座ハ節之爲、右 御城使ニ御差出之御事御

願之通相濟ハ間、御勝手次第ニ御差出被成ハ様ニ之御

差圖之由、平野申出ハ、右ニ付御禮御勤之儀、御先例を

以奉窺、昨四日

公方様ハ御文を以御禮被仰上、

大納言様 種姫君様 御部屋様ハ者御書入ニ被仰上、

御縁女様ハ者別段ニ御文を以御禮被仰上ハ處、兩 御丸

共御返事相下リ、御勤相濟申ハ、此段申上ハ、以上、

(米) 一天明五年

九月五日

(御用人、久輔)
町田主馬

小野嶋

平野老年ニ相成ハ付、御差支御座ハ節之爲、右御城

使ニ御差出之御事、御願之通相濟ハ間、御勝手次第ニ御

差出被成り様ニ、

返々各へ別紙書付のとおりに御さりまゝ、さやうに
御心へ被成りへくり、めて度かしく、

上々様かた御機嫌よく成らせられり、御めてたさ有かた
かりまいらせり、さては此程御伺ひ被成り小野鳴との事、
則別紙の通り相濟り間、さやうに御心得被成可被下り、
めて度かしく、

富野

民の

きく野

いわ野

小やま

平野さま

人々申給へ

全上

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしま
いらせり、めてかしく、

一筆申上まいらせり、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉

りり、然れば已來平野さし支へ之節ハ、小野鳴事使にさ
し上度旨相願ひり處に、願ひの通り仰渡され、ありかた
くそんし奉りり、右の御禮申上度り、

大納言様 種姫君様 御部屋様へも申上り、御序の折か
ら 御前よろしきやうに御とりなしたのミ入そんしま
いらせり、めて度かしく、

〔巻
一天明五年〕

高をかさま

はなそのさま

常盤井さま

萬里小路さま

たき川さま

野むらさま

いさ野さま

る申給へ

全上

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしま
いらせり、めてかしく、

2259

重豪公御譜中

扣正文在右筆所

私事不快有之、當秋迄滯府之儀奉願、段々致養生外得共、
(采)御付札今以旋と無御座、長途之旅行無覺束由、河野仙壽院申外、
願之通可有滯府候依之當冬中迄滯府致養生度外、尤其内快外老發足可仕外、
此段相願外、以上、

(采)「天明五年」

九月七日

松平薩摩守

(采)「右御願書御日附當日、御用頼御先手土方宇源太殿を以、御用番

一筆申上まいらせり、
上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉
り外、しかれハ以來平野さし支へ之節ハ、小野嶋事使に
さし上度旨相願ひ外處に、願の通り仰渡され、有難くそ
んし奉り外、右の御禮

御縁女様へ申上度外、御序の折からよろしきやうに御と
りなしたのミ入そんしまいらせり、めてたくかしく、

梅の井さま

大さきさま

高はしさま

る申給へ

2260

全上

扣正文在右筆所

私領琉球國凶年打續、一統之飢饉付御手當之儀相願外處、
(采)御付札御米壹萬石・御金壹萬兩拜借被 仰付、難有仕合奉存外、
依之

公方様 大納言様江爲御禮獻上物仕度外、先年 御守殿
并居宅類焼付、御金拜借被 仰付外節、獻上物之儀相伺
外處、不及其儀旨被仰渡外得共、此度老譯合表相替外付、
此段相伺申外、以上、

(采)「天明五年」

九月七日

松平薩摩守

(采)「右御伺書御日附當日、御用番松平周防守様江被差出外處、同八
日周防守様へ御留守居御呼出ニ而、右之通御付紙ニ而被仰渡外」

2261

全上

正文在文庫

爲重陽之祝儀、小袖一重到來歡覺候、委曲松平周防守可

述外也、

〔天明五年〕 九月七日



薩摩
中將殿

2262 全上

爲重陽之御祝儀、以使者御小袖一重被獻之、遂披露之
之處一段之御仕合、恐々謹言、

〔天明五年〕 九月七日

松平薩摩守殿

鳥居丹波守
忠意判

2263 重豪公御譜中

扣正文在右筆所

領分琉球國飢饉付、御手當之儀相願候處、御米・御金拜

借被 (卷) 御付札 仰付、難有仕合奉存外、依之

公方様 琉球國之使者当地に差出候に不及、轉使者を以献上物仕候様可被致候 大納言様は從中山王御禮献上物爲仕度、且又此

度之儀琉球國一統相掛厚蒙 御恩澤、不輕儀外故、例者
無之外得共、格別之譯を以彼國者使者御當地に直ニ差上、
御禮爲申上外様仕度、此段相伺申外、以上、

〔天明五年〕 九月十三日 松平薩摩守

〔朱〕 右御伺書御日附當日、御留守居代橋口与三次を以、御用番松平
周防守様江被差出外處、同十八日御留守居御呼出、而、右之通御
附紙を以被仰渡外

2264 重豪公御譜中

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御さたたのみそんしま
いらせ外、めてかしく、

御ふみ拜見いたし外、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、はん程者御月見
にて御賑く敷御いはる遊ハし御事、めてたくそんし
奉り外、右に付、青め籠御さかな上り、あはせのま御
内くにて拜領仕り、有難き仕合にそんし奉り外、此よ
し何分にもよろしく御とりなしたのミ入そんしまいらせ
外、めて度かしく、

〔天明五年〕

藤崎さま

2265 全上

2266

なをくいかほともよろしく御きたたのミそんしま
いらせり、めてかしく、

一筆申上まいらせり、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉
りり、然れハ昨日は月見に付て拜領物仕り、誠に以てあ
り難き仕合にそんし奉りり、右の御禮申上度り、御序の
折からよろしきやうに御とりなしたのミ入そんしまいら
せり、めて度かしく、

〔天明五年〕

藤崎さま
る申給へ

全上

私に國之節、秋中爲伺御機嫌、

〔公御附礼〕

公方様 大納言様 御縁女様は、干鱸殘魚、干甘鯛之内

〔可有献上候〕

一種宛献上仕來り、然處當分依願致滞府り付、如何相心

得可申哉、此段相伺申り、以上、

〔天明五年〕

九月十四日

松平薩摩守

〔宋〕右御伺書御日附當日、御用番松平周防守様江御留守居澁谷五郎

右衛門を以被差出り處被請取置、翌十五日周防守様御用人より

御留守居罷出り様申來、有川恰罷出り處、右之通御付紙、而被

2267

仰渡り

重豪公御譜中

正文在文庫

今朝干鱸殘魚一箱被獻之外、遂披露り處一段之御仕合り、

恐く謹言、

〔天明五年〕

九月十八日

康福判

〔宋〕在口裏

松平薩摩守殿

松平周防守

康福

2268

全上

今朝干鱸殘魚一箱被獻之外、遂披露り處一段之御仕合り、

恐く謹言、

〔天明五年〕

九月十八日

忠意判

〔宋〕在口裏

松平薩摩守殿

鳥居丹波守

忠意

2269

重豪公御譜中

扣正文在右筆所

請取申拜借金之事

金壹萬兩

但皆貳朱判

右者琉球國飢饉ニ付、爲御手當拜借被 仰付、書面之通
請取申外、返納之儀者來々未_レ辰迄拾ヶ年賦上納可申所、
仍如件、

天明五巳年九月廿四日

松平薩摩守御印

(御金奉行、正 equal)
谷田又四郎殿

(同、祐村)
伊東太次右衛門殿

(同、世美)
鈴木彌市郎殿

(同、賴整)
諏訪市郎左衛門殿

(朱)
一御裏書左之通

表書之金壹萬兩可被相渡外、斷者本文有之、以上、

出羽印

越中印

主殿印

周防印

(朱)
一口之二折之裏ニ御勘定方印有之、尤上之方紙之角ニ有之、

印(定)如此之ニ而外、爲心得記置外、寫被差出外ニハ此印之所不

書載外

2270

重豪公御譜中

扣正文在右筆所

私領琉球國飢饉付、御米・御金拜借被 仰付外付、同
之上 (朱、御附札)

公方様 不及此儀候 大納言様江從中山王以繼使者献上物仕外様被仰

渡外、依之

御縁女様江及献上物爲仕度外、此度之儀例及無之得共、
格別之事御座外間、此段相伺外、以上、

(朱)
「天明五年」十月五日

松平薩摩守

(朱)
一右御伺書御日附當日、御用番牧野越中守様江御留守居矢野清右
衛門ニ而被差出外處、同十七日越中守様江御留守居御呼出ニ而、
不及此儀旨、右之通御附紙ニ而被仰渡外

2271

扣正文在右筆所

献上

松平薩摩守

公方様江

巢隼 薩州甕島郡鷹嶋 一据

大納言様江

同 同郡宇治島之内鷹嶋(向九) 一据

(采) 一右出所書兩通、壹通^キ御老中様^江被差出、壹通^者吹上御役所^江被差出候事」

2272 重豪公御譜中

寫正文在琉球國司

芳翰令披見^レ、當春御鷹之鶴致拜領^レ爲祝儀、紙面之趣、殊太刀・馬代白銀五十兩并目錄之通被相贈之、入念^レ段令祝着^レ、恐惶不宣、

(采) 「天明五年」 十月十一日 中將重豪御判

謹上 中城王子

2273 全上

芳翰令披見^レ、去歲拜領之鷹捉飼之鶴鷹初^カ獻上之爲祝儀、太刀・馬代白銀五十兩并目錄之通被相贈之、入念^レ段過量之至^レ、恐惶不宣、

(采) 「天明五年」 十月十一日 中將重豪御判

謹上 中城王子

2271 重豪公御譜中

寫正文在琉球國司
爲年始之嘉儀、芳翰殊目錄之表贈給之、入念^レ段令祝着^レ、猶期後喜之時^レ、恐惶不宣、

(采) 「天明五年」 十月廿五日 中將重豪御判

謹上 中城王子

2275 全上

芳翰令披見^レ、去年又三郎元服之式相濟、實名相改^レ爲祝儀、太刀・馬代白銀五十兩并目錄之通被相贈之、欣然之至^レ、恐惶不宣、

(采) 「天明五年」 十月廿五日 中將重豪御判

謹上 中城王子

2276 全上

芳墨令披閱^レ、嫡子就出生祝物相饋^レ處爲謝禮、太刀・馬代黃金十兩并目錄之通贈給之、入念儀欣然之至^レ、恐惶不宣、

(采) 「天明五年」 十月廿五日 中將重豪御判

謹上 中城王子

全上

芳札令披見り、弥平安之由珍重之事り、我等無異事り間可心易り、將又紙縮緬三卷被相饋之、懇篤之至り、恐惶、

(奉) 薩摩守
「天明五年」十月廿五日 重豪御判

中城王子

回章

重豪公御譜中

扣正文在家老座

琉球國并島々迄及一統之飢饉、可及飢者多、御領内之儀及凶年打續、御藏米等御不如意之上なから、追々御救米等及被 仰付り得共、尚又

公儀御手當之儀依御願之趣、御米・御金御拜借被仰渡り付、御勤向等其外之儀共先達り申越通り、就右從

太守様御禮御献上物之儀、且中山王承知之上使者を以御禮献上物仕候様被遊度越之御伺書、先月御用番松平周防守様は追々被差出候處、御献上物之儀不被爲及其儀り、中山王より老繼使者を以献上物仕り様、夫々

御附札を以被仰渡り付、献上品之儀御使番に相しらへ、別紙之通之伺書、御用番牧野越中守様は被差出、伺之通献上仕り様被仰渡り間、使者柄等之儀者、於其元取

しらへの上献上等取仕立、來夏御國元迄使者被差越、御當地に老繼使者を以書翰相添献上有之り様可被申渡

り、書翰案文之儀者例格及無之儀故、爰元御右筆に取し

(表右筆、破乃)

らへ申付、別紙達 貴聞、柴村殿に表入内見差越り間、猶又於其元及御右筆に被致吟味被相渡り可有之り、

尤 御在府之節老御添書被差出御先例にり、呈翰一件付る老御右筆方其元同役に委曲申越り段及申出り、

一 御大老様・御老中様方に御銘々書翰差越、別紙御使番しらへ之通進覽物有之り様可被申渡り、

一 御兩殿様其外様に進上物可有之り故、於其許琉球館在番相伺り上、右躰準例を以被申渡り可有之り、

一 就右繼使者并献上物宰領人等之儀、來年者爰元詰新番・中小姓共不足人數迄を被差越り様、先達り及御問合り通り間、詰外之人見合を以申渡り可被差越り、

一 御米金御受取方又老御返上等一件付、御勘定奉行松平伊豆守殿に御留守居方段々御内意等爲申込り趣有之、

御米壹萬石・御金壹萬兩於御當地御渡方有之、御米者

來二月より十二月迄之内迄可被相渡、御上納之儀者來々未年より辰迄十ヶ年賦御返上被仰渡り、依之御金受取方御手形御案文通認方申付、御勘定所御定印相濟り上、御勝手方御掛水野出羽守様は御留守居を以被差出、御老中様御連印之御裏書相添被成御渡、先月廿九日 御城於御金藏、御金被相渡り旨伊豆守殿被仰聞り付、御留守居其外御手當之人數被差出、御手形御引替り御金壹萬兩都る貳朱銀貳拾箱に御入付、元方御金奉行より被相渡、御受取方相濟り段御留守居申出り付、則物奉行格護申渡御藏御入付有之り、御上納時節之儀者諸向御上納金十二月中相納事之由り、右次第故御米之儀表前廣承合、御受取方等有之り様申渡、御返上之儀者御藏直成を以、御金納之方御縁合宜趣故、是又追り取計申付候様可致り、前件通御返上納之筈り付る者、來々未年より重御續金之儀共取しらへ之上、京大坂御留守居は關山糺より爲申越り筈り間、猶相究趣追々可申越り、尤御米御當地渡被仰渡候付る者於其元御振合を以、詰人數飯料其外に表被相渡積りに間、先達る表申越り様、當年其元より御續米御手當に不及り、左へ者夫長ケ御餘計に相成筈り間、大御仕登之筋にる表

何分御益筋之御取計及可有之、右付る者爰元物奉行より同役は委曲問合爲申越り間、右之趣を以御勝手方は可被達置り、御米金御配當向又者返上等一件、委曲御内用を以申越通り間、申渡等之儀共都合宜被取計に可有之り、

右申越り條、繼使者等其外之儀共跡々之振合を以可被取計り、御手形并献上品伺之寫、書翰案文等都る四通差越り、以上、

〔天明五年〕十月廿五日 (朱) 菱刈大炊 (實也)

〔上〕二階堂主計 (行也)

島津伊賀殿 (久也)

喜入安房殿 (久也)

〔下〕島津近江殿 (久也)

島津仲殿 (久也)

宮之原主膳殿 (通也)

2279 (朱) 一本文致承知、當夏爲御禮親方便者を以、献上物御伺書

之通御當地迄可被差越り、左りハ、繼使者を以其許に可被差越旨、書翰案文等相添御勝手方に相達り、右に付御大老様・御老中様御銘に書翰并進覽物被差越り

様申渡り、

太守様 若殿様は進上物之儀御使番に相しらへ、是又申渡り、其外様は進上物之儀先例相糺り處、格別之御慶事、又老御身に付る之御祝儀事之節老、進上物被仰付事外得共、此節老其儀に及間敷旨、是又御使番申出外付、進上物不及筋申談り、御伺書寫・御手形等都外扣置、此段及御返答外、以上、

二月十二日

(本文書ハ二二七八号文書ノ行間失書アリ)

2280 重豪公御譜中

彌左衛門者伊佐郡山崎郷白男川村農夫也、幼喪父獨事、母孝養、有勸聚妻者、彌左衛門曰、若聚不順之女、則可妨母之養、終一世不聚、力孝奉、同郷山崎村農夫五郎左衛門妻者彌左衛門姉也、事舅姑、孝養、同郷久富木村農夫七左衛門妻亦彌左衛門妹也、舅先没、姑七十餘歲、獨事之孝奉、天明五年冬重豪賜各若干品、賞其孝、

爲年始之嘉儀被差渡使簡、殊別錄之表贈給之、入念外段令祝着外、猶期後喜之時外、恐惶不宣、

〔天明五年〕 十月廿五日 中將重豪御判

謹上 中山王

全上

芳翰令披見外、去年又三郎元服之式相濟、名實名相改外爲祝儀、被差渡我如古親方、殊太刀・馬代黄金十兩并目錄之通被相贈之、欣然之至外、恐惶不宣、

〔天明五年〕 十月廿五日 中將重豪御判

謹上 中山王

全上

芳翰令披見外、去寅年大清國に被差渡り進貢使豐永親雲上北京之勤方相仕廻、當三月歸帆之由、紙面之趣相達外、依之此節以豐永別錄之表被相饋之、入念外段過量之至外、恐惶不宣、

〔天明五年〕 十月廿五日 中將重豪御判

謹上 中山王

2281 重豪公御譜中

正文在琉球國司

全上

芳札令披見_レ、去歲嫡孫就出生祝物相贈_レ處、爲謝禮被差渡屋富祖親方、殊太刀・馬代白銀百兩并目錄之通被相饋之、入念儀過量之至_レ、恐惶不宣、

〔天明五年〕 十月廿五日 中將重豪御判

謹上 中山王

全上

芳札令披見_レ、從大清賜物之金入龍紋緞子一卷・色緞子一卷相贈之、入念_レ段欣然之至存_レ、恐惶不宣、

〔天明五年〕 十月廿五日 薩摩守 重豪御判

中山王 回章

全上

芳札令披見_レ、弥平安之由珍重之事_レ、我等無吳事_レ間可心易_レ、將又紙縮緬五卷贈給之、懇篤之至存_レ、恐惶不宣、

〔天明五年〕 十月廿五日 薩摩守 重豪御判

中山王

回章

重豪公御譜中

正文在文庫

(島津久金)

伊賀殿_レ被仰渡_レ御書付之寫

詰衆

右向後被相立_レ旨被 仰出_レ條、此旨可致通達_レ、

〔天明五年〕 十一月

全上

扣正文在右筆所

私事不快有之、當冬中迄滯府仕度奉願、段々致療養_レ處、

(朱)御附札

漸々快罷成_レ得共未_レ切と無之、致發足躰無御座、其上

願之通可有滯府候一

遠國之儀故、最早來年參府時節迄難致往來候間、直滯府

保養仕度相願_レ、以上、

〔天明五年〕 十一月七日 松平薩摩守

(朱)右御願書十一月六日、御用番田沼主殿頭様江御留守居矢野清右

衛門致持參、御側御用人楠半七郎立取會、致演説入御内見_レ處

思召寄無之付被差出_レ様被仰聞、翌七日御用頼御先手土方宇源

大殿を以主殿頭様江被差出外處、同九日主殿頭様御留守居御呼出_ニ而、御用人大竹三左衛門を以右之通御付紙_ニ而被仰渡_外」

2289 全上

扣正文在右筆所

私_ニ在國之節差上_リ干鱸殘魚、先達_ニ伺之上_ニ獻上仕_外、依_テ御當地_ニ不致發足_外在國_ニ差上來_外品獻上可仕_外、
〔朱〕御附札
可為伺之通候
此段相伺_外、以上、

〔天明五年〕十一月八日 松平薩摩守

〔朱〕
一右御書付御日附當日、御留守居矢野清右衛門を以御用番田沼主殿頭様江被差出外處被成御請取、即日御留守居御呼出_ニ付、御留守居代伊木喜兵衛罷出外處、御取次大竹三左衛門を以、右之通御附札_ニ而被仰渡_外」

2290 重豪公御譜中

先是夏四月重豪當_ニ還_レ國之期、宿疾未_レ愈故上_ニ願狀_一曰、
長途興_本疾不能_レ還_レ國、伏乞今年猶留_レ府、
大家許_レ之、至冬猶未_レ愈、於是十一月十一日又上_ニ願狀_一、
請_レ往_ニ相州塔之澤_一浴_ニ温泉_一治_レ病、十三日浮帖許_レ之、
十九日重豪發_ニ江府_一、家老菱刈大炊實祐其餘諸司供奉、

二十五日至相州塔之澤_一浴_ニ温泉_一三日、二十九日發_ニ塔之澤_一、十二月四日還_ニ江府_一入_ニ芝邸_一、

2291 扣正文在右筆所

私儀脚痛、其上持病之疝積差發、願之上_ニ帶府致養生_外得共、今以_レ疝と無御座_外、致湯治_外者可然之旨、河野仙壽院申_外間、相州塔之澤_一致湯治度_外、依之三廻之御暇相願_外、以上、
〔朱〕御附札
可為願之通候

〔天明五年〕十一月十一日 御名

〔朱〕
一右御書付天明五年十月十日、御用番田沼主殿頭様江御留守居矢野清右衛門を以被入御内見_外處、思召寄無之旨被仰聞_外付、翌十一日御先手土方宇源大殿を以主殿頭様江被差出_外、左_外而同十三日主殿頭様御留守居御呼出_ニ付、清右衛門罷出_外處、御用人杉本平馬を以右之通御付紙_ニ而被仰渡_外事」

2292 全上

正文在文庫

今朝小敷海鼠一箱被獻_外之、遂披露_外處一段之御仕合_外、恐_レ謹言、

〔朱〕
「天明五年」十一月十三日 意次判

〔朱〕在口裏
田沼主殿頭
意次

全上

今朝小敷海鼠一箱被獻之、遂披露處一段之御仕合、
恐々謹言、

〔朱〕
「天明五年」
十一月十三日 忠意判

〔朱〕在口裏
鳥居丹波守
忠意

全上

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしま
いらせり、めてかしく、

一筆申上まいらせり、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉
り、然れハ私事此た相州塔の澤へ湯治いたし度、三
廻りの御暇相願ひひ處に、願ひの通り 仰付られ、あり
難き仕合にそんし奉り、右の御禮申上度、御序の折

から

御前よろしきやうに御とりなしたのミ入そんしまいらせ
り、めて度かしく、

〔朱〕
「天明五年」

高をかさま
花そのさま
常盤井さま
萬里小路さま
たき川さま
野むらさま
いさ野さま
梅の井さま
大さきさま
高はしさま
る申給へ
る申給へ

全上

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしま
いらせり、めてかしく、

一筆申上まいらせり、

御縁女様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉り、然れハ私事此たひ相州塔の澤へ湯治いたし度、三廻りの御暇相願ひり處に、願ひの通り 仰付られ、有難き仕合にそんし奉り、此よし御序の折からよろしきやうに御とりなしたのミ入そんしまいらせ、めて度かしく、

(朱) 一天明五年」

藤崎さま

る申給へ

全上

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしまいらせ、めてかしく、

一筆申上まいらせ、

御縁女様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉り、然れハ今日ハ御鐵漿初遊ハされ、めて度御儀にそんし奉り、右の御祝儀申上たく、是により私ならひに又三郎・けいよりも目録の通りしん上仕り、御序の折からよろしきやうに、御とりなしたのミ入そんしまいらせ、めてたくかしく、

(朱) 一天明五年」

藤崎さま

る申給へ

全上

扣正文在右筆所

今般爲湯治相州塔之澤に罷越り付、彼地致到着り、
(朱) 御附札、若之沢に到者之届、湯治中御機嫌伺之儀、何處飛札可被差越候、帰御届以使者可申上哉、

府之上御機嫌伺不及、為御札

一湯治中御機嫌伺之儀以使者可申上哉、

公方様、大納言様五干鯛一筆先以使者可有献上候、其外可為伺之進候」

一歸府之上御機嫌伺之儀以使者可申上哉、

一湯治不致相應り者不及御届、歸府可仕り、

右之趣當分依願滯府中之儀御座外付相伺り、以上、

(朱) 一天明五年」

十一月十五日

松平薩摩守

(朱) 右御伺書御日附當日、御留守居矢野清右衛門を以御用番田沼主殿頭様被差出外處、翌十六日御留守居御呼出、右之通御付紙を以被仰渡り」

重豪公御譜中

正文在琉球國司

從 國王様被成下尊書拜見仕候、

太守様就御厄年、御守札巻數并御願文御進上之段、至江府遂披露り、此旨宜有演達り、恐々謹言、

〔朱〕
「天明五年」
十一月十五日

宮之原主膳

〔通書〕
実名判

讀谷山王子

三司官

2299
全上

從 中城王子様尊書拜見仕り、

太守様就御厄年、御守札巻數并御願文御進上之段、至江

府遂披露り、此旨宜有演達り、恐々謹言、

〔朱〕
「天明五年」
十一月十五日

宮之原主膳

実名判

讀谷山王子

三司官

2300
重豪公御譜中

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしま

いらせり、めてかしく、

御ふミ拜見いたしり、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉りり、然れハ今日ハ

御縁女様御齒黒初御しうき、御にきく敷御祝の遊ハされ、めて度御儀にそんし奉りり、右ニ付ちり緋十巻・たい一折御内々にて拜領仕り、あり難き仕合にそんし奉りり、此よし何分にもよろしく御とりなしたのミ入そんしまいらせり、めて度かしく、

〔朱〕
「天明五年」

藤崎さま
御返事

2301
全上

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしま

いらせり、めてかしく、

一筆申上まいらせり、

上々様ますく御機けんよく御座なされ、恐悦にそんし

奉りり、然れハ

御縁女様御齒黒初に付て、先ほとハ拜領物仕り、誠に以てあり難き仕合にそんし奉りり、右の御禮申上度り、御序の折からよろしきやうに御とりなしたのミ入そんしまいらせり、めて度かしく、

〔朱〕
「天明五年」

藤崎さま

申給へ

全上

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしま
いらせり、めてかしく、

一筆申上まいらせり、

上々様ますく御機けんよく御座なされ、恐悦にそんし
奉りり、然れハ

御縁女様御齒黒初に付て、先程ハ又三郎ならひに敬へ御
内々にて拜領物仰付られ、誠に以てあり難き仕合にそん
し奉りり、右の御禮申上度り、又三郎・けいよりも御禮
申上りま、御序の折からよろしきやうに御とりなした
のミ入そんしまいらせり、めてたくかしく、

〔朱〕
「天明五年」

藤崎さま

申給へ

全上

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしま

いらせり、めてかしく、

御ふみ拜見いたしり、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉
りり、しかれハ私事湯治の願ひ相すミ、近々出立いたし
りに付て、

御縁女様より御干くハし一はこ・鯛一おり御内々にて拜
領仕り、有難き仕合にそんし奉りり、此よし何分にもよ
ろしく御とりなしたのミ入そんしまいらせり、めて度か
しく、

〔朱〕
「天明五年」

藤崎さま

御返事

全上

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしま
いらせり、めてかしく、

一筆申上まいらせり、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉
りり、しかれハ私事湯治の願相濟、ちかくに出立いた
しりに付て、昨日は

御縁女様を拜領物仕り、誠にありかたき仕合にそんし奉

り外、右の御禮申上度外、御序の折からよろしきやうに御とりなしたのミ入そんしまいらせ外、めて度かしく、

〔卷〕
「天明五年」

藤崎さま

る申給へ

全上

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしまいらせ外、めてかしく、

一筆申上まいらせ外、

御縁女様ますく御安全に御座なされ、恐悦にそんし奉り外、しかれハ私事、湯治として今日御當地罷り立外、是により御機けんうかゝひ奉りたく外、此よし御序の折からよろしきやうに御とりなしたのミ入そんしまいらせ外、めてたくかしく、

〔卷〕
「天明五年」

藤崎さま

る申給へ

全上

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしま

いらせ外、めてかしく、

一筆申上まいらせ外、

御縁女様ますく御機けんよく御座なされ、恐悦にそんし奉り外、しかれハ私事道中恙なく相州塔の澤へ着いたし外、此たん申上りまゝ、御序の折からよろしきやうに御とりなしたのミ入そんしまいらせ外、めて度かしく、

〔卷〕
「天明五年」

藤崎さま

る申給へ

全上

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしまいらせ外、めてかしく、

一筆申上まいらせ外、

御縁女様ますく御安全に御座なされ、恐悦にそんし奉り外、然れハ私事塔の澤にゆるく入湯いたし、ありかたき仕合にそんし奉り外、是により御機嫌うかゝひ奉り度外、此よし御序の折からよろしきやうに御とりなしたのミ入そんしまいらせ外、めて度かしく、

〔卷〕
「天明五年」

藤崎さま

る申給へ

2308 重豪公御譜中

源之丞者桑原郡栗野郷米永村農夫也、早喪父、貧而不聚、妻獨與、母居、竭力孝奉積年不怠、母八十餘歲而猶康寧也、天明五年冬重豪賜若干品、賞其孝、

2309 重豪公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將

又願之通湯治被下御暇、難有由得其意外、去月廿五日相

州塔之澤到着之旨、紙面之趣各一覽之事外、恐々謹言、

(采) 天明五年」十二月朔日

田沼主殿頭

意次判

松平薩摩守殿

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將

又願之通湯治被下御暇、難有由得其意外、去月廿五日相州塔之澤到着之旨、紙面之趣一覽之事外、恐々謹言、

(采) 天明五年」十二月朔日

井伊掃部頭 直幸判

松平薩摩守殿

2311 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將

又今度願之通湯治被下御暇、難有由得其意外、去月廿五日

日相州塔之澤到着之旨令承知外、恐々謹言、

(采) 天明五年」十二月朔日

鳥居丹波守 忠意判

松平薩摩守殿

2312 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様御機嫌被相伺之、益御勇健御儀外間

可御心易外、將亦於塔之澤緩々入湯、難有由得其意外、

紙面之趣一覽之事外、恐々謹言、

(采) 天明五年」十二月二日

井伊掃部頭 直幸判

松平薩摩守殿

全上

御札令披見^レ、

公方様 大納言様御機嫌被相伺^レ之^レ、益御勇健御儀^レ間可

御心易^レ、將亦於塔之澤緩々入湯、難有由得其意^レ、

紙面之趣各一覽之事^レ、恐々謹言、

^(朱)「天明五年」
十二月二日

松平薩摩守殿

水野出羽守

忠友判

全上

御札令披見^レ、

公方様 大納言様御機嫌被相^(伺脱カ)之^レ、益御安全御儀^レ間可

御心易^レ、紙面之趣及言上候、將又其方儀於塔之澤緩々

入湯、難有由令承知^レ、恐々謹言、

^(朱)「天明五年」
十二月二日

松平薩摩守殿

鳥居丹波守

忠意判

正文在文庫
薩摩守様塔之澤より之御機嫌御伺之御返札
上聞之御文言言可相調處、先例留不宜を見合、上聞之御
文言認落、恐入奉存^レ、取調申^レ御右筆も同様不調法恐
入奉存^レ、右之通調不行届不調法至極恐入奉存^レ、何分
こも宜御取計、無事相濟^レ様仕度奉願^レ、以上、

^(朱)「天明五年」
十二月五日

^(表右筆福頭、盛彦)
柴村源左衛門

全御譜中

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御きたたのミそんしま
いらせ^レ、めてかしく、

一筆申上まいらせ^レ、

御縁女様ますく御安全に御座なされ、恐悦にそんし奉
り^レ、しかれハ私事湯治より昨日歸府いたし^レ、是によ
り御機けんうかひ奉り度^レ、此よし御序の折からよろ
しきやうに御とりなしたのミ入そんしまいらせ^レ、めて
度かしく、

^(朱)「天明五年」

藤崎さま
申給へ

2317
全上

なをくいかほともよろしく御さたたのみそんしま
いらせり、めてかしく、

一筆申上まいらせり、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、めてたくそんし
奉りり、しかれハ此間

御部屋様へしん上物仕りり處に、玉澤殿より御手前まで
御つたへにて仰下されり趣、ことに御肴一おり御内々に
て拜領仕り、ありかたき仕合にそんし奉りり、右の御禮
申上度りま々、何分にもよろしく御とりなしたのみ入そ
んしまいらせり、めてたくかしく、

(朱)
「天明五年」

富田さま
る

全上

なをくいかほともよろしく御さたたのみそんしま
いらせり、めてかしく、

一筆申入まいらせり、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉
りり、然れハきのふは

御部屋様より寒中御尋として、御内々にて御くハし一お
り拜領仕り、誠に以て有難き仕合にそんし奉りり、右の
御禮申上度りま々、よろしく御とりなし下されりやうに
たのみ入そんしまいらせり、めてたくかしく、

(朱)
「天明五年」

とみたさま
る

2319
重豪公御譜中

正文在文庫

今朝琉球袖十端并鯉節一箱被獻之り、遂披露り處一段之
御仕合り、恐々謹言、

(朱)
「天明五年」
十二月十八日
忠友判

(朱)「在日裏」

松平薩摩守殿
水野出羽守
忠友

2320

全上

今朝琉球袖十端・鯉節一箱被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔天明五年〕
十二月十八日 忠意判

〔朱〕在口裏

松平薩摩守殿 鳥居丹波守 忠意

2321

全上

今朝炙鮎一箱被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔天明五年〕
十二月十八日 忠友判

〔朱〕在口裏

松平薩摩守殿 水野出羽守 忠友

2322

全上

今朝炙鮎一箱被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔天明五年〕
十二月十八日 忠意判

2323

全上

松平薩摩守殿

鳥居丹波守 忠意

正文在文庫

〔嘉久保〕安房殿被仰渡外御書付之寫

每月十八日

右得佛様御忌日ニ付、御咎目事等其外都亦淨國院様御

以來御同様被仰付外、

十一月朔日

一 貞嶽院様

正月晦日小ノ月八廿九日

一 信證院様

八月五日

一 靈龍院様

三月廿日

一 瑞仙院様

七月三日

一 月桂院様

二月二日閏月有之節閏二月二日

一 智光院様

九月廿六日

一 慈照院様
(重豪室、徳川氏)

十月廿六日

一 玉貌院様
(重被緒室、甘露寺氏)

正月廿三日

一 妙心院様
(繼豐側室、渋谷氏)

右 御九靈様之内ニ考、是迄御精進日等ニ被立置ナ

御方様及被爲 在外得共、右 御九靈様考 御正忌日

計御精進日ニ被相立、御正忌日之分考遠嶋以下御咎目

事其外之儀無御構、尤月次御忌日考都而無御構ナ、

右之通被仰出ナ條、表方江致通達、奥掛御勝手方江考

寫を以可相達ナ、

(朱)
「天明五年」 十二月

重豪公御譜中

正文在文庫

爲歳暮之祝儀、小袖一重到來歡覺候、委曲牧野越中守可

述ナ也、

(朱)
「天明五年」 十二月廿七日



薩摩
中將殿

2325
全上

爲歳暮之御祝儀、以使者御小袖一重被獻之ナ、遂披露候

之處一段之御仕合ナ、恐々謹言、

(朱)
「天明五年」 十二月廿七日

松平薩摩守殿

鳥居丹波守

忠意判

2326

全上

寫正文在文庫

知行目錄

高五拾斛

蒲生白男村之内

伊集院下神殿村之内

蒲生漆村永作浮免之内

名寄帳在別冊

右考今般御慶事付而考、前以より御内用向出精相勤ナ付、
思召を以右之通拜領被 仰付ナ間、全可有務ナ、仍如
件、

天明五年十二月廿八日

宮主膳 名乘判

鳴仲 名乘判

鳴近江 名乘判

喜安房 名乘判

鳴伊賀 名乘判

(江戸留守居、貫當)
澁谷五郎右衛門殿

2327 全上

知行目録

高百斛

伊集院郡村之内

河邊郡山田上山田村之内

曾木永野村之内

大村北方村二浮免之内

曾木永野村竹之下門之内

名寄帳在別冊

右考格別之家筋外故、厚

思召を以右之通拜領被 仰付外間、全可有所務外、仍如件、

天明五年十二月廿八日

宮主膳 名乘判

鳴仲 名乘判

鳴近江 名乘判

喜安房 名乘判

鳴伊賀 名乘判

龜山長太夫殿

2328 全上

知行目録

高百斛

谷山下福元村之内

伊集院下谷村之内

河邊郡山田中山田村之内

曾木永野村之内

谷山下福元村下大窪門之内

河邊郡山田下山田村萬浮免之内

名寄帳在別冊

右者格別之家筋外故、厚

思召を以右之通拜領被

仰付外間、全可有所務外、仍如件、

天明五年十二月廿八日

宮 主膳

名乘判

鳴 仲

名乘判

鳴 近江

名乘判

喜 安房

名乘判

鳴 伊賀

名乘判

山田八郎右衛門殿

2329

全上

知行目錄

高五拾斛

市來養母村之内

鹿兒嶋郡吉田本城村之内

同所本名村今村屋敷之内

名寄帳在別冊

右者此節御慶事付、前以より御内用向被 仰付置外處、

萬端無滯御用相辨外付、格別御取分を以右之通拜領被

仰付外間、全可有所務外、仍如件、

天明五年十二月廿八日

宮 主膳

名乘判

鳴 仲

名乘判

鳴 近江

名乘判

喜 安房

名乘判

鳴 伊賀

名乘判

市田勘解由殿

(巻) 上包

(百五)

龜山長大夫・山田八郎右衛門・澁谷五郎右衛門・市田勘解由

江御高拜領被仰付、御家老衆御連判を以銘、被下置外知行目錄

寫四通、天明五年巳十二月廿八日近江殿より御渡被成、東郷淺

之承納置之外事

2330

白木御文書五番箱中

先達を被申聞候

源將軍賴朝公遺骨一壺、日光山中在常行三昧堂、從來所安置也、緇素傳聞雖仰其德、而香華・燈明及顯密法味如何無所備、頗可輕者歟、今歲天明乙巳薩州太守速始聞此由緣、頻慕前迹、將遷之遊城院永致供養之、誠念願旨深、孝順志亦不淺、隨而累世二十四主記法號之列次、以安置於當院、盡未來際欲令往者樂靈境之妙風潤一乘之法雨、其懇篤之趣一品宮聽召御隨喜不斜所許諾之也、連代住僧努力祭祀報恩以供養、三寶之場平等利益之前、彌天下泰平護國安民、家運長久子孫繁昌、

精修練行不可怠緩之旨、

輪王寺一品大王御氣色之處、仍執達如件、

天明乙巳五年

十二月

養源院

大樂院

龍光院

大眞覺院

大佛頂院

修覺院僧正

遊城院

源將軍賴朝公御遺骨之事、今度其院に可奉安置に付、薩摩守殿御手當供養料五拾金御寄附之旨令承知之、遂言上早、猶更御代之覺靈御安置之上考、始終之御手配等具奉入御聞之條、重可有注進外、尤連代之規則不等閑樣相心得、實義忠誠之勤方可爲勿論者也、

天明五乙巳十二月

大眞覺院

遊城院

大佛頂院

2332

在白木御文書五番箱中

今般薩州太守御内願之趣、其院委細之演說遂言上外處、

日光御門主具に被爲聞召之、誠天下泰平家運繁榮之基本不可過之、篤信殊勝之至不淺、御隨喜思召外、元祿年

中當山中堂護國安民之道場

御建立之節、厚御由緒有之、旁格別之譯に思召、早速

御承知被遊外、依之彼此御吟味之上、深思召を以

虚空藏尊像新調之御好被仰出、注文寸法別記之通外間、

其院承知之通被及掛合、永御内道場御安置之上、長日之

祭祈恒に被委御心、益武運長久護國安民之照守可爲彰

然之樣

御懇誓可被爲在との御事也、

天明乙巳五年十二月

乙葉淡路守
文郷判

佛頂院
覺謙判

遊城院

上包
遊城院
佛頂院

乙葉淡路守

2333
虛空藏尊像 一鉢

右

太守中將重豪公深御内慮被爲在、天台先御座主輪王寺一品后延法親王之御内道場ニ御安置之儀、日光山御宿坊遊城院周辨を以御演達外之處、被應其御趣意、則尊像新調之寸法等

御門主依御好、御佛師山下佐平次彫刻之、今月今日遊城院を以白銀首杖被附之上野に相納、則刻御門主御開眼ニる水御内道場御安置、弥以長日之祭祀可被爲在旨ニ外、尤右始末相調、向後聊々御當家御構有之間敷趣々御雙方御契約之事、

但佛頂院・乙葉淡路守より遊城院宛之奉文壹通有之、

右之趣内々承置、奉文々御記録所に可仕舞置事、

天明六丙午年十二月十日

口裏ニ
御記録奉行に

2334
往昔日光

山中ニ所納之

頼朝公御分骨、

右中古方同所三昧堂に御安置有之來旨、御宿坊遊城院周辨御内々申上之、

太守重豪公厚 思召を以遊城院境内ニ遷之外様御内沙汰被爲在、則遊城院方御門主后延法親王に御内々奉訴、其通始末相調外事、

御當家御代々様并

御夫人様之

御法號御掛物
大小三幅

但外ニ無縁等之御掛物
一幅

右依 御厚志、遊城院御納之御事、

右之通去已十二月、御内々奥向御取計有之、尤向後聊々不及御構旨取結有之候條、此旨内々可承置事、

但 遊城院に日光御役院等^方之書付草案貳通有之外間
是又御記録所に仕廻可置事、

天明六丙午年

十二月

口裏・御記録奉行正

右五年・六年トアレトモ、此ニ集腋也

2335 重豪公御譜中

正文在文庫

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之外、遂披露^外處一段之御
仕合^外、恐々謹言、

(采) 「天明六年」 正月七日

康福判

松平薩摩守殿

(采)「存口裏」

松平周防守

康福

2336 全上

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之候、遂披露^外處一段之御
仕合^外、恐々謹言、

(采) 「天明六年」 正月七日

忠意判

(采)「存口裏」
鳥居丹波守
△忠意▽

2337

重豪公御譜中

正文在文庫

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被
獻之外、遂披露^外處一段之御仕合候、恐々謹言、

△天明六年▽

正月十一日

水野出羽守

忠友判

牧野越中守

貞長判

松平周防守

康福判

松平薩摩守殿

2338 全上

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被
獻之外、遂披露^外處一段之御仕合^外、恐々謹言、

(采) 「天明六年」 正月十一日

鳥居丹波守

忠意判

松平薩摩守殿

2339

重豪公御譜中
正文在島津縫殿

加冠

宜爲

天明六年

正月廿八日 御判

嶋津金次郎

小平太

2342

全上
正文在樺山伊織

加冠

宜爲

天明六年

正月廿八日

重豪公



樺山佐三袈裟

采女

2340

全上
正文在島津助之丞

加冠

宜爲

天明六年

正月廿八日 御判

嶋津善熊

助之丞

2343

重豪公御譜中
扣正文在家老座

去ル廿三日芝田町壹丁目裏通松平隼人様御屋敷より出火之節、芝四丁目芝田町壹丁目分築立地ニ有、薩摩守所持之町並屋敷有來外四坪五合之番家一棟并拾五坪五合之物置一棟、同日晝時過類焼仕外、尤右屋敷表通三ヶ所之町並屋敷・町家作之分是又類焼仕外、此段御届可申上旨薩摩守申付外、別紙繪圖面相添此段申上候、以上、

(卷) 松平薩摩守家來

「天明六年」 正月廿六日 高崎藤次郎

2341

正文在島津右平太

加冠

宜爲

天明六年

正月廿八日

御墨印



嶋津直熊

右平太

2344

覺
一御届書壹通

但 田町御屋敷御類焼ニ付、

一 繪圖面壹通

御内用御頼屋敷御改

渡邊忠四郎殿

右者田町御屋敷築立地面御類焼ニ付る者、御届有之由
ニ付、別紙之通御届書并繪圖面相認、去月廿六日忠四
郎殿御宅に藤次郎罷越、用人倉本曾兵衛に取會、得と
内談仕り處、忠四郎殿御逢被成、彼是御差圖之趣共有
之、左りる表通町並御屋敷之儀者前々町方より御届申
上、此御方より御届ニ者不及先例之由申上り處、町並
御屋敷之儀者其通可有之、然共築立地面者御見分無
之候る者不相濟段被仰聞り付、右之通御届申上り處、
明後廿八日安部次郎兵衛殿御越可被成り間、御出會仕
り様致承知り、

屋敷御改

安部次郎(信七)兵衛殿

右者去月廿八日爲御見分被差越、私共并芝・田町兩名
主を及罷出、御相應申達候處、繪圖面引合無滞御見分
相濟申り、左りる次郎兵衛殿被仰聞り者、番家・物置

二ヶ所有來り通御作建有之事候哉、左りハ、地面龜繪

圖今日被差出りハ、致見分置、追り御届迄ニ見分ニ
及不及旨承知仕り付、未何分治定之程表不申聞り得共、
有來り通出來仕りる者可有御座哉之趣を以、今日御見
分被成置被下り様申達候處、隨分御承知之上其通相濟
申り、尤有來り通と者乍申、少々之御作替者有之、共、
前文之通御見分ニ者不及旨是又承知仕り、右相濟南向
御留守居宿に致御同道、御手當之通御料理等差出申り
處、段々被入御念り御取扱ニ有之、忝被思召り、此段
御役人中迄宜申上り様致承知り、別紙御届書寫并繪圖
面貳通相添、此段申上り、以上、

〔奉〕 天明六年 二月朔日

長友源五右衛門

高崎藤次郎

澁谷五郎右衛門殿

右者去月廿三日芝四丁目并田町壹町目町並御屋敷御類
焼ニ付、屋敷御改渡邊忠四郎殿より、右御類焼ニ付り
者繪圖面を以一通御届有之、爲御見分可被差越旨、
忠四郎殿用人中より御留守居付役方申來り付、町並

御屋敷御類焼付御見分等有之儀者、是迄無之由申取

外様、御留守居付役に相達置外處、町並御屋敷之儀者御先例者有之儀ハ、御見分ニ及間鋪外得共、海手築

立地面之儀者何れニ及御見分無之外者難成由ニ、

去月廿八日屋敷御改安部次郎兵衛殿御越、右之通御見

分相濟、尤御茶屋之儀者又々御作建者有之儀者、御見

分可成置と之事ニ是又御見置見分相濟外旨、御留守

居付役申出外間、別紙繪圖一面并御届書寫相添、此段申

上外、以上、

〔天明六年〕二月二日 澁谷五郎右衛門

2345 重豪公御譜中 正文在文庫

今朝御樽肴被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々

謹言、

〔天明六年〕二月三日 貞長判

〔朱〕在口裏 牧野越中守 貞長 松平薩摩守殿

2346 全上

今朝鯛一箱・昆布一箱・御樽一荷被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔天明六年〕二月三日 忠意判

〔朱〕在口裏 鳥居丹波守 忠意 松平薩摩守殿

2347 重豪公御譜中

渡邊八五郎者本府士戸田七郎太盛僕也、居種脇郷市比野村、以三力田之餘資一助ニ七郎太生計有年于此、今茲天明六年春重豪與ニ若干品一賞之、

全上

寫正文在文庫

御右筆頭

一御役格直觸ニの聖堂奉行之次

一十人之賄料

右之通新規ニ御役被相立外旨被 仰出候條、此旨可承 御役々可致通達外、以上、

2349

〔天明六年〕二月
〔喜入久延〕
安房

重豪公御譜中

扣正文在右筆所

私儀去春國元^二之御暇被下置^レ處不快有之、追々相願滯
府養生仕^レ、然處當月參勤之時節相成^レ得共、今以疝積
氣痛所等跽と無之、致出勤躰無御座^レ、此段御届申上^レ、
以上、

〔天明六年〕二月廿六日 松平薩摩守

〔采〕
一右御届書御日附當日、御用番牧野越中守様江御留守居澁谷五郎
右衛門致持參、御用人加茂、數右衛門江取會差出^レ處、被成御請
取^レ事」

2350

全上

今度 御年賀御祝之爲御祝儀、致献上物度^レ、此段相伺
外、以上、
〔采〕御附紙
御御書一折表向より可被差上候」

〔天明六年〕二月廿九日 松平薩摩守

〔采〕
一右御同書御日附當日、御用番牧野越中守様江御留守居を以被差

2351

出^レ處、三月朔日御同人様を御留守居御呼出^二而、右之通御付
紙を以被仰渡^レ」

全上

御年賀御祝ニ付、御祈禱之御札守并御看一種御内證より

差上申度^レ外、此段相伺外、以上、
〔采〕御附紙
大奥者女江可被相伺候」

〔天明六年〕二月廿九日 松平薩摩守

〔采〕
一右御同書被差出^レ處、三月朔日前文一所ニ右之通御付紙を以御
留守居江被相渡^レ付、大奥平野を伺文差出^レ處、女御使を以
御献上被遊^レ候御差圖有之、三月七日御札守・干鯛一箱御目錄
を以御献上有之^レ事」

2352

全上

一金馬代

〔大老、直幸〕
井伊掃部頭殿

御老中方

所司代・大坂御城代方

若年寄中

御側衆

一 贈物別段

兩御丸女中方

右之分者是迄之通、其外御役人中に之贈物相應ニ致減少度外、以上、

〔朱〕天明六年 二月 御日付なし

2353 全上

私領内近年凶年打續、先年

御守殿并居宅類焼後、引續

淨岸院様御遺骸國元ニ御引越之節過分之物入有之、去ル

亥年櫻島燃出、田畠共數萬石損毛、其外領内年々損毛高

有之、時々御届申上置外通御座外、

公邊に相懸外儀者勿論、吳國松御手當等者專是迄之通申

付、古來方仕來外舊式等之内差欠、至外儉約申付、兎

哉角取續外様取計置外處、去々年琉球國大凶年ニ救米

等段々手當申付外上、依願御金米拜借被仰付、

御威光を以急難相救、琉球國民共致撫育、難有仕合奉存

外、彼國之儀餘國と者相替、米穀之収納方迄ニ取續外

儀ニ者無之、諸産物之餘勢を以致國益外故、此涯諸品

物取立外儀調兼、追々手當申付外儀御座外得共、右躰於

國元承連々及困窮手迫ニ相成、琉球國續米等此以後難澁

ニ罷成外付、猶又福敷儉約申付外、依之右拜借金米返上

方年限中、且琉球諸品取立相調外迄之内、年中御役人中

に贈物相應ニ致減少、献上物殘等之儀者是迄之通相贈、

年限明外節より以前之通致度外、右之趣被御聞置外様仕

度外、此段申達外、以上、

〔朱〕天明六年 二月晦日 松平薩摩守

一右貳通御用番牧野越中守燦江御留守居代橋口與三次を以被差

出外處、三月五日御同人様より御留守居御呼出ニ而、右之通御

付紙を以被仰渡外

2354

重豪公御譜中

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御さたのミそんしま

いらせ外、めてかしく、

御ふミ拜見いたし外、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉

り外、扱は上巳の御祝義に付、

御縁女様より南部酒一樽又三郎へ、にんきやう一箱けい

へ御内々にて拜領仰付られ、あり難き仕合にそんし奉り

全上

外、此よし何分にもよろしく御とりなしたのミ入そんしまいらせり、めて度かしく、

〔天明六年〕

藤さきさま

御返事

全上

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしまいらせり、めてかしく、

一筆申上まいらせり、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉

り外、扱は上巳の御祝儀に付、昨日は

御縁女様より御重・御肴拜領仕り、誠に以てあり難き仕

合にそんし奉り外、右の御禮申上たく外、御序の折から、

よろしきやうに御とりなしたのミ入そんしまいらせり、

めて度かしく、

〔天明六年〕

ふち崎さま

る申給へ

全上

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしまいらせり、めてかしく、

一筆申上まいらせり、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉

り外、然れハ來廿三日眞含院事大奥へ罷上り外やうに

仰出され、あり難き仕合にそんし奉り外、右の御禮申上

度外、御序の折から

御前よろしきやうに御とりなしたのミ入そんしまいらせ

り、めて度かしく、

〔天明六年〕

梅の井さま

大さきさま

高はしさま

る申給へ

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしま

いらせり、めてかしく、

一筆申上まいらせり、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉

りり、然れハ來廿三日眞含院事大奥へ罷上りりやうに
御出され、有難き仕合にそんし奉りり、右の御禮

御縁女様へ申上たくり、御序のおりからよろしきやうに
御とりなしたのミ入そんしまいらせり、めて度かしく、

(宋) 天明六年

梅の井さま

大ききさま

高はしさま

る申給へ

2358

重豪公御譜中

扣正文在右筆所

私儀持病有之差發下冷り節者、當夏秋足袋用申度御座り、

此段相伺り、以上、

(宋) 御附紙
足袋用可被申候

天明六年 三月廿三日

御名

(宋) 「右御伺書御日附當日、御用番田沼主殿頭様江御留守居澁谷五郎

右衛門を以被差出り處、同廿四日御留守居御呼出り、右之通

御付紙ニ而被仰渡り」

全上

松平薩摩守持病有之差發下冷り節者、足袋用度段御用番
田沼主殿頭様に相伺候處、足袋可用旨御差圖御座り、此

段以使者申違り、御同役中様に被仰達置度り、以上、

(宋) 天明六年 三月廿五日 使者

二宮藤太左衛門

(宋) 「右御用御頼御目付山川下総守殿并末吉善左衛門殿江藤太左衛門

御使ニ而、銘々書付差出り事」

2360

重豪公御譜中

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしま
いらせり、めてかしく、

一筆申上まいらせり、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉

りり、然れハ眞含院事昨日大奥へ罷上りり處に、

公方様 大納言様 種姫君様 御部屋様へ 御目見 仰

付られ、御懇の 上意を蒙り、拜領もの仕り、私にをひ

て有難き仕合にそんし奉りり、右の御禮申上たくり、

種姫君様 御部屋様へも申上り、御序の折から

御前よろしきやうに御とりなしたのミ入そんしまいらせ

り、めて度かしく、

〔宋〕
「天明六年」

高をかさま

花そのさま

常盤井さま

萬里小路さま

たき川さま

のむらさま

いさのさま

る申給へ

2361

全上

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしま
いらせり、めてかしく、

一筆申上まいらせり、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉
りり、然れハ眞合院事きのふ大奥へ罷上りり處に、

公方様 大納言様 種姫君様 御部屋様へ 御目見 仰

付られ、御懇の 上意を蒙り、拜領物仕り、私にをひて
有難き仕合にそんし奉りり、右御禮申上度り、御序の折

から

御前よろしきやうに御とりなしたのミ入そんしまいらせ
り、めて度かしく、

〔宋〕
「天明六年」

梅の井さま

大さきさま

高はしさま

る申給へ

2362

全上

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしま
いらせり、めてかしく、

一筆申上まいらせり、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉
りり、然れハ眞合院事きのふ大奥へ罷上りり處に、

公方様 大納言様 種姫君様 御部屋様へ 御目見 仰

付られ、御懇の 上意を蒙り、拜領物仕り、私にをひて
有難き仕合にそんし奉りり、右の御禮

御縁女様へ申上度り、御序の折からよろしきやうに御と
りなしたのミ入そんしまいらせり、めて度かしく、

〔宋〕
「天明六年」

梅の井さま

大きさま

高はし様

多申給へ

2363 重豪公御譜中

扣正文在右筆所

先年妾腹出生之二男嶋津富之進儀、當午拾貳歲相成り、出生以來虛弱、有之見合御届を及不仕り處、追々丈夫に罷成り間、此段申上り、御間置可被下り、以上、

〔天明六年〕

三月廿八日

松平薩摩守

〔采〕
一右御書附御用番田沼主殿頭様江御留守居澁谷五郎右衛門を以被差出り處、被成御請取り段、御用人武田織右衛門を以被仰聞り

2364 〔采〕
「近秘野帥中」

天明六年丙午三月置御抱守、給事富公子、七月置磯奉行、

廿八日 公以世子又三郎君造朝始謁、九月 浚明廟葬、

十月置御小姓頭取・御側目附、十一月命小番隸若年寄、新番隸大番頭、

2365 重豪公御譜中

正文在文庫

今朝御香具一箱并丸熨斗一箱被獻之り、遂披露り處一段之御仕合り、恐々謹言、

〔采〕
「天明六年」

四月十一日

忠友判

松平薩摩守殿

水野出羽守
忠友

2366 全上

今朝御香具一箱・丸熨斗一箱被獻之り、遂披露り處一段之御仕合り、恐々謹言、

〔采〕
「天明六年」

四月十一日

忠意判

松平薩摩守殿

鳥居丹波守
忠意

2367 重豪公御譜中

寫正文在文庫

樋之間之事

竹之間

右之通被相改、竹之繪御額被相掛管外條、此旨可致通達外、

〔采〕「天明六年」四月

〔島津久金〕伊賀

全上

扣正文在右筆所

幸橋御門内私屋鋪西之方表長屋今日致燒失外、依之差扣之儀相伺外、以上、

〔采〕「天明六年」四月十四日

松平薩摩守

〔采〕「右御伺書御用番水野出羽守様江御留守居澁谷五郎右衛門」而被差出外處被成御承知、不及御差扣旨、即晚御用人五十川武左衛門を以被仰渡外、尤御付札ニ不及、御口達ニ而被仰聞外」

2369 扣正文在右筆所

松平薩摩守幸橋御門内屋敷長屋致燒失外、依之差扣之儀奉伺外處、不及其儀旨被仰渡、難有奉存外、薩摩守病中故、私を以御禮申上外、以上、

〔采〕「天明六年」四月十五日

〔佐土原城主 忠持〕嶋津淡路守

2370

重蒙公御譜中

扣正文左右筆所

嶋津淡路守先祖以來、私國元江用事有之外節者、時々不及伺罷越事外、淡路守儀致家督付付、先例之通爲仕度、此段相伺外、以上、

〔采〕「天明六年」四月廿五日

松平薩摩守

2371

私先祖以來用事御座候節者、松平薩摩守國許江時々不奉伺罷越度旨申上、願之通被仰渡罷越外、私儀表用事御座候節者其時々不奉伺、薩摩守國許江罷越候様仕度外、私家督仕外付、此段申上候、以上、

四月

嶋津淡路守

2372

例書

一同氏但馬守家督仕候付、寶曆四戌年四月、御用番西尾隱岐守殿江、前々之通松平薩摩守國元江用事御座候節者、其時々不及奉伺罷越度旨奉願候處、可爲先格之通旨、以御附札被仰渡候、

一御代替付寶曆十辰年五月、御用番松平右近將監殿江、前々之通松平薩摩守國元江用事御座候節者、其時々不

及奉伺罷越度旨奉伺外處、可爲前々之通旨、以御附札被仰渡外、

右之通御座候、以上、

四月

鳴津淡路守

全上

扣正文在右筆所

私儀當二月參勤時節相成外得共、疝積氣痛所等快無之、

御届申上置外、然處今以致出勤躰無御座外付、御序之節

參勤之御禮以使者致獻上物、且又先規

御目見被仰付外家來兩人其節 御城に差出、獻上物爲仕

可申哉、此段相伺外、以上、

〔朱〕 一天明六年」 四月廿七日

松平薩摩守

〔朱〕 一右御伺書御日附當日、御用番水野出羽守様江御留守居澁谷五郎

右衛門を以被差出外處、即日日出羽守様より御留守居御呼出ニ而、

右之通御付紙ニ而被仰渡外」

全上

扣正文在右筆所

私儀病中故、參勤之御禮獻上物以使者差上、且又其節家

來兩人 御城に差出獻上物爲致度段、水野出羽守殿に相伺外處、可爲伺之通旨致承知り、此段申達外、以上、

〔朱〕 一天明六年」 四月廿七日

松平薩摩守

〔朱〕 一右御書附西丸御老中鳥居丹波守様江御留守居本城源七郎ニ而被差出外處、御承知被成外旨、御用人を以被仰聞外」

2375

重豪公御譜中

正文在文庫

爲端午之祝儀、帷子單物到來歡覺候、委曲田沼主殿頭可

述外也、

〔朱〕 一天明六年」 五月二日



薩摩 中將殿

全上

爲端午之御祝儀、以使者御帷子單物被獻之外、遂披露外之處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔朱〕 一天明六年」 五月二日

鳥居丹波守

松平薩摩守殿

忠意判

2374

2373

重豪公御譜中

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御さたたのみそんしま
いらせり、めてかしく、

一筆申上まいらせり、

上々様ますく御機けんよく御座なされ、恐悦にそんし
奉りり、然れハ昨日は

御縁女様御有卦入御しうきに付て御さかな一おりはい領
仕り、有難き仕合にそんし奉りり、右の御禮申上たくり、
御序の折からよろしきやうに御とりなしたのみ入そんし
まいらせり、めてたくかしく、

〔天明六年〕

藤崎さま

る申給へ

重豪公御譜中

扣正文在右筆所

私儀御黒書院御禮被

〔本〕御附紙

仰付り付め、嘉祥出仕之儀如何相心得可申哉、此段相伺

り、以上、
嘉定之節不及登、城候

〔本〕天明六年

六月十二日

松平薩摩守

〔本〕右御伺書御日附當日、御用番牧野越中守様江御留守居澁谷五郎
右衛門を以被差出外處、即日御留守居御呼出而、右之通御付
紙を以被仰渡り

全上

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御さたたのみそんしま
いらせり、めてかしく、

一筆申上まいらせり、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉
りり、然れハ

御縁女様へ御誕生日の御祝儀として、もく録のとおりし
ん上任りり、御序のおりからよろしきやうに御とりなし
たのみ入そんしまいらせり、めて度かしく、

高をかさま

はなそのさま

常盤井さま

萬里小路さま

たき川さま

野むらさま
いさ野さま
る申給へ

全上

なをくいかほともよろしく御さたたのみそんしま
いらせり、めてかしく、

御ふみ拜見いたしり、
上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉
りり、然れば今日は

御縁女様御誕生日御祝ゐに付て、御さかな一おり御内々
にて拜領仕り、誠に以てありかたき仕合にそんし奉りり、
此よし何分にもよろしく御とりなしたのみ入そんしま
らせり、めてたくかしく、

〔朱〕
「天明六年」

藤ささま
御返事

〔朱〕
「按：重豪公御女、大朝ノ御台所ハ安永二年六月十七日御生レトアリ」

全上

なをくいか程もよろしく御さたたのみそんしま

らせり、めてかしく、
一筆申上まいらせり、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉
りり、然れハ

〔朱〕六月十七日也

御縁女様御誕生日御祝ゐに付て、御さかな一おり拜領仕
り、有難き仕合にそんし奉りり、右の御禮申上たくり、
御序のおりからよろしきやうに御とりなしたのみ入そん
しまいらせり、めて度かしく、

〔朱〕
「天明六年」

藤ささま
る申給へ

重豪公御譜中
正文在文庫

御馬二疋被獻之外、遂披露外處一段之御仕合り、恐々謹
言、

〔朱〕
「天明六年」
六月十八日 貞長判

〔朱〕在口裏

松平薩摩守殿
牧野越中守
貞長

ノ

貞長

2383

全上

御馬一疋被獻之外、遂披露ハ處一段之御仕合ハ、恐ク謹言、

〔采〕天明六年〕 六月十八日 忠意判

松平薩摩守殿 鳥居丹波守 忠意

2384

重豪公御譜中

扣正文在右筆所

御内意之覺

當在府中、嫡子松平又三郎儀初カ之

御目見奉願ハ、依之申上ハ、私儀御由緒柄之譯ニ依ハ、

年頭・五節句・八朔老御白書院、月次老於御黒書院御禮

申上、且大廊下下之休息所ニ罷在ハ間、又三郎事ハ何卒

同様被仰付被下ハ儀、心願奉存ハ、此旨 御内意申上ハ、

以上、

〔采〕天明六年〕 六月廿三日 松平薩摩守

〔采〕一右御書附御日附書日、御用番牧野越中守ハ江御留守居ハ碓谷五郎右衛門ニ而被差出ハ處、同廿六日越中守ハ度より五郎右衛門被召

2385

呼、右之通御付紙を以被仰渡ハ〕

全上

正文在文庫

端午之

御内書可相渡ハ間、明日五半時

御城ニ家來可被差出ハ、以上、

〔采〕天明六年〕 六月廿四日 田沼主殿頭

松平薩摩守殿

2386

全上

〔采〕六歳ヲ十二歳ト相重メラル、何ノ訳カ〕 富之進様當十二歳御成、御丈夫ニ被爲成ハ付、御二男様

之御届、三月廿八日御用番田沼主殿頭様ニ被 仰出、御

順之儀老 敬姫様 明姫様 富之進様ト被 仰出ハ、尤

富之字名ニ附居ハ人老可致遠慮ハ、

右之通被 仰出ハ條、御記録奉行ニ可申渡ハ、

〔采〕天明六年〕 六月 安房

〔采〕天明六年〕 六月廿七日比志嶋要人御取次を以川上平右衛門ニ

被成御渡、白木御文書五番箱ニ納置ハ事

重豪公御譜中

正文在文庫

今朝琉球布一箱并砂糖漬天門冬一器・赤貝鹽辛一器・琉球泡盛酒二壺被獻外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔朱〕天明六年〕六月廿七日

貞長判

〔朱〕在口裏〕

牧野越中守

貞長

松平薩摩守殿

全上

今朝琉球布一箱・砂糖漬天門冬・赤貝鹽辛一器・琉球泡盛酒二壺被獻外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔朱〕天明六年〕六月廿七日

忠意判

〔朱〕在口裏〕

鳥居丹波守

忠意

松平薩摩守殿

全上

御庭奉行

重豪公御譜中
寫正文在文庫

磯奉行

右御役此節被相立_レ條、此旨表方_レ致通達、奧掛・御
勝手方_レ老寫を以可相達_レ、

(米) 「天明六年」 七月
(喜入久徳) 安房

(表紙)

追 錄 舊 記 雜 錄 卷百卅九	重 豪 公 自天明六年七月	齊 宣 公 至同 七年正月
------------------------------------	------------------------	------------------------

重豪公御譜中

右磯奉行加役被仰付_レ條、磯御屋敷御茶屋并御庭其外相
掛_レ儀とも都_レ可致受持_レ、左_レの平日磯_レ不及相詰、
御用之節_レ差越可申_レ、

右之通申渡可承向_レ、_レ表可申渡_レ、

(米) 「天明六年」 七月 安房

琉球國大風霖雨歲大飢、將_レ及_レ飢者數萬人、予聞而憂_レ之、
雖_レ欲_レ贈_レ米而救_レ之薩府亦凶年無_レ如_レ之何、去歲秋八月
遂請_レ縮於

大家、

大家許_レ以_レ米一萬石・金一萬兩、予拜_レ之、而救_レ琉球國
之餓者、於是中山王拜_レ恩賜之辱、今茲天明六年夏、
使_レ伊野波親方・新里親雲上齋_レ獻品及書簡、遣_レ薩府_レ

謝_レ

大家之恩、則予使_レ四本長右衛門兼當_者、田村孝之助_{附足}
人齋之遣_レ江府、冬十月朔日兼當_者、孝之助至_{江戶}、十
八日留守居伴_{繼使者}四本兼當_登、城、於蘇鐵_{之就}御
坊主組頭河島圓節、上_{中山王}獻物龍涎香二十袋・縮緬
二十卷・芭蕉布二十端・八重山島熬海鼠二箱・泡盛酒三

壺於

大家一、亦至二大老及老中各邸一、進三呈中山王贈物各芭蕉布五端・桔餅一百一謝之恩、而是時值三

大家殂、

儲后遷二 本丸一、故如三中山王書簡一文句亦齟齬而不能

獻、改附下帛二

大家一繼使者有馬源五右衛門純庸上獻之、於是老中奉書出事雖在三明年一實係二是年一故、其奉書今載三于此焉、

2392 寫正文在家老座

芳翰令披閱下、

公方様益御機嫌能被成御座、恐悅旨尤下、然者其國近來凶年打續及飢饉、松平薩摩守相願米金拜借之事付、御禮爲可申上、使者伊野波親方薩州到着、如目錄獻上^(島津齊忠)下、來書之趣遂披露^(島津齊忠)下處御喜色之儀下、猶松平豐後守可申述下、

恐々謹言、

(朱) 「天明七年」 二月廿三日

阿部伊勢守 正倫判

鳥居丹波守 忠意判

水野出羽守

忠友判

牧野備後守 貞長判

松平周防守 康福判

松平越中守 定信判

中山王 回答

(朱) 「此書六年中ニアリ、譜中ノマ、也」

2393 重豪公御譜中

正文在文庫

爲生身玉之御祝儀、黄金十兩被獻之外、遂披露^(島津齊忠)下處一段之御仕合下、恐々謹言、

(朱) 「天明六年」 七月六日 意次判

(朱) 「存口裏」

田沼主殿頭 意次

松平薩摩守殿

2394 全上

爲生見玉之御祝儀、黄金十兩被獻之外、遂披露候之處一

段之御仕合ハ、恐ク謹言、

〔宋〕天明六年〕 七月六日

忠意判

〔宋〕在口裏

鳥居丹波守

忠意

松平薩摩守殿

重豪公御譜中

寫正文在文庫

口達覺

嘉祥ニ付ル者、御三家様・松平〔前田治修〕加賀守様・松平〔越前、重富〕越前守様

ニ及御登 城無之由候付、御聞合別紙之通御伺之上被

仰渡ハ、六月十六日嘉祥ニ付御登 城被遊來ハ得共、先

達ル御黒書院御禮被爲蒙 仰ハ付、如何御心得可被遊哉

之旨、御伺書御用番様ハ被差出ハ處、嘉定之節御登 城

不及旨被仰渡ハ段申來ハ條、此旨可承面ニ江可申渡ハ、

〔宋〕天明六年〕 七月

〔宮〕原通直 主膳

扣正文在右筆所

今度寺社・山伏・町人・百姓出金銀之儀付、御觸達之趣

致承知ハ、拙者領内者至ル遠國、殊琉球國ニ及相掛、餘國

ニ違金銀通融甚不自由有之、就中近年凶作等打續難澁之

時節ハ、依之暫可致延引ハ、此段御聞置可被下ハ、委細

之儀者家來より可申上ハ、以上、

〔宋〕天明六年〕 七月十六日

御名

〔宋〕右御書附御日附當日、御用番田沼主殿頭様ハ御留守居澁谷五郎

右衛門を以被差出ハ事〕

全上

寫正文在文庫

寄合以上之惣名

一大身分

但 家格夫々相分ハ節者是迄之通、尤是迄一所持之内

大身分と申來ハ分者、夫々家名を以相唱可申ハ、

組頭之事

一御小姓組番頭

御番頭之事

一當番頭

御廣敷頭之事

一御廣敷御用人

御供御目付之事

一御供目付

御廣敷番之事

一御廣敷番之頭

代官所之事

一御代官所

代官之事

一御代官

大奥御小姓之事

一御小姓

大番之事

一御小姓組

六與小與頭之事

一組頭

與方取次之事

一進達掛

郷士之事

一大番

但身分老おのつから郷士ニシテ、家格之唱大番ニシテ、
右之通被相改り條、此旨不洩様可致通達外、

〔采〕
「天明六年」七月

主膳

2398 重豪公御譜中

同年夏七月廿七日老中奉書、明日重豪攜^二又三郎忠堯^一登^レ城、於^二白書院^一忠堯初見^ニ

大樹家治公

亞相家齊公^一、獻^二太刀一腰・白銀二十枚・卷物十・馬一

匹于

家治公、太刀一腰・白銀二十枚・馬一匹于

家齊公^一、重豪亦獻^二綿五十把于

家治公、同三十把于

家齊公^一、謝^二又三郎初見之恩^一、

2399 全上

正文在文庫

同氏又三郎事

御目見被^レ仰付^レ間、明廿八日五時同道可有登^レ城外、

其方儀表御禮可被申上^レ、以上、

〔采〕
「天明六年」

七月廿七日

水野出羽守

牧野越中守

田沼主殿頭

松平周防守

松平薩摩守殿

2400 正文在文庫

家來一人

御目見被 仰付外間、召連可有登 城外、

2401 全上

同氏又三郎事 御目見被

仰付外間、明廿八日五時同道致登

城、拙者儀及御禮可申上旨被仰下、畏奉存外、以上、

(采)「天明六年」七月廿七日 御名

松平周防守様

田沼主殿頭様

牧野越中守様

水野出羽守様

2402 家來一人 御目見被 仰付外間、召連可申之旨被仰下、

奉得其意外、以上、

(采)「天明六年」七月廿七日 御名

松平周防守様

田沼主殿頭様

牧野越中守様

水野出羽守様

2403 全上

(中津城主、昌男) 寫正文在右筆所

奧平大膳大夫久々病氣之處、殘暑相障一兩日不相勝付付、

萬一之儀及御座外者、妾腹之女子御座外間、御二男鳴津

富之進殿急智養子申請相願度奉存外、御承知被下外者忝

可奉存外、依之私を以申上外、

(采)「右奥平様より酒井縫殿頭様を以被仰進外御口上書
(忠交) 天明六年」

2404 全上

扣正文在右筆所

御病氣一兩日御勝兼外付、萬一之儀外節者御妾腹之御女

子に二男鳴津富之進急智養子に被成度段、酒井縫殿頭殿

に御申聞令承知任其意外、此旨拙者を以被申達外、

(采)「右者奥平大膳大夫様より七月廿五日酒井様を以御貫受付、同
(人吉城主、辰寛) 廿八日相良老岐守様ニ而、右之通御口上書を以大膳大夫様御方

江被仰進外、

天明六年」

2406

全上

扣正文在右筆所

今日同氏又三郎同道ニ登

城、直ニ大廊下休息所ニ罷通、初

御目見被 仰付、御懇之蒙

上意、拙者事ニ御禮申上、再被

召出着座、御懇之 御詫、且家來ニ及 御目見被 仰付、

重疊難有仕合奉存外、爲御禮致伺公外、又三郎儀及同様

爲御禮致伺公外、以上、

〔采〕「天明六年」

七月廿八日

松平薩摩守

2406

齊宣公御譜中

六年丙午夏七月二十七日受ニ老中奉書、翌二十八日隨ニ

父公ニ登、城、於ニ白書院ニ初見ニ

大樹家治公

世子家齊公、獻ニ太刀一腰・白銀二十枚・縮緬十卷・馬

一匹於

家治公、太刀一腰・白銀二十枚・馬一匹於
家齊公、奉ニ謝ニ初見之恩、

2407

近秘野御 齊宣公

天明六年丙午七月二十八日世子造朝、獻

家治公御太刀一腰・縮緬十卷・白銀二十枚・御馬黒栗毛剛州末吉牧

一疋、儲君家齊公御太刀一腰・白銀二十枚・御馬黒栗毛藤州寄

田一疋、始見 二公於白書院、

2408

重豪公御譜中

扣正文在右筆所

奥平大膳大夫病氣差重外處、未男子無御座、妾腹之娘有

之外付、私ニ男嶋津富之進儀急智養子奉願度旨承外間任

其意外、此段御聞置可被下外、以上、

〔采〕「天明六年」

八月二日

松平薩摩守

〔采〕「本文八月二日奥平様御方江御親類中御集ニ而、御願書被差出外

付、此御方様より之御届書も今日被差出外間、可差上旨主計殿

より被仰聞候付、御文箱江入付差上外、尤御先手土方勝老宇源太殿

を以、彼御方御願書と一所ニ御用番水野出羽守様江被差出外、

彼御方御願書者御親類本多中務大輔様ニ而被差出外事」
(忠典)

全上
寫正文在右筆所

島津富之進

全上
扣正文在右筆所

奧平大膳大夫死去之日より、私儀五十日十三月之忌服請
外様被仰渡、且又忌服書付差出可申旨奉畏外、右御請以
使者申上外、以上、

〔采〕天明六年
八月四日

嶋津富之進〔昌〕

奧平大膳大夫死去仕外付忌服之覺

忌五十日 八月三日より
九月廿三日迄

服十三日 午八月より
未八月迄

右之通御座候、以上、

〔采〕天明六年
八月四日

島津富之進

〔采〕右御書付奧平様八月三日御卒去、彼之御方より御届有之外處、
翌四日御用番水野出羽守様より御留守居御呼出ニ付、澁谷五郎
右衛門罷出外處、御用人鈴木重藏を以、左之御書付被相渡外

奧平大膳大夫死去之日より五十日十三月之忌服請可被申
外、尤忌服之書付可被差出外、

全上

扣正文在右筆所

なをくよろしくたのミそんしまいらせ外、めてか
しく、

一筆申入まいらせ外、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉
り外、然れば二男富之進事、奧平大膳大夫急智養子とし
て昨日彼方へ引こし外、此よし御手前迄申入まいらせ外、
何もよろしきやうにたのミそんしまいらせ外、めて度か
しく、

〔采〕天明六年

藤さきさま

重豪公御譜中
寫正文在家老座

寫

松平薩摩守に

松平又三郎

元服被 仰付儀可有之、左、右、可被相改名二程書付
可被差越、并名乘下之字及書付可被出、且又父子獻
上物表可被伺、

2414

豐後守

下野守

名乘下之字

教

同氏又三郎元服被 仰付ハ、右兩様之内相改、名乘
下之字及右之通相用度、此段申上、以上、

△天明六年▽ 八月廿二日

松平薩摩守

2415

扣正文在家老座

嫡子又三郎元服被 仰付ハ節

公方様 大納言様江私・又三郎獻上物并兩御丸女中江之
贈物先例之通仕度、且亦

種姫君様 御縁女様 御部屋様江表向差上物、御附之女
中江贈物等之儀及、何分被成御差圖可被下、以上、

〔^采天明六年〕

八月廿二日

松平薩摩守

2416 全上

扣正文在家老座

公方様江

二種一荷

大納言様江

右御同様

公方様江

鯛一折

大納言様江

右御同様

松平薩摩守

右者又三郎元服之節、從御内證以女使獻上仕度、

種姫君様 御縁女様 御部屋様江及致差上物度、何

分御差圖被成可被下、以上、

〔^采天明六年〕

八月廿二日

松平薩摩守

2417

寫正文在家老座

寫

松平薩摩守江

松平又三郎元服之節

松平又三郎

上様に

御太刀一腰

御刀一腰代金拾五枚

巻物十

白銀三拾枚

御馬裸背一疋

(徳川家治則等)
蓮光院様に

巻物五

一種

松平薩摩守

上様に

御太刀一腰

綿三十把

御馬代黄金一枚

蓮光院様に

巻物三

一種

右之通可有獻上り、

種姫君様 御縁女様に老被差上物に不及り、

一薩摩守・又三郎より

白銀二枚宛

老女衆

同壹枚宛

表使

右之通可被相贈り、此外御附女中に賜物に不及り、

2418

寫

松平薩摩守に

松平又三郎元服之節

松平又三郎

上様に

二種一荷

松平薩摩守

鯛一折

右之通御内證より女使を以可有獻上り、

御縁女様に之差上物老大奥老女に可被相伺り、

種姫君様 蓮光院様に老御内證より差上物に不及り、

2419

重豪公御譜中

正文在伊集院廣濟寺

廣濟寺住持職事任先例可令執務之狀如件、

天明六年八月廿五日 中將重豪御判

重豪公御譜中

扣正文在右筆所

公方様御風氣付、於山王社御祈禱致執行、御札守并御箱
肴一種差上り様仕度り、此段相伺り、以上、

〔采〕
「天明六年」
九月四日

松平薩摩守

〔采〕
「御附札」

御祈禱仕候儀者可爲勝手次第候、尤輕々被取計候様可
被致候、御札并御肴差上り者不及候」

〔采〕
「右御書付一通御用番松平周防守様御取次中嶋環江御留守居本
城源七郎取會差出候處、御請取被成り」

2421
扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしま

いらせり、めてかしく、

一筆申上まいらせり、

公方様御不例御座なされりに付、御様躰、御機嫌のほと
うかゝひ奉り度り、此よし御序の折から

御前よろしきやうに御とりなしたのミ入そんしまいらせ

り、めてたくかしく、

〔采〕
「天明六年」

高をかさま

花そのさま

常盤井さま

萬里小路さま

たき川さま

野むらさま

いさ野さま

る申給へ

2422
全上

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしま

いらせり、めてかしく、

一筆申上まいらせり、

公方様御不例御すくれ遊ハされすりに付、昨日表向御機
嫌相伺ひりへとも、猶又御様躰うかゝひ奉り度り、此よ
し御序の折から

御前よろしきやうに御とりなしたのミ入そんしまいらせ
り、めてたくかしく、

〔天明六年〕^(朱)

高をかさま

花そのさま

常盤井さま

萬里小路さま

たき川さま

野むらさま

いさ野さま

る申給へ

2423

全上

扣正文在右筆所

一筆申上まいらせり、御膝中御機嫌のほとうかゝひ奉り度外、

種姫君様 御部屋様御機嫌もうかゝひ奉り外、此段しかるへき様に御とりなしたのミ入そんしまいらせり、かし

〔天明六年〕^(朱)

高をかさま

常盤井さま

2424

重豪公御譜中

寫正文在文庫

大目付に

萬里小路さま

梅之井さま

たき川さま

野むらさま

大さきさま

高はしさま

る申給へ

大納言様御事今日より上様と奉稱外、弥以精勤を勵可申旨被 仰出外段、今日出仕無之面々ハ同席之面々より達外様可被相達外、

〔天明六年〕^(朱) 九月九日

大目付に

諸願・諸同等只今迄丹波守・西丸若年寄江差出外分、向後月番之老中・若年寄江差出外様、向々江可被達外、

〔天明六年〕^(朱) 九月九日

大目付に

公方様薨御ニ付

大納言様爲伺御機嫌、病氣・幼少并隠居之面々ハ掃部頭・老中・丹波守へ使札可差出、

一在國在邑之面々ハ掃部頭・老中・丹波守に使札可差越、

右之通可相觸旨昨日相達、丹波守へ老最早別段

勤品ニ不及、猶又其段可被相觸、

〔天明六年〕
九月九日

松平周防守殿御渡、御書付寫三通相達、間被得其意、答

之儀ハ岩本内膳正（大目付 正利）方へ可被申聞、以上、

〔天明六年〕
九月九日
大目付

松平薩摩守殿
留守居

全上

扣正文在右筆所

一筆申入まいらせ、

公方様御不例御養生叶ハせられず薨御遊ハされ、言語にたえそんし奉り、このむね申入まいらせ、かしく、

〔天明六年〕

高をかさま

常盤井さま

萬里小路さま

梅の井さま

たき川さま

野むらさま

大さきさま

高はしさま

2426
全上

一筆申入まいらせ、

公方様薨御遊はされ、に付て、（徳川重将）宮内卿様御膝中御見廻申

上たくりま、御手前方（徳川重将）しかるへきやうに御傳へ下され度御たのみ申入まいらせ、かしく、

〔天明六年〕

高をかさま

たき川さま

御中陰中御三家方・松平加賀守爲伺御機嫌登 城之節、

全上

全上

寫正文在右筆所

御文下されり、

公方様薨御遊はされりニ付、宮内卿様御膝中御見廻御申上被成り御文の趣、よろしく申上まいらせり、かしく、

〔天明六年〕

まつ平

薩摩守様

人々御中

高をか

瀧川

重豪公御譜中

扣正文在右筆所

今度就

御代替致誓詞差上度り、此段相伺り、以上、

〔天明六年〕

九月十二日

松平薩摩守

〔右御書附御日付當日、御用番松平周防守様江御留守居本城源七郎を以被差出り處、御用人宮木新左衛門ニ而御請取被置り段被

仰聞外事

重豪公御譜中

松平越前守方〔重豪〕に老先格及有之、同姓伊豫守〔治好〕在府ニ付致登

城、御機嫌相同度旨及御届り由致承知り、依之拙者儀及當時御由緒柄之御取譯を以、同席に委罷在外間、右同様

其節、致登 城御機嫌相同度御座り、此段相伺申上、以上、

〔天明六年〕

九月十三日

御名

〔御附札

可爲伺之通候

〔右御書御日付當日、御用番松平周防守様江御留守居本城源七郎を以被差出り處、同十五日御留守居御呼出ニ而右之通御付紙を以被仰渡り

大樹家治公自今茲八月中旬ニ寢疾、禱爾醫藥無有驗、終以九月八日ニ歿ニ於 武城本丸、年五十、是日 縣官召ニ諸侯、重豪登レ城、老中告以ニ 大家俎及

大納言遷ニ 本丸、越十月四日夜葬ニ于東叡山ニ號ニ

俊明院、贈ニ正一位太政大臣、二十日 上使若年寄太田

備後守資愛詣芝邸ニ賜ニ予脇刀一口〔備前清真長九寸六、二分半代金二十枚〕

浚明廟遺物也、柳生但馬守俊則代予受_レ之_時病_ヲ、而日既

過_レ申故、是日俊則不及_レ登_レ城、至_レ元老及老中及太田

資愛之邸_ニ謝_レ恩、又同日遣_レ留守居于若年寄各邸、表方使

者于御側衆各邸_ニ謝_レ恩、十一月十三日使_レ新番三原新六郎

經輔、中小姓川井田善之進盛庵・白濱半藏某_國附_鄧士_溝刃

須及足輕二人齎_レ大家所_ニ賜_レ之遺物_ニ送_レ本國_上、於是經

輔・盛庵等即日發_レ芝邸_ニ、經_レ東海・中國・九州之驛路_ニ

十二月二十五日至_レ鹿兒島_ニ、即日於_レ家老座_ニ家老・若年

寄・大目附拜見畢、命_レ納戸奉行_ニ使_レ藏_レ之、而經_レ月

大家之凶信至_レ琉球國_ニ、於是明年丁未夏琉球王尚溫遣_レ

使阿波根親方_ニ齎_レ弔書_ニ、詣_レ鹿兒島_ニ弔_レ國哀_ニ、秋九月二

十五日予使_レ馬廻有馬源五右衛門純庸_{繼使}・中小姓伊集院

次郎太兼中_{附足齎}齎_レ尚溫弔書_上遣_レ江府_ニ、冬十一月八日純

庸・兼中至_レ江戶_ニ、十二月二日行_レ月直老中阿部伊勢守正

倫之邸_ニ尚溫弔書_ニ、二十一日阿部正倫之用人切紙、明

日留守居橋口與_レ三次兼市携_レ繼使者有馬純庸_ニ、到_レ正倫之

邸_ニ、正倫出而渡_レ老中連署之回翰及贈_レ齊宣_ニ添簡_上、明年

戊申春二月二十九日使_レ小番川上正右衛門親白_ニ中小姓木

村鐵之丞時房_{附足齎}齎_レ之送_レ本國_上、親白_ニ時房發_レ江府_ニ

經_レ東海・中國・九州之驛路_ニ、夏四月六日至_レ鹿兒島_ニ、

即日登_レ城、就_レ月直用人町田幸太郎實裕_ニ上_レ老中回翰_ニ

明日召_レ阿波根親方本丸_ニ、於_レ對面所家老・若年寄・大

目附聯座、使_レ奏者番授_レ老中連署之回簡_ニ、於是阿波根

親方携_レ之環_ニ琉球_ニ呈_レ國王尚溫_ニ、尚溫拜_レ戴_レ之、而留_レ

眞琉球_ニ贈_レ寫薩府_ニ、是時予既告老、故今其回翰載_レ齊宣

譜中、

2431 扣正文在家老座

大納言樣御機嫌爲御伺去_レ九日惣御出仕被仰渡御登_レ城

被遊_レ處、於櫻之間御謁後、井伊掃部頭樣・御老中樣方

再御出席、松平周防守樣より

大納言樣御事今日より

上樣と奉稱_レ、弥以精勤を勵可申旨被仰出_レ、別紙寫之

通、當日御出仕無之御同席樣に御通達有_レ之様被仰達_レ

二付、則日松平伊豫守樣御連名之御添翰を以、松平加賀

守樣に本城源七郎御使_レる被成御通達_レ處、早速御家老

中に申達、御國許に可申上越旨御取次_レ致承知_レ段源七

郎申出_レ、尤右通奉稱_レ段致通達_レ間、其元_ニる被

申渡_レる可有_レ之、別紙壹通相添此段申越_レ、以上、

(卷) 天明六年 九月十六日 關山 (金堀) 紀

〔卷〕十月七日

〔朱〕上 二階堂主計〔行具〕

〔朱〕下 鳴津伊賀殿

喜入安房殿

川上頼母殿

鳴津仲殿

宮之原主膳殿

2433 重豪公御譜中

正文在文庫

今朝御檢重一組被獻之外、遂披露候、恐々謹言、

〔朱〕「天明六年」九月十八日

康福判

松平薩摩守殿

〔朱〕右口裏

松平周防守

康福

2434

全上

扣正文在右筆所

私儀御由緒柄ニ奉御座外間、爲冥加御出棺之節 御通筋

に罷出申度、此段相伺外、以上、

〔朱〕「天明六年」九月十八日

御名

〔朱〕一御附紙

不及此儀候」

〔朱〕一右御伺書御日附當日、御葬込掛牧野越中守様江御留守居本城

源七郎を以被差出外處、同廿六日御留守居御呼出ニ而右之通御

付紙を以被仰渡外」

2435 重豪公御譜中

扣正文在右筆所

拙者二男富之進儀、養父奥平大膳太夫遺領無相違被 仰

付外、依之私御禮如何相心得可申哉、此段相伺外、以上、

〔朱〕「天明六年」九月廿日

御名

2436

重豪公御譜中

扣正文在右筆所

此度

御新葬御法事中爲伺御機嫌、御菓子類致献上度、此段相

伺外、以上、

〔朱〕「天明六年」十月朔日

御名

〔朱〕一御付札

伺之通可有獻上候」

(采) 右御書附御留守居を以被差出置ハ處、十月十日御用番水野出羽守様より御留守居御呼出ニ付本城源七郎罷出ハ處、御用人五十川武左衛門を以右之通御付札ニ而被仰渡ハ」

2437

全御譜中

寫正文在文庫

一御小姓頭取

一御役格御馬預之次

一十人賄料被下置ハ、

右御役新規被相立、奥表御小姓・御近習番御小姓之頭取被仰付ハ、尤右御役々より指出ハ諸書付等々取次可申ハ、

一御側目附

一御役格御小納戸之上

一六人賄料被下置ハ、

右同斷被相立、奥向者勿論其外御目代被仰付ハ、右之通被 仰出ハ條、此旨可承御役々に可申渡ハ、

(采) 一天明六年」

十月

(喜入久福) 安房

2438

全御譜中

正文在文庫

今朝葛粉一箱被獻之ハ、遂披露ハ、恐々謹言、

(采) 一天明六年」

十月二日

忠友判

(采)「在口裏」

水野出羽守

松平薩摩守殿

忠友

2439

重豪公御譜中

正文在文庫

今朝御干菓子一箱被獻之ハ、遂披露ハ、恐々謹言、

(采) 一天明六年」

十月十四日

忠友判

(采)「在口裏」

水野出羽守

松平薩摩守殿

忠友

2440

寫正文在文庫

大御番頭之事

大番頭

右之通被相替ハ條、此旨大御番頭に可申渡ハ、

△天明六年▽

十月

安房

2441

聖堂奉行之事

全上

教授

學頭之事

右之通御役名被相替り旨被

仰出外條、此旨申渡可承面々、江後可申渡り、

(采) 天明六年 十月

(島津久念) 伊賀

全上

扣正文在右筆所

一筆申上まいらせり、昨日は

御遺物眞含院へはい領仰付られ、私にをひて有難き仕合

にそんし奉り外、右の御禮申上度り、

(徳川家治養女(家治側室) 蓮光院様へも申上り、御序の折から

種姫君様 御前しかるへきやうに御とりなしたのミ入そんしまいら

せり、かしく

(采) 天明六年

2443

全上

高をかさま

常盤井さま

萬里小路さま

梅の井さま

たき川さま

野むらさま

大さきさま

高はしさま

多申給へ

一筆申上まいらせり、昨日は

御遺物眞含院へはい領仰付られ、私にをひて有難き仕合

にそんし奉り外、右の御禮

御縁女様へ申上たくり、御序の折からしかるへきやうに

御とりなしたのミ入そんしまいらせり、かしく、

△天明六年▽ 高をかさま

常盤井さま

萬里小路さま

梅の井さま

たき川さま

重豪公御譜中

正文在文庫

野むらさま

大さきさま

高はしさま
る申給へ

今朝鯛一折被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐く
謹言、

(宋)
「天明六年」

十月廿八日

忠友判

松平薩摩守殿

(宋)「在口裏」
水野出羽守
忠友

全上

扣正文在家老座

御國持・外様萬石以上・表高家・寄合并小普請之御方々、

(宋)「本文承知仕候、別紙式通扣懸候、以上」

去ル九日より御月代御刺可被成旨、水野出羽守様より御

觸達有之、

此御方様ニ者御先例右仰渡之節 御月代被遊來り得共、

當分之御同席松平加賀守様・松平越前守様ニ者跡々右仰

渡ニる者 御月代不被遊、追り別段御觸達有之由り付、

此御方様ニ表此節方御席並之通被遊 御心得りとの趣、

出羽守様は御留守居參上、無屹と御内々口達ニ御届申

上置り處、去ル十三日方 御月代御刺可被遊旨、御同人

様方大御目付を以越前守様御一列、別紙寫之通前日被仰

渡り付、十三日 御月代被遊外、此段申越外、以上、

(宋)
「天明六年」

十月廿九日

(宋)
「上二階堂主計」

(宋)「閏十月晦日」

鳴津伊賀殿

喜入安房殿

(宋)
「下」川上頼母殿

鳴津 仲殿

宮之原主膳殿

全上

扣正文在家老座

牧野越中守様より今度御新葬御法事中 御參詣御日付等

(宋)「本文致承知、別紙式通扣懸候、以上」

別紙之通被仰渡り處、松平伊豫守様ニハ御先例を以御日

限之儀御届被仰上り由り付、

此御方様ニ表御同日被遊 御參詣度旨、御書附別紙寫之

扣正文在家老座

今度

御新葬御法事ニ付參詣被仰渡、日限之儀松平伊豫守より
(念)御附札
先例を以御届申上外由御座外、依之私事及同日致參詣度
可為此通候
外、此段申上外、以上、

〔天明六年〕十月四日

御名

通、去ル廿四日越中守様ニ御留守居を以被差出外處、御
請取被置、同六日御留守居御呼出ニ可爲此通旨、御付
札を以被仰達外付、翌七日御三家様御參詣之節、御直垂
ニ被遊 御參詣外、御先例及無之御事故、別紙貳通此
段申越外、以上、

〔天明六年〕十月廿九日 〔上〕二階堂主計

〔朱〕間十月晦日

- 鳴津伊賀殿
- 喜入安房殿
- 川上頼母殿
- 鳴津 仲殿
- 宮之原主膳殿

扣正文在家老座

淺明院様

右者去ル廿五日惣出仕被仰渡外得共、御不快ニ

(朱)本文致承知、御院符

御登 城不被遊外處、伊達遠江守様・松平内藏頭様よ
淺明院様と奉称候段、且毎月御忌日殺生停止之儀先例之通申渡候、尤段、

り則夜御使者を以、今日御出仕之處

御差支之儀とも有之候付 御法事之儀本月八日より同十日迄日數三日、

家治公御院號大御目附岩下内膳正殿・山田肥後守殿御
於南泉院御執行被仰付普候条、請事御先例を以取計、追而其段可申上候、

持出被成、御出仕之御方様御拜見被有之外、右ニ付御
將又

通達外様ニと松平對馬守殿御差圖ニ付、

御牌名御染筆相濟被差越候ハ、御安誓之儀共是又御先例を以取致可致

御院號右之通御認被成御進達外、御一統被差廻外間御
候、此旨及御返答候間、被達

順達可被成旨、御名前之御書付被相添被仰進外付、御
貴聞儀ハ被申上ニ而可有之候、以上

取次番相請取、御側役より達

貴聞、御院號御右筆ニ爲寫之、御本書者御名順之通

松平陸奥守様御方ニ、同夜御使を以御次送ニ被成外、

尤可承面々ニ及申渡外、御院號白木箱ニ入付差越外

間、於其許及申渡等有之儀ニ外ハ、其通可被致外、

一御院號仰渡有之外、跡々其元ニ被差越、於南泉院御四

十九日・御百ヶ日御法事日數三日御執行被仰付來外段

達 貴聞外處、御沙汰之趣有之、御四十九日御當り日

相過外及、右御法事御執行有之不苦儀ニ外哉、且

御尊骸御納り之御寺外、就中遠國ニ御中陰御法事者

無之筋之事り哉之趣共、御留守居る佛頂院に爲致聞合
り處、御當り日相過りる表遠國之儀不苦り、御中陰御
法事表諸方有之由傳承居り旨申來り段申出り、右に付
前件之通御先例御中陰御法事表無之り得共、此節表於
南泉院御中陰并四十九日・御百ヶ日御法事一日ツ、こ
ゝ、日數三日御執行被仰付こゝ表可有御座哉之旨奉伺
り處、伺通被仰付り段、御取次岩下佐次右衛門を以被
仰出り間、御中陰より御百ヶ日迄之御法事、右之通御
執行有之り様可被致取扱ひ、

一 御位牌南泉院に被遊

御安置御事り付、御牌名跡々上野

宮様に御染筆御頼、御使便其元は被差越 御安置有之
筋に相見得り、此節も御先例之通可有御座哉に奉存り、
於其儀表 宮様御方に御頼之儀、佛頂院に御留守居よ

り申演、御用紙等之儀も申談、御許容之上
(徳川家臣)

惇信院様御位牌内法寸尺相知有之り間、右寸尺之御用
紙假御箱に入付差上、御染筆相濟次第其元は被差越、

御安置有之り儀共、都る御先例之通取扱可仕旨奉伺り
處、是又伺通被仰付候旨、佐次右衛門御取次を以被

仰出り條、未御申込表無之り得共、御位牌之儀先例

其元こゝ御調方有之り筋相見得、此節も其通之御事候
付、旁御考も相成善り故、此旨前廣申越り、
右旁申越り、以上、

(卷)「天明六年」十月廿九日 (卷)「上」二階堂主計

(卷)「閏十月晦日」

鳴津伊賀殿

喜入安房殿

(卷)「下」川上頼母殿

鳴津 仲殿

宮之原主膳殿

全上

正文在琉球國司

爲年始之嘉儀被差渡使簡、殊別録之表饋給之、入念り段
令祝着り、猶期後喜之時り、恐惶不宣、

(卷)「天明六年」十月廿九日 中將重豪御判

謹上 中山王

全上

芳翰令披見外、去々歳我等御禮席之儀被

仰出外爲祝儀、大村按司被差越、太刀・馬代黄金十兩并
目錄之通被相贈之、欣然之至外、恐惶不宣、

〔朱〕天明六年〕 十月廿九日 中將重豪御判

謹上 中山王

2454 全上

芳翰令披見外、去歳大鷹致拜領外爲祝儀、被差渡幸地親
方、殊太刀・馬代白銀百兩并目錄之通被相饋之、入念外
段欣然之至外、恐惶不宣、

〔朱〕天明六年〕 十月廿九日 中將重豪御判

謹上 中山王

2455 全上

芳墨令披閱外、其許近來凶年打續及飢饉外付、段々取扱
申渡、借米差遣外爲謝禮、以仲松親方別錄之表饋給之、
入念儀存外、恐惶不宣、

〔朱〕天明六年〕 十月廿九日 中將重豪御判

謹上 中山王

2456 全上

芳翰令披見外、其元近來凶年打續及飢饉外付、手當之儀
願之趣有之、金米拜借被 仰付差續外爲謝禮、以仲松親
方別錄之表贈給之、入念儀過量之至外、恐惶不宣、

〔朱〕天明六年〕 十月廿九日 中將重豪御判

謹上 中山王

2457 全上

芳札令披見外、弥平安之由珍重之事外、我等無吳事外間
可心易外、將又紕縮緬五卷贈給之、懇篤之至存外、恐惶
不宣、

〔朱〕天明六年〕 十月廿九日 薩摩守 重豪判

中山王 回章

2458 全上

芳翰令披見外、去々歳我等登 城之節々、大廊下下之休
息所被 仰出外爲祝儀、大村按司被差越、太刀・馬代黄
金十兩并別錄之表被相饋之、入念外段令祝着外、恐惶不
宣、

宣、

〔天明六年〕十月廿九日 中將重豪御判

謹上 中山王

2459 重豪公御譜中 八扣正文在家老座

2460

今度御中陰中爲伺御機嫌献上物、萬石以上在江戸之分老
〔朱〕本文致承知、御伺書寫意通扣直候、以上
兩度、侍從以上御檜重、二度目之献上物老何なる及伺次

第一と、其外段、御先格之通御觸達有之、先月十八日御檜
重一組、二度目老今月二日吉野葛粉一箱御献上被遊り、

然處松平越前守様御方なる者、右外に及御法事中御機嫌
御伺御献上物之儀、被成御伺之由付、此御方なる者御

先例無之付得共、當時御席并御由緒柄旁に付、越前守様
御同様 御新葬御法事御機嫌爲御伺、御菓子類被成御獻

上度旨、御伺書今月朔日御用番水野出羽守様に御留守居
を以被差出被御請取置候處、同十日御留守居御呼出なる、

御伺通可被成御献上旨御付札を以被仰渡、去ル十四日御
干菓子一箱御献上相濟り、尤時々御留守居を以御献上り

付、
御本丸於蘇鐵之間御坊主與頭を以御目錄差上、御側衆被

成御請取、可被遂御披露旨同人なる被仰聞、皆共則日御

奉書御到來り、右通御先例無之御献上物もり故、御伺書
寫壹通相添此段申越り、以上、

〔天明六年〕十月廿九日 〔上〕二階堂主計

〔朱〕開十月晦日

鳴津伊賀殿

喜入安房殿

〔朱〕
〔下〕川上頼母殿

鳴津 仲殿

宮之原主膳殿

全上

2461

2462

御中陰明に付、鳴物之儀所作に仕り者共計、昨廿八日よ
〔朱〕本文致承知、別紙扣置候、以上
り可被差免旨、水野出羽守様より大御目付衆を以被仰渡

り付、別紙寫之通爰元御屋敷中に申渡、御能方稽古方に
付、鳴物其外御屋敷中慎之儀老、先此内之通可相心得旨

口達なる申渡り間、其元之儀先例を以被申渡なる可有之
り、別紙相添此段申越り、以上、

〔天明六年〕十月廿九日 〔上〕二階堂主計

〔朱〕開十月晦日

2463

鳴津伊賀殿
喜入安房殿
〔下〕
川上頼母殿
鳴津 仲殿
宮之原主膳殿

大目付に

鳴物之儀所作仕り者共計、來ル廿八日方可被差免り、

〔采〕
「天明六年」
十月廿四日

右之通從

公義被仰渡り間、不洩様可申渡り、

十月
主計

2464

御部屋様御事
〔徳川家治御志〕
蓮光院様

全上

右之通御改被遊り、御献上物等者唯今迄之通候旨、松平
周防守様より大御目附衆を以、別紙寫之通被仰渡り付、
可承御役々江申渡り、此段申越り條、於其元表被申渡り

2465

可可有之り、右ニ付同名者致遠慮儀ニ付哉、御留守居江
脇々聞合申付置り得共未相知り、此段者爲御考ニ付、以
上、

〔采〕
「天明六年」
十月廿九日
二階堂主計

鳴津伊賀殿
喜入安房殿
川上頼母殿
鳴津 仲殿
宮之原主膳殿

重豪公御譜中

扣正文在右筆所

琉球國飢饉付御米金拜借被

仰付り付る、兩御丸江從中山王御禮献上品去年十月伺
之上、別紙之通被仰渡置り、右献上物并書翰此節致到着
り、依之差上方之儀如何相心得可申哉、此段相伺り、以

上、

△天明六年▽
閏十月十一日
御名

2466

全上

琉球凶年ニ付、御手當被仰付レ爲御禮、中山王獻上書翰

以繼使者差越候付、差上方相伺レ處、書翰認替追ル獻上

爲致レ様致承知リ、然處遠境殊吳國之事レ間、獻上品扣

表差渡置レ付、獻上物之儀者此節爲仕置、書翰者追ル差

上レ様申付度レ、此段相伺レ、以上、

(卷)
「天明六年」 閏十月廿七日 御名

(宋)
「可爲伺之通候」

(宋)
「右御日附當日被差出置レ處、牧野越中守様ハ御留守居御呼出ニ

而、右之通御付紙を以被仰渡レ」

2467
重豪公御譜中

正文在文庫

奥御小姓之内より以來御小納戸見習被仰付レ節、座席者

奥御小姓上席ニ可罷在レ、尤格式者不相替六人之賄料迄

可被下置旨被 仰出レ條、可承面々ニ可申渡レ、

(宋)
「天明六年」 閏十月 主膳

2468

全上

扣正文在右筆所

私領薩摩・大隅・日向國之内、當六月朔日より同廿

一日迄之内洪水、同八月廿八日大風付、損失之覺

一高貳拾五萬三千石餘

内貳拾四萬九千七百石餘 當損

三千三百石餘

一潰家壹萬五千八拾七軒

一流家三拾軒

一堂社貳拾壹宇

一米・雜穀四萬千六百石餘

一堤三萬四千五百六拾間

一井手千七百六拾ヶ所

一道五萬六千三百六拾間

一橋五百拾六ヶ所

一船大小貳百三拾七艘

一死人百九拾八人

内男百七拾四人

女貳拾四人

一死牛貳疋

一死馬三拾四疋

右之通御座レ付及御届レ、以上、

(の1)

2469

〔天明六年〕 閏十月廿二日

御名

白木御文書五番箱中 朱百七

天明六年午閏十月

〔徳川家也〕
澁明院様薨御ニ付仰渡留寫

大目付ニ

公方様御風氣ニ付爲伺御機嫌、溜詰・御譜代衆・高家・
鷹之間詰・同嫡子・御奏者番・同嫡子・菊之間縁頼詰・
番頭・諸物頭・布衣以上之御役人、明四日四時可有出
仕、

一病氣・幼少之面々、掃部頭・月番之老中ニ使者可差出、
一右之外國持并萬石以上之面々、掃部頭・月番之老中
ニ使者可差出候、

一在國在邑之面々ハ、掃部頭・月番之老中ニ飛札可差越
外、

右之通可被相觸、

九月三日

松平周防守殿御渡外御書付寫壹通相達外間被得其意、答
之儀岩本内膳正方〔大目付正利〕ニ可被申聞外、以上、

(の2)

九月三日

大目付

松平薩摩守殿

留守居

公方様御風氣御同様ニ御勝不被遊方ニ付、爲伺御機
嫌溜詰・國持大名并庶流・御譜代衆・外様大名・高家・
鷹之間詰・同嫡子・御奏者番・同嫡子・菊之間縁頼詰・
交替寄合・表高家・諸番頭・諸物頭・布衣以上之御役
人、明六日四時可有出仕、
一病氣・幼少之面々、掃部頭・月番之老中宅ニ使者可
差出、

一在國在邑之面々ハ、掃部頭・月番之老中ニ飛札可差越
外、

右之通可被相觸、

九月五日

松平周防守殿御渡外御書付寫壹通相達外間被得其意、答
之儀岩本内膳正方ニ可被申聞外、以上、

九月五日

大目付

松平薩摩守殿
留守居

大目付に

公方様御勝不被遊り付、爲伺御機嫌明八日四時惣出仕之事、

右之通可被相觸り、

九月七日

松平周防守殿御渡り御書付寫壹通相達り間被得其意、答

之儀者松平對馬守方へ可被申聞り、以上、
(大目付、忠郷)

九月七日

大目付

松平薩摩守殿

留守居

上啓、御書付之通明日出仕に付、衣服花色小袖に不
及、服沙小袖麻上下着、四時出仕之事に付、

松平周防守殿御渡り御書付寫六通相達り間被得其意、答
之儀者岩本内膳正方へ可被申聞り、以上、

九月八日

大目付

松平薩摩守殿

留守居

公方様御不例御養生不被爲叶、今已ノ下刻薨御被遊り、

此段今日出仕無之面々江可被達り、

九月八日

公方様薨御に付、今日右普請鳴物停止に付、

右之通可被相觸り、

九月八日

公方様薨御に付、萬石以上以下其外輕キ者共并陪臣迄、
月代剃り日限之儀者追迄可相達り間、其段向々江可被達
り、

九月八日

大納言様今日直に御本丸江御引移之事に付得共、一兩
御丸共得と御片付迄者、折々西丸江被爲入り等に付、
此段爲心得今日出仕無之面々へ可被達り、

九月八日

公方様薨御に付、大納言様爲伺御機嫌、病氣・幼少
并隠居之面々ハ掃部頭・老中・丹波守に使者可差出り、
一在國在邑之面々ハ掃部頭・老中・丹波守に使札可差越

外、

右之通可被相觸外、

九月八日

九月

九日 惣出仕

十日 惣出仕

十一日 萬石以上之面、

右之通

大納言様爲伺御機嫌出仕外様可被相觸外、

九月八日

(05)

大目付外

大納言様御事今日より上様と奉稱外、弥以精勤を勵可申旨被 仰出外段、今日出仕無之面々ハ、同席之面々より達外様可被相達外、

大目付外

諸願・諸伺等只今迄丹波守・西丸若年寄外差出外分、向後月番之老中・若年寄外差出外様、向々外可被達外、

九月九日

大目付外

公方様薨御ニ付

大納言様爲伺御機嫌、病氣・幼少并隠居之面々ハ掃部頭・老中・丹波守へ使札可差出外、

一在國在邑之面々ハ掃部頭・老中・丹波守へ使札可差越

外、

右之通可相觸旨昨日相達外處、丹波守外若最早別段

勤品ニ不及外間、猶又其段可被相觸外、

九月九日

松平周防守殿御渡外御書付寫三通相達外間被得其意、答之儀若岩本内膳正方へ可被申聞外、以上、

九月九日

大目付

松平薩摩守殿
留守居

(06)

大目付外

九月

十二日 萬石以下

十三日 溜詰

御譜代

十四日 外様萬石以上

十五日 溜詰

諸番頭・諸物頭

諸役人・寄合

十六日 國持并庶流

四品以上

右之通爲伺御機嫌出仕外様可被相觸り、

九月

大目付に

御中陰本ノマ、(同脱之)中爲御機嫌獻上物

一萬石以上在江戸之分ハ兩度、在國在所之分者一度、侍

從以上御檜重、四品并拾萬石以上者御干菓子、此外者

其品伺次第、

一拾萬石以上之隱居在江戸在所共、以使者御精進物類一

度、

一國持嫡子之分在江戸在所共、以使者御精進物類一度、

一在國在所之面々爲伺御機嫌一度使札、

一御部屋様に表右之分より一種宛一度、

右之通獻上物并使札有之外様可被相觸り、

九月

大目付に

例年此節差上り在所之產物其外獻上物・御精進物之分者、

御中陰中無構可差上り、

右之趣可被相觸り、

九月

松平周防守殿御渡り御書付寫三通相達り間被得其意、答之儀者松平對馬守方へ可被申聞り、以上、

九月十一日

大目付

松平薩摩守殿
留守居

(07) 此度東叡山 御靈屋御造立に不及

大猷院様(徳川家光) 嚴有院様(徳川家綱)

御靈屋御相殿御靈牌御安置り様被 仰出り、 御寶塔之

儀者

御代々之御格之通御造立可有之外、

右之通被 仰出外間、無急度寄々可被達外、

九月

松平越中守殿御渡外御書付寫壹通相達外間被得其意、答

之儀若松平對馬守方へ可被申聞外、以上、

九月十二日

大目付

松平薩摩守殿

留守居

(の8)

大目付に

一御直參之面々 御初七日過髭剃可申候、

一陪臣若 御初七日過月代剃可申外、

但 御目見仕外陪臣若同斷、

右之通可被相觸外、

九月

追啓、明十五日月次之出仕若無之旨周防守殿被仰聞

外、爲心得申達外、以上、

松平周防守殿御渡外御書付寫壹通相達外間被得其意、答

之儀若山田肥後守方へ可被申聞外、以上、

九月十四日

大目付

(の9)

松平薩摩守殿

留守居

九月

十七日

高家・鷹ノ間詰・同嫡子・御
奏者番・同嫡子・菊之間縁類

詰・同嫡子

十八日

溜詰

御譜代大名

十九日

惣出仕

廿一日

諸番頭・諸物頭

諸役人・寄合

廿二日

外様萬石以上

廿四日

溜詰・國持并庶流

四品以上

右之通爲伺御機嫌出仕有之外様可被相觸外、

九月

松平周防守殿御渡外御書付寫壹通相達外間被得其意、答

之儀若山田肥後守方へ可被申聞外、以上、

九月十六日

大目付

松平薩摩守殿

留守居

(の10)

大目付に

一御目見以下之者共來ル廿三日より月代刺可申候、

一坊主組頭共ニ明十九日夕月代刺可申候、

一同心以下其外輕キ者右同斷、

右之通可被相觸り、

九月十八日

松平周防守殿御渡り御書付寫壹通爲心得相達り間被得其

意、答之儀老松平對馬守方へ可被申聞り、以上、

九月十八日

大目付

松平薩摩守殿

留守居

(の11)

大目付に

普請老明後廿八日夕御免り間、其段可被相觸り、

俱御出棺被爲濟り迄ハ遠慮可致り、

九月廿六日

松平周防守殿御渡り御書付寫壹通相達り間被得其意、答
之儀老大屋遠江守方へ可被申聞り、以上、
(大目付、明憲)

九月廿六日

大目附

松平薩摩守殿

留守居

(の12)

大目付に

九月

廿七日

溜詰

御譜代大名并寄合

廿八日

高家・鷹ノ間詰・同嫡子・御奏

者番・同嫡子・菊之間縁頼詰・

同嫡子・諸番頭・諸物頭・諸役

人

十月

朔日

惣出仕

五日

溜詰計

七日

國持并庶流

四品以上

九日

高家・鷹ノ間詰・同嫡子・御奏
者番・同嫡子・菊之間縁頼詰

大目付江

松平薩摩守殿
留守居

九月廿七日
大目付、成覽
牧野大隅守

右之通被得其意、向々江及可被達り、牧野越中守殿御渡
外御書付寫壹通相達り間被得其意、答之儀可被申聞り、
以上、

(の13)

松平薩摩守殿
留守居

九月廿五日
大目付

松平周防守殿御渡之御書付寫壹通相達り間被得其意、答
之儀老大屋遠江守方へ可被申聞り、以上、

九月

右之通爲伺御機嫌出仕有之り様可被相觸り、
同嫡子

(の15)

松平薩摩守殿
留守居

九月廿八日
大目付

牧野越中守殿御渡り御書付寫壹通相達り間被得其意、答
之儀ハ松平對馬守方へ可被申聞り、以上、

御出棺之御當日 御本丸 西丸共熨斗目麻上下着用之事、
右之通可被相觸り、

大目付へ

先達り相達り出仕日割之内、來月朔日惣出仕、五日溜詰
計出仕り様相達り得共、左之通出仕可有之り、

十月

朔日 溜詰

五日 惣出仕

九月

右之通爲伺御機嫌出仕有之り様可被相觸り、

松平周防守殿御渡り御書付寫壹通相達り、被得其意答之
儀老大屋遠江守方へ可被申聞り、以上、

九月廿九日
大目付

松平薩摩守殿
留守居

參詣之面々日限之覺

十月

七日 御三家參詣可被在之事、

八日 宮内卿殿・民部卿殿參詣被在之外事、

九日 諸大名壹萬石以上并嫡子可爲參詣事、

十日 高家衆・詰衆・御奏者番・同嫡子・菊之間縁類詰・同嫡子・番頭・芙蓉間御役人・

十一日 中興衆兩日之内一度可爲參詣事、

十二日 布衣以上之諸役人・醫師兩日之内一度可爲參詣事、

十三日 寄合之面々可爲參詣事、

十四日 御番衆・小役人三日之内

十五日 一度可爲參詣事、

十六日

右朝四時方九時迄之内、直垂・狩衣・大紋・布衣之面々并法印・法眼ハ其裝束、無官者熨斗目長袴着之可爲參詣外、牽馬并同勢黒門前橋之外ニ殘置可申外、以上、

覺

黒門谷中口・車坂・屏風坂・新清水口より内ニ、國持大名たりといふとも侍四人・挾箱持壹人・草履取一人・六尺四人之外可爲無用外、若雨天之時ハ蓑箱・からかさ持可被連外、此外又もの一切停止之外、但宿坊有之面々ハ可爲斷次第者也、

九月

覺

一壹萬石以上之面々御香奠獻上之使者熨斗目長袴ニ、朝六時方五時迄之内文殊樓通被差越之、中堂へ可被獻之事、

一壹萬石以下三千石以上之面々、使者ハ熨斗目半袴ニ、四時方九時迄之内文殊樓より東之方凌雲院前通被差越之、本坊へ可被獻之事、

一此外之面々、使者及熨斗目半袴ニ、九時方八時迄之内文殊樓より東之方凌雲院前通被差越之、本坊へ可被獻之事、

右之通十月廿三日可被獻之外、以上、

(の19)

御香奠獻上之覺

一 白銀三拾枚 六拾萬石以上

一同 貳拾枚 (貳拾五萬石より
五拾九萬石迄)

一同 拾枚 (拾五萬石より
貳拾四萬九千石迄)

一同 五枚 (拾萬石より
拾四萬九千石迄)

一同 三枚 (五萬石より
九萬九千石迄)

一同 貳枚 (壹萬石より
四萬九千石迄)

一同 三枚 (三拾萬石以上之嫡子
同隠居)

一同 貳枚 (拾萬石以上之嫡子
同隠居)

一 壹萬石以下者銀壹枚

以上

(の20)

大目付

御部屋様御事蓮光院様

右之通御改被遊り、諸獻上物等ハ唯今迄之通ニあり間、
此段向々江可被達り、

九月

松平周防守殿御渡り御書付寫壹通相達り、被得其意答之
儀者大屋遠江守方へ可被申聞り、以上、

九月晦日 大目付

松平薩摩守殿 留守居

(の21)

御法事中拜禮之席

侍從以上 埋闕之内下より壹疊目

四品 埋闕之外上も壹疊目

諸大夫 同上より二疊目

布衣 同上より三疊目

無官 同上より四疊目

右之通可被得其意り、

十月

牧野越中守殿御渡り御書付寫壹通相達り間被得其意、答
之儀可被申聞り、以上、

十月三日 牧野大隅守

松平薩摩守殿 留守居

(の22)

國持衆・外様萬石以上・表高家・寄合并小普請之面々者、明後九日より月代刺可被申り、御譜代衆・詰衆・詰衆並・諸番頭・諸物頭・諸役人・御番衆月代刺ハ儀者先可有延引ハ、

十月七日

水野出羽守殿御渡ハ御書付寫壹通相達ハ、被得其意答之儀者大屋遠江守方へ可被申聞ハ、以上、

十月八日

大目付

松平薩摩守殿
留守居

(の23)

大目付へ

十月

十二日 外様萬石以上

十五日

溜詰
御譜代大名

十七日

國持并庶流
四品以上

廿日 惣出仕

此以後出仕ニ不及

右之通爲伺御機嫌出仕有之ハ様可被相觸ハ、

十月

大目付江

御譜代衆・詰衆・詰衆並・諸番頭・諸物頭・諸役人・御番衆、不殘明後十二日より月代刺可被申ハ、

右之通可被相觸ハ、

十月十日

水野出羽守殿御渡ハ御書付寫二通相達ハ、被得其意答之儀者大屋遠江守方へ可被申聞ハ、

十月十日

大目付

松平薩摩守殿
留守居

(の24)

大目付江

松平薩摩守(島津重豪)

松平越前守(重高)

松平伊豫守(治好)

右明十三日月代刺可申ハ、

右之通可被相達ハ、

十月十二日

水野出羽守殿御渡ハ御書付寫壹通相達ハ間被得其意、答

之儀者岩本内膳^(正利)正方へ可被申聞り、以上、

十月十二日

大目付

松平薩摩守殿
留守居

(の25)

大目付に

例年當月差上り在所之魚類者御中陰明差上り様、尤時節
おくれ損り品ハ追り引替不及獻上り、
右之通可被相達り、

十月

水野出羽守殿御渡り御書付寫壹通相達り間被得其意、答

之儀者岩本内膳正方に可被申聞り、以上、

十月十三日

大目付

松平薩摩守殿
留守居

大目付に

明後廿日惣出任有之り様先達り相達り得共、不及出任り、

十月

廿五日

惣出任

此以後出任に不及

右之通爲伺御機嫌出任有之り様可被相觸り、

十月十八日

水野出羽守殿御渡り御書付寫壹通相達り間被得其意、答
之儀者山田肥後守方へ可被申聞り、以上、

十月十八日

大目付

松平薩摩守殿
留守居

(の27)

大目付に

於中堂萬石以上御香奠獻上之節、銀子者御本坊玄關に相
納り付、使者當日曉七ツ時文殊樓脇西之方に附、中堂西
之大道を御本坊表門に入、西之方に附玄關へ銀子相納、
又り罷出り節玄關を東之方に附表門に出、中堂東之大道
より東脇之矢來門に入、東回廊門を參堂有之り次第相立、
拜禮相濟西回廊門を出、西脇之矢來門を退散可致事、

右之通萬石以上使者爲心得相達り、且先達り相達り御

書付にハ朝六ツ時よりと有之り得共、曉七ツ時使者差

出り様可致り、尤場所には差引之もの差出置り間、可被
得其意り、

十月

此度御法事相濟

御尊牌法談所に被遊 御遷座外、以後執事門通參詣之面
々、下乗所同所左右に下乗杭建置外、尤下乗杭外土手際
通り平生之通往來可有之候事、

別紙書付二通相達外間被得其意、答之儀可被申聞外、
以上、

十月廿日

牧野大隅守

松平薩摩守殿

留守居

(の28)

大目付に

東叡山 御廟所 御參詣相濟外ニ付、明廿三日惣出仕之
事、

右之通可被相觸外、

十月廿二日

水野出羽守殿御渡外御書付寫壹通相達外間被得其意、答
之儀若松平對馬守方へ可被申聞外、以上、

十月廿二日

大目付

(の29)

松平薩摩守殿
留守居

大目付に

松平加賀守

溜詰

松平越前守

國持大名

庶流

四品・拾萬石以上

所司代

大坂御城代

右在江戸在國在所共御中陰明ニ付、御看一折ツ、來ル廿
八日可有獻上外、

右之通可被相觸外、

十月

鳴物之儀所作仕外者共計、來ル廿八日可被差免外、

十月廿四日

御中陰明ニ付來ル廿八日惣出仕事、

右之通可被相觸ハ、

十月廿四日

水野出羽守殿御渡ハ御書付寫三通相達ハ間被得其意、答之儀ハ松平對馬守方ハ可被申聞ハ、以上、

十月廿五日

右ノ一書一冊也

2470

重豪公御譜中

扣正文在家老座

2471

御院號御唱之儀先達ハ申越通ニハ處、其後ニ表致區ハ様相聞得ハ付、御留守居ハ間合被仰付、牧野越中守様ハ參ル以上

上、御取次ハ右之趣ヲ以相尋ハ處、御唱之儀付ル者去ル

十二日、大御目付衆・御目付衆ハ御口達之覺御書付被渡

置候ハ由申聞、則右之寫相渡ハ旨申出ハ處、明之字之儀明カ

と奉唱ハ儀ニハ故達

貴聞、於爰元ハ申渡相濟ハ、御書付寫壹通相添此段申越

候條、其元申渡者何分表可被致取扱ハ、以上、

(朱)「天明六年」 閏十月晦日

(朱)「上」二階堂主計

(朱)「十二月廿日」

鳴津伊賀殿

喜入安房殿

川上頼母殿

鳴津 仲殿

宮之原主膳殿

右之別紙

大目付

御目付

澁明院様

右之通之御唱ハ間、爲心得相達置ハ、向クハ者無急

度寄ク可被達事、

閏十月十二日

2472

全上

扣正文在右筆所

なをハいかほともよろしく御さたたのミそんしま

いらせハ、めてかしく、

一筆申上ハまいらせハ、

上ク様ますハ御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉

りハ、然れハ此たひ

御代替御禮首尾よく濟せられ、めて度御儀にそんし奉り
り、右の御祝儀申上度り、

種姫君様へも申上り、御序の折から

御前よろしきやうに御とりなしたのミ入そんしまいらせ
り、めてたくかしく、

〔采〕
「天明六年」

高をかさま

常盤井さま

萬里小路さま

梅の井さま

たき川さま

野むらさま

大さきさま

高はしさま

る申給へ

2473

全上

なをくいかほともよろしく御きたたのミそんしま

いらせり、めてかしく、

一筆申上まいらせり、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉
りり、然れハ此たひ

御代替御禮首尾よく濟せられ、めて度御儀にそんし奉
り、右の御祝儀申上度り、

種姫君様へも申上り、御序の折から

御前よろしきやうに御とりなしたのミ入そんしまいらせ
り、めてたくかしく、

高をかさま

常盤井さま

萬里小路さま

梅の井さま

たき川さま

野むらさま

大さきさま

高はしさま

る申給へ

2474

在白木御文書五番箱九中

御實名

癸巳御歳十有四

御本命水

御字齊

2475

齊宣

歸納全

右恭考齊御字屬金宣字亦屬金兩字比和生御本命水吉也計兩字點畫以配八卦數則爲良於法有富貴高名之識亦以爲吉矣而歸納爲全也夫人君正倫理篤恩義以齊其家則標準已立而民觀感乎此其如此則盛德宣而大業全矣豈不天下之至善者乎哉

天明六年丙午

十一月吉日

臣黒田清躬謹考

上包御実名トアリ

(朱)上包御実仮名附一通同文アリ

齊宣公御實名考書折紙壹通并假名附折紙壹通

右於江戸主計殿黒田嘉右衛門江被成御渡御記録所へ可致格護旨致承知付天明七年未六月廿七日嘉右衛門持下り納置

事

重豪公御譜中

寫正文在琉球國司

從國王様嶋津近江被成下り尊書拜見仕

太守様就御厄年御寄進之儀御願有之福箇迫諏方社頭造

2477

替其外修甫等被仰付付御請之趣到江府遂披露外恐謹言

(朱) 天明六年十一月朔日

嶋津伊賀實名判

三司官

2476

全上

從中城王子様嶋津近江被成下り尊書拜見仕候

太守様就御厄年御寄進之儀御願有之福箇迫諏方社大鳥居等造替被仰付候付御請之趣到江府遂披露外恐謹言

謹言

(朱) 天明六年十一月朔日

嶋津伊賀

實名判

三司官

重豪公御譜中

扣正文在家老座

浚明院様薨御付從琉球中山王爲可奉伺御機嫌以使者阿波根親方薩州迄書翰差渡外右使者國元江留置以繼使者書翰差上之外以上

十一月二日

御名

全御譜中

八十者大隅郡垂水郷本城村農夫也、自幼事父母、色養、且夕盡温清之禮、母自安永之比病在牀、八十日夜侍、側進湯藥、衣穢則夜中竊行濯水、嘗不使母知其勞、其餘事無大小、千憂萬若而侍養、不敢怠、領主島津備前貴澄聞之、與物褒賞、今茲天明六年冬、重豪亦賜若干品、賞其孝、

重豪公御譜中

寫正文在文庫

一小番之儀若年寄支配、

一代小番・部屋栖一代小番右同斷、

右之通以來被相定旨被

仰出外條、向々可申渡外、

〔天明六年〕十一月
(官之原通直) 主膳

全上

一新番之儀大番頭支配、

一代新番・部屋栖一代新番之儀右同斷、

右之通以來被相定旨被

仰出外條、此旨大番頭江申渡、可承向々江及可申渡外、

〔天明六年〕十一月
主膳

全上

扣正文在右筆所

高拾四萬五千石餘

右若私領内大風洪水ニ付、先達而損失之御届申上置外、然處大風以前方虫入等有之、此節猶又相糺外處、取調前迄當損高右之通相増、取加三拾九萬八千石餘ニ相成外旨國元家來共申越外、此段及御届外、以上、

〔天明六年〕十一月十九日
松平薩摩守

〔天明六年〕十一月十九日
〔采〕右御届書御用番鳥居丹波守様江御留守居本城源七郎而被差出外處、御請取被成外旨、御取次三村元次郎を以被仰聞外、

全上

扣正文在右筆所

なをくいかほとよろしくたのみそんしまいらせ外、めてかしく、一筆申入まいらせ外、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉り、然れハ此ほと

蓮光院様二之丸へ御引移濟せられ、めて度そんし奉り、それニ付昨日はたい一おり拜領仕り、誠に以て有かたき仕合ニそんし奉り、右の御禮申上度りま、よろしく御とりなし下されりやうにたのミ入そんしまいらせり、めてたくかしく、

〔采〕
「天明六年」

藤さきさま

全上

なをくいかほとよろしく御さたたのミそんしまいらせり、めてたくかしく、

一筆申上まいらせり、

御縁女様ますく御安全に御座なされ、今日 御本丸へ御引移遊ハされ、めて度御儀にそんし奉り、是により目録の通りしん上仕り、御序の折からよろしきやうに御とりなしたのミ入そんしまいらせり、めてたくかしく、

〔采〕
「天明六年」

藤さきさま
申給へ

2484

重豪公御譜中

扣正文在家老座

今度

御隠居之御儀專御政務御治定之爲を被

思食、御隠居之上御介助、且 御身之御分限を被

思召、御榮耀を御後代ニ被遊御附與り

思召、旁以厚

御賢慮之程奉汲受、御家老中聊無油斷尚々御政事向ニ心

を用、厚

思召を以被爲成

御隠居外格別之詮相立、

御國家之御作法屹最通外様可仕り、

〔采〕
「天明六年」 十一月

〔御役 貞委〕
市田勘解由

2485

重豪公御譜中

正文在文庫

今度 御本丸御移徒爲御祝儀、以使者目録之通被獻之、

遂披露^レ處一段之御仕合^レ、恐々謹言、

〔^(朱)天明六年〕 十二月朔日 康福判

〔^(朱)在口裏〕 松平周防守 康福
松平薩摩守殿

2486 全上

寫正文在家老座

就

浚明院様薨御、從琉球中山王御悔爲可申上、薩州迄使簡相渡^レ旨書翰到來^レ、則返札遣^レ問可被相達^レ、以上、

〔^(朱)天明六年〕 十二月

重豪公御譜中
扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御さたたのみそんしま
いらせ^レ、めてかしく、

御ふみ拜見いたし^レ、
上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉り^レ、然れハ此ほとハ

御縁女様御引移濟せられ、めて度御儀にそんし奉り^レ、

右に付御ぬり重くミたい一おり御内々にて拜領仕り、あり難き仕合にそんし奉り^レ、此よし何分にも宜しく御とりなしたのみ入そんしまいらせ^レ、めて度かしく、

〔^(朱)天明六年〕

藤崎さま
御返事

2488

重豪公御譜中

扣正文在右筆所

同氏又三郎元服被 仰付^レ節、先例之通私御禮申上度^レ、然處病氣有之、今程致登 城躰無御座^レ付、名代稻葉能^(弘通) 登守を以御禮可申上^レ、此段相伺^レ、以上、

〔^(朱)天明六年〕 十二月五日 松平薩摩守

〔^(朱)〕御附札
可爲伺之通^レ付

〔^(朱)〕右御日附當日、御用番松平周防守様正御留守居湊谷五郎右衛門^二而被差出^レ處、即日周防守様御留守居御呼出^二而被五郎右衛門^二罷出^レ處、右之通御付紙^二而被仰渡^レ付

2489

全上

扣正文在家老座

名乗下之字

宣

同氏又三郎元服被

仰付_レ節相改_レ官名・名乗下之字先

(朱)御付札

達_レ相伺置_レ處、御代替_二付名乗下之字右之通相用度、

(合承知候)

此段申上_レ、以上、

(朱)
「天明六年」

十二月五日

松平薩摩守

2490

重豪公御譜中

正文在文庫

同氏又三郎儀元服被 仰付_レ間、明七日五半時

御城_口罷出_レ様可被致_レ、且又其方_及爲名代、以稻葉能

登守御禮可被申上_レ、以上、

(朱)
「天明六年」

十二月六日

鳥居丹波守

水野出羽守

牧野越中守

松平周防守

松平薩摩守殿

2491

正文在文庫

家來一人

御目見被 仰付_レ間召連可有登 城_口、

2492

全御譜中

今茲冬十二月六日老中奉書、明日稻葉能登守弘通代_二重

豪、伴_三又三郎忠堯_一登_レ城、於_二黒書院_一

家齊公加_二首服於忠堯_一、乃賜_二諱之字_一改稱_二豐後守齊宣_一、

是日敍_二從四位下_一任_二侍從_一、故弘通亦代_二重豪_一、獻_二御太

刀一腰・綿三十把・御馬代黃金一枚於

家齊公_一奉_レ謝_レ焉、載詳_二于齊宣之譜中_一、

2493

寫正文在家老座

當八月十五日、御用番水野出羽守様より御留守居被召

呼、(朱)「本文被申越趣致承知、

若殿様御元服被、仰付儀可有之_レ間、御改可被成御名

二程并御名乗下之字可被書出、
(明姫様 御女中様方五申上候御書達 御聽候)

御兩殿様御獻上物及御伺被成_レ様被仰渡_レ付、御名二

通并御名乗下之字御書付、又者御獻上物之御伺書同廿

二日出羽守様_口被差出置_レ處、無程 御代替被爲 在、

2494

御元服是迄御延引相成り、然處去ル四日御用番松平周防守様方御留守居被召呼罷出り處、御元服之節之御作法書被相渡、御名老豐後守様と御改可被成、右之節御着服之儀共并 御兩殿様御獻上之御品御書附を以被仰渡り、

一 御名乗下之字被書出り以後

御代替ニ付熟字相替り間御認替、去ル五日周防守様江被差出り處、被成御承知り旨、翌六日右御書附ニ御付札を以被仰渡り、

一 御元服之節

太守様御禮御登 城之筈り處、御不快被成御座り間、御名代稻葉能登守様を以御禮被仰上度旨、御書付去ル五日周防守様江被差出り、

一 昨七日

若殿様御元服被 仰付り間、五半時御登 城可被成り、

太守様ニ奉御名代稻葉能登守様を以御禮可被仰上旨、前日御老中様御連名之 御奉書御到來、則御請被 仰上り、左りあり

若殿様御熨斗目御長袴被爲 召、昨朝六半時早目御供

揃るる表御式臺方御出御登 城被遊、能登守様ニ奉御宅方御同刻 御城江御上り被成り、

一 上様御黒書院江 出御、於御前御一字御拜領、於御次間御老中様御列座ニ從四位下侍從被 仰出、其後御盃・御肴御頂戴、御道具御拜領、御懇之被爲蒙

上意、御名 豐後守様、御實名齊宣公と御改、太守

様御禮之儀表能登守様被仰上、諸事御先格之通首尾好被爲濟御退 城、直ニ櫻田御屋敷江御入御召替るる、夫より御大老様・御老中様方江爲御禮 御見廻、七時

御歸殿、何れ表様被遊御滿悦り、尤於 御城御勤向萬端無御滯、御取廻等甚御宜被遊御座り段、御奏者番様を始段々爲御知有之り、能登守様ニ奉 御城御下り、直ニ御大老様・御老中様方江御廻勤被成り、其外表向御獻上物并御内證御勤之儀表、無御滯被爲濟り、

一 從四位下侍從被 仰出、御名

(采)本文 御名豐後守様、御實名齊宣公と奉承知候間承知仕候様申渡、宣之文豐後守様、御實名齊宣公と奉稱り段、詰合之面々承知

字番勿論、唱同様之實名相用候者奉可致遠慮旨致通達、且豊之文并名乘、

用候様、同題迄も致遠慮候様、御先例を以申渡、通申渡候、

旨致通達り間、於其元表被申渡るる可有之り、

一 若殿様後年御任官被爲在り節者、其御官を奉稱り様去已正月被 仰出置りニ付、猶又奉伺り上、向後

(采)本文於爰元後向後

侍從様と奉稱、諸書付等（其通可仕旨致通達候一）、諸書付等（其通可仕旨致通達候一）、又被申渡（其通可仕旨致通達候一）、

右之通 御元服被爲濟（右及御返答候、右外之儀者委曲別紙朱書御返答申越通一候、以上）、

方可被達 御聽（以上）、

侍從様より御吹聴之儀者近日御使被差立答（以上）、其節被仰遣答（以上）、

御元服御作法之御次第、御献上物又者御内輪御祝物御取替等、其外委細之儀共右御使申越、拙者共御祝詞之儀及申上答（以上）、先以御先格不相替萬端首尾能被爲濟、恐悅御同意奉存（以上）、此段申越（以上）、

但京・大坂（以上）、御元服被爲濟（以上）、御名乘遠慮等之儀共今日便申越（以上）、且又其元（以上）、前廣（以上）、御手當（以上）、可相成儀者、御使番方今日便其元同役（以上）、申越（以上）、様申聞置（以上）、此段爲御納得（以上）、

〔天明六年〕十二月八日（朱） 關山 糺

〔朱〕正月廿五日 二階堂主計

鳴津伊賀殿

喜入安房殿

〔朱〕川上頼母殿

鳴津 仲殿

2495 齊宣公御譜中

六年丙午冬十二月六日受（以上）、老中奉書（以上）、翌七日稻葉能登守

弘通代（以上）、父公（以上）、伴（以上）、忠（以上）、薨（以上）、服（以上）、斗（以上）、目（以上）、登（以上）、

大樹家齊公（以上）、手自加（以上）、首服忠（以上）、薨（以上）、於（以上）、黒書院（以上）、賜（以上）、偏

諱字（以上）、改（以上）、名齊宣（以上）、又任（以上）、豊後守（以上）、及稱（以上）、松平豊後守（以上）、退（以上）、

席於次間（以上）、時老中列座而傳（以上）、

台命（以上）、更敍（以上）、從四位下（以上）、任（以上）、侍從（以上）、賜（以上）、盃及挾肴（以上）、又賜以（以上）、

寶刀（以上）、一文字象眼銘長三尺（以上）、齊宣亦獻（以上）、太刀一腰（以上）、刀（以上）、佛（以上）、部（以上）、

縮緬十卷・白銀三十枚・馬一匹於（以上）、

家齊公（以上）、奉（以上）、謝（以上）、之、弘通代（以上）、父公（以上）、亦獻（以上）、太刀一腰・綿三

十把・馬代黃金一枚於（以上）、

家齊公（以上）、奉（以上）、謝（以上）、之、諸禮悉踐（以上）、先蹤（以上）、畢下（以上）、城入（以上）、櫻田邸（以上）、

更服、乃抵（以上）、大老・老中各邸（以上）、謝（以上）、關（以上）、事之厚（以上）、而後歸（以上）、

吾邸（以上）、

2496

在白木御文書五番箱（以上）、

蹴鞠爲門弟紫組冠懸之事窺

叡慮所免之如件、

天明六年十二月七日

(飛鳥井) 雅威

薩摩侍從殿

包紙^ニ 薩摩侍從殿 飛鳥井三位侍從

2497 齊宣公御譜中

當家初^レ敍位也爲^レ從四位下^一是例也、而如^レ從五位下口

宣案・位記亦同日被^レ併授^一、蓋^レ敍位之法不可^レ躡階直

敍^レ從四位^一、故唯示^レ歷階而昇^レ爾、不^レ一日在^レ其位也、

2498 近秘野艸 齊宣公

天明六年丙午十二月七日

家齊公召世子於黑書院手親加冠、賜御諱字取名齊宣稱薩

摩守、敍從四位下任侍從、又親賜之賜寶刀^{一文一腰、世子}

亦獻御太刀一腰・御刀^{備前祐光}一腰・縮緬十卷・白銀三十枚・

御馬^背一足以拜 恩、〇十三日

大家使閤老松平周防守康福召命世子、凡朝謁宜五節句就

白書院、如月次就黑書院皆坐 公次以^レ行其禮、且朔望朝

亦就休息所於大廊下之下、於是十五日始造朝行禮如命、

2499 齊宣公全御譜中

十二月十三日

幕府有^レ命許^レ慶禮及佳辰之賀儀朝^ニ於白書院^一、朔望

朝^ニ於黑書院^一、且登^レ城之日待^レ朝於大廊下第二房之

事上、

○父公頃日有^レ欲^レ讓^ニ家督齊宣^一、而身退隱^上之意^甲、夫

父公未^レ老齊宣弱冠、而所^レ以^レ其有^ニ如^レ此之意^一者何也、

今也 父公忝^レ爲^ニ

大樹公緣女之父^一、乃外戚之親殊遇之厚、他日之榮耀

不^レ可^レ測也、然欲使^レ之不^レ留^ニ于己一世^一而永及^レ子孫^上、

此其所^レ以深慮^一者也、其旨趣詳^ニ于 父公譜中^一所^レ載^ニ

家老座書^一、

2500 重家公御譜中

扣正文在右筆所

なを^レいかかともよろしく御さたたのミそんしま

いらせり、めてかしく、

一筆申上まいらせり、

上々様ます^レ御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉

り、然れハ今日同氏豊後の守元服官位 仰付られ、有

2501

難き仕合にそんし奉り、右の御禮

御縁女様へ申上度、是により目録のとをしん上仕り、豊後の守よりも目録の通りしん上仕り、御序の折からよろしきやうに御とりなしたのミ入そんしまいらせ、めて度かしく、

(朱) 「天明六年」

高をかさま

常盤井さま

萬里小路さま

梅の井さま

たき川さま

野むらさま

大さきさま

高はしさま

る申給へ

全上

なをくいかほともよろしくたのミそんしまいらせ

り、めてかしく、

御ふみ拜見いたし、

2502

上々様ます、御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉

り、然れハ此たひ豊後の守元服官位 仰付られ、私にをひてありかたくそんし奉り、右に付て

御縁女様より御さかな一おりはい領仕り、豊後の守へも拜領 仰付られ、ありかたき仕合にそんし奉り、御序

のおりからよろしきやうに御とりなしたのミ入そんしまいらせ、めてたくかしく、

(朱) 「天明六年」

藤崎さま

御返事

全上

なをくいかほともよろしく御さたのミそんし

いらせ、めてかしく、

一筆申上まいらせ、

上々様ます、御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉り、然れハ豊後の守元服官位 仰付られに付て、昨

日ハ

御縁女様より御さかな拜領仕り、豊後守へも拜領 仰付られ、誠に以て有難き仕合にそんし奉り、右の御禮申

上度り、豊後守よりも御禮申上り、此よし何分にもよろしく御とりなしたのミ入そんしまいらせり、めて度かしく、

〔采〕
「天明六年」

藤崎さま

る申給へ

2503
重豪公御譜中

正文在文庫

今朝炙鮎一箱被獻之り、遂披露り處一段之御仕合り、恐
く謹言、

〔采〕
「天明六年」 十二月十一日 康福判

〔采〕在口裏

松平薩摩守殿 松平周防守 康福

2504
全上

扣正文在右筆所

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしま
いらせり、めてかしく、

一筆申上まいらせり、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉

りり、然れハ同氏豊後守事今日初て月次登城仕りり處に
御目見 仰付られ、私におゐても有難き仕合にそんし奉
りり、右の御禮申上度り、

種姫君様へも申上り、御序の折から

御前よろしきやうに御とりなしたのミ入そんしまいらせ
り、めてたくかしく、

〔采〕
「天明六年」

高をかさま

常盤井さま

萬里小路さま

梅の井さま

たき川さま

野むらさま

大さきさま

高はしさま

る申給へ

2505
全上

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしま
いらせり、めてかしく、

一筆申上まいらせり、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉りり、然れハ同氏豊後の守事今日初て月次登 城仕りり處に

御目見 仰付られ、私におゐても有難き仕合にそんし奉りり、右の御禮

御縁女様へ申上度り、御序の折からよろしきやうに御とりなしたのミ入そんしまいらせり、めてたくかしく、

(采)
「天明六年」

高をかさま

常盤井さま

萬里小路さま

梅の井さま

たき川さま

野むらさま

大さきさま

高はしなさま

名申給へ

扣正文在家老座

太守様厚 思召を以

若殿様に御政務可被遊御讓旨被 仰出、其段今日主計

御使この被仰進、思召之御旨趣御書付 御直差上り

處御請被仰上り付、其段達

貴聞り、右二付の老

若殿様より 明姫様 御女中様方に矢野男吏を以御吹

聽被仰進り、

一御一門方に表右之趣を以御達可被申り、夫二付の老男

吏承知之趣表有之り、

右申越り、猶又委細之儀若男吏に申合置り間被申談、

何分ニ及可被致取扱り、以上、

(采)
「天明六年」 十二月二日 關山 糺

(采)
「十二月晦日」 「上」二階堂主計

鳴津伊賀殿

喜入安房殿

川上頼母殿

鳴津 仲殿

宮之原主膳殿

重豪公御譜中

扣正文在家老座

近々、御隠居被遊御願ハ、左候得者最早御國元ハ、之御暇
（朱）本文承知仕、可承向五申儀候、以上、
老不被 仰出事ハ、然共御政務御介助被進候ニ付者、

來未年御願之上、御下國、萬端被遊御下知御含ハ、此旨
正月廿七日 喜入安房

奉承知、諸向其御手當仕ハ、様被 仰出ハ、付、去ル十三日
鳥津伊賀殿 二階堂主計殿

申渡、此段申越候條、被仰渡ハ、儀共御取扱可被成ハ、以
市田勘解由殿
上、
鳥津尊殿

〔天明六年〕十二月十七日 關山 糺

鳴津伊賀殿

喜入安房殿

川上頼母殿

嶋津 仲殿

宮之原主膳殿

全上

太守様厚

思召を以近々被遊 御隠居、

若殿様ハ御政務可被遊御讓旨被 仰出候、御當家御先代

より

御家法表追々爲相定御事ハ得共、就中

御前御家督表御多年之御事ニ、細々被爲勞

尊慮、高下遠近ニ至迄萬端其品を相分、且職分を辨ハ、

日用之儀迄も無殘所被仰出、誠以前鑑後證之御事共ニハ、

依之被遊 御隠居、

若殿様御年若之内被爲讓御政務、

御前猶又被遊御心添ハ、、弥以諸御作法御丈夫ニ最通

ハ儀と兼ハ被爲在 御賢慮ハ御事ニハ、將又先般

公邊格別之御由緒柄ニ被爲成、隨ハ者追々結構ニ被蒙

仰、殊更

若殿様ニ表御同前之御儀ニ被爲成、重疊 御満足之御事

ニ被 思召上ハ、從是先

太守様ニ者尚々御品能、且御官位等迄も可被遊御昇進御

事ニ候得共、

御縁女様御父之御譯合ニハ得者

御前御一世限而已之御事ニ、御家例ニ者不相成筈ニハ、

左ハ得者 御一身之御榮達故、其所ニ者御企望も不被爲

在、尤此後 御代ニ相掛ハ程之御儀共表ハ、、

若殿様御代ニ表一向被仰立を 思召ハ、右通 御身之御

分限を被 思召、且老御政務 御代々ニ相居リ様こと、

彼是誠厚 御賢慮を以御身上道々差見得リ 御光耀を被

差置、 御老年ニ羨無之 御身を被爲退、御政務御介助

兼之 思召通、いつれニ羨可被遊 御隱居旨被 仰出

リ御事、誠ニ難有 御賢慮之程いつれニ羨奉感察、尚又諸

向勵精勤、兼々被 仰出リ御作法心底ニ込、厚 思召之

詮相立候様可仕リ、

右之通謹ル可奉承知候、

〔宋〕 天明六年 十二月

伊賀

安房

頼母

仲

全上

扣正文在右筆所

請取申拜借米之事

米合壹萬石老 但京升也

右老領分琉球國飢饉ニ付爲御手當、願之上拜借被 仰付、

書面之通請取申リ、返納之儀老來未年より拾ヶ年賦之積

上納可申處、仍如件、

天明六年十二月

御名御印判

御藏奉行

本山 彌太郎殿 (正峯)

水野 宇兵衛殿 (忠國)

岡部 源九郎殿 (長保)

松坂 源左衛門殿 (則節)

池田 勘兵衛殿 (貞則)

伊東 六郎兵衛殿 (庸相)

長谷部 藤右衛門殿 (登)

榊原 三郎左衛門殿 (友就)

杉 嶋彦五郎殿 (平度)

淺井 半兵衛殿 (元兵)

石黒 平次太殿 (敬之)

〔宋〕 御裏書左之通

表書之米壹萬石可被相渡リ、斷老本文有之、以上、

丹波印

出羽印

越中印

周防印

〔宋〕 折之口裏上之角 定 此印御勘定方より押外而被相渡

〔朱〕
「右之通御裏書御勘定方江寫調被差出外」
外得共、寫二書不書載外」

2512 重蒙公御譜中

扣正文在家老座

一御鷹九据

一御召馬貳疋

一御召下地壹疋

一御立馬貳疋

右之通 御隠居御方江被差分、其外老御表江被進外旨

被 仰出外付、可承向江申渡、此段申越外條、御鷹掛・

御鷹掛江表御達被成二可可有之外、以上、

〔朱〕
「天明六年」 十二月十七日 關山 糺

- 嶋津伊賀殿
- 二階堂主計殿
- 喜入安房殿
- 市田勘解由殿
- 川上頼母殿
- 嶋津春殿
- 嶋津仲殿
- 宮之原主膳殿

2514 全上

御隠居御附

一御茶道頭

一御同朋頭次ニ可罷在外、

右之通新規ニ御役被相立外旨被

仰出外付申渡、此段申越外條、於其元表被仰渡、帳面

等被記置二可可有之外、以上、

〔朱〕
「天明六年」 十二月十七日 關山 糺

嶋津伊賀殿

喜入安房殿

川上頼母殿

嶋津仲殿

宮之原主膳殿

2516 全上

御隠居御高五萬石被差分外條、右を以萬端相濟外様掛御

役ニ遂吟味、御費筋之儀とも無之様可任旨被

仰出外付、爰元ニおひて者可承御役々江申渡、此段申越

外條、何分ニ表可被致取扱外、

2517

〔天明六年〕^(朱) 十二月十七日 〔上〕二階堂主計

〔朱〕正月廿七日

鳴津伊賀殿

喜入安房殿

〔朱〕
〔下〕川上頼母殿

鳴津 仲殿

宮之原主膳殿

全上

2518

御隠居御高五萬石被差分候付る者、所務代銀を以諸向拂
方可有之^(朱)、尤此儀^(朱)〔本文致承知、可承向五萬申渡候以上〕

御隠居御願被爲濟^(朱)、節^(朱)差分可申旨、可承向^(朱)に申渡^(朱)
條、於其元^(朱)表右之趣を以被申渡^(朱)儀共何分可被取計^(朱)、
此段申越^(朱)、以上、

〔天明六年〕^(朱) 十二月十七日 〔上〕市田勘解由

〔朱〕正月廿七日

鳴津伊賀殿

喜入安房殿

〔朱〕
〔下〕川上頼母殿

鳴津 仲殿

宮之原主膳殿

2520

重豪公御譜中
正文在文庫

爲歳暮之祝儀、小袖一重到來歡覺候、委曲鳥居丹波守可
述^(朱)也、

〔天明六年〕^(朱) 十二月廿七日



薩摩
中將殿

2521

全上

爲歳暮之御祝儀、以使者御小袖一重被獻之^(朱)、遂披露候
之處一段之御仕合^(朱)、恐^(朱)謹言、

〔天明六年〕^(朱) 十二月廿七日

松平薩摩守殿

鳥居丹波守
忠意判

2522

重豪公御譜中
正文在島津織衛

加冠

鳴津幡袈裟

宜爲

數馬

天明六年

十二月廿八日



2523

全上

扣正文在家老座

今度 御隠居御儀、專御政務御治定之爲を被 思召、御隠居之上御介助、且 御身之御分限を被 思召、御榮耀を御後代ニ被遊御附與ハ 思召、旁以厚 御賢慮之程奉汲受、御家老中聊無油斷、猶々御政事向心を用、厚 思召を以被爲成

御隠居ハ格別之詮相立、御國家之御作法屹最通ハ様可仕旨被 仰出、御書付之趣御家老中奉承知候、誠厚 御賢慮之趣恐入難有奉畏ハ、 思召通御國家之御作法屹最通ハ様精々心掛相勤可申ハ、此旨御請申上ハ間、何分ニ奉成合ハ様御取成頼存ハ、以上、

〔天明六年〕 十二月廿八日

宮之原主膳

嶋津 仲

川上頼母

喜入安房

嶋津伊賀

二階堂主計殿

關山 糺殿

2524

全上

〔徳川家治〕 浚明院様御位牌南泉院に被遊 御安置ハ儀ニ付而者、十月廿九日便申越置ハ通ニハ、右ニ付跡々之通上野

宮様に御染筆之儀、佛頂院迄御留守居より先達ハ申演、御許容ニ付、

〔徳川家重〕 惇信院様御位牌内法寸尺相知有之ハ間、右寸尺之御用紙

差上置ハ處、此節御染筆相濟、今日御留守居申受來ハ付備御覽、御右筆頭ハ爲寫白木御箱ニ相納、塗箱ハ入付今日便被差越ハ間、

御位牌其元ニ御調方之上 御安置有之ハ儀共、先例を以何分ニ奉可被致取扱ハ、此段申越ハ、以上、

〔天明六年〕 十二月廿九日 二階堂主計

島津伊賀殿

喜入安房殿

川上頼母殿

島津 仲殿

宮之原主膳殿

重豪公御譜中

正文在文庫

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之、遂披露_レ處一段之御仕合_レ、恐_レ謹言、

(卷)「天明七年」 正月七日 貞長判

松平薩摩守殿 牧野越中守 貞長

重豪公御譜中

正文在文庫

吉書

- 一 神社佛閣修造興行事、
- 一 可專勸農事、
- 一 可徵納國々年貢事、

右任三箇條之旨可有沙汰之狀如件、

天明七年正月十一日 重豪御判

全上

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩被獻之、遂披露_レ處一段之御仕合_レ、恐_レ謹言、

(卷)「天明七年」 正月十一日 貞長判

松平薩摩守殿 牧野越中守 貞長

重豪公御譜中

扣正文在右筆所

御内意之覺

御役ニ對如何敷御座_レ得共、兼_レ申上_レ通近_レ隱居_レ及相願_レ合、且又年來御懇意之御事故、旁以私愚案ニ存付_レ儀御内_レ申上置_レ者、

御縁女樣御事、此後若_レ堂上方等之御養女ニ被爲成_レ御評議等可有御座哉と、不圖心底ニ相浮_レ故、爲念申上_レ外、

上様一橋_レ被成御座_レ節 御書附_レ

松平薩摩守

(總書總寄、竹姫) 淨岸院様被仰置_レ譯_レ有_レ之_レ付、其方娘徳川豐千代殿_レ

縁組被 仰出、

淨岸院様御在世の御世話被成被遣、心得に取扱可被申候、

右之趣を以

浚明院様御代 御縁女様に御縁談被 仰出、然處其後當上様御養君に被爲成、夫に隨ふ

御縁女様に及一先一橋に御入、夫より西丸に被爲 入、左に得者

上様御慶事に付、漸くと只今之通

御縁女様御身柄及被爲替、萬一先く被相改、御養女等に被爲成候者、

御先代被 仰出、御縁談者勿論、其後御時節に被爲隨、只今通に被爲成、御筋合致相違、儀敷と奉存、

淨岸院様被仰置、譯を以、例及無之所を

浚明院様依被 仰出、右通當時

御縁女様に及被爲成、御事、乍恐今更相改り、右爲被仰出置一筋及相通、且若御政道之道理に及合申、少

及申上様無御座、若御沙汰に及被及、右之意味合得と御考御評議可被下、一橋の御婚姻被爲整、以後

御上り及御座、右様居り兼、風説及有御座間敷、得

共、當分通之御事故、品々承及、儀と存申、

御上りの御取扱下より少及可申上様無御座、殊に御

政事向に爲相掛見越之儀押計ケ間敷、恐入奉存、得共、萬一其通成行、世上之及取沙汰に及、適、前以

存當、趣其儘の差置、儀、御奉公之趣意に及相背、尤御縁談付、私に

御先代蒙 仰、他之儀と相替、將又前條に及申上、通、近々隱居及仕、事故、旁以此段御内、申上置、以

上、

〔天明七年〕

正月

松平薩摩守

松平周防守様

2529

全上

御内意之覺

御縁女様往々萬一御養女等之御取扱及可有御座、何

卒近衛殿御養女被爲成、様心願罷在、近衛家之儀者當家元祖無據由緒御座、夫より代々雙方共に格別に致

來、尤右以後及厚間柄に及罷成、旁以別段之儀、左候得者、御縁女様に及御譯合有之御事故、此段及御内意、

以上、

扣正文在家老座

天明七年丁未春正月十八日、重豪上願狀一請_レ告老傳_{中國}於齊宣_上、二十八日老中奉書、明日齊宣及本多豐後守助受登_レ城、於_二白書院_一大老及老中聯座命_二齊宣_一、嗣_レ封許_二重豪告老_一、牧野越中守貞長傳_レ之、助受代_二重豪_一聽_レ命、即日_至大老井伊掃部頭直幸、老中松平周防守康福・牧野貞長・水野出羽守忠友・鳥居丹波守忠意各邸_二謝_レ恩、又遣_二番頭于若年寄各邸_一、表方使者于御側衆邸_二謝_レ恩、

2b33

齊宣公御譜中
 七年丁未春正月十八日、父公上_三書于幕府_一請_レ告老傳_二國齊宣_一、二十八日受_二老中奉書_一、翌二十九日本多豐後守助受代_二父公_一同_二齊宣_一登_レ城、大老及老中聯_二座於白書院_一、牧野越中守貞長傳_二台命_一曰、許_二重豪告老_一使齊宣繼_レ封、齊宣・助受共

2531

重豪公御譜中

嶋津但馬守事持病之知積足痛有之、去_レ已五月隱居被仰付_レ處、今以病氣快無御座_レ、依之嶋津淡路守相願_レ通、在所_二江差越保養仕_レ樣被仰付被下度_一、於私_二表相願_レ以上、

(采) 天明七年 正月十八日 御名

松平周防守殿
 牧野越中守殿
 水野出羽守殿
 鳥居丹波守殿

2530

全上

(采) 天明七年 正月十八日 御名

私儀持病之疢積、其上脚痛近年猶以不相勝_レ付、爲療養滯府、殊相州塔之澤_二入湯_一及致_レ得共、其詮無_レ之、右_二付_レ而若以來引續難相勤_レ、依之拙者隱居、同氏豐後守_二江家督被仰付被下度奉存_レ、當時依御由緒段_レ難有蒙_レ仰_レ付、押_レ及相勤_レ含御座候得共、右通故不任心底_レ、尤國政等之儀老乍病中致介助_レ心得罷在候、此段相願_レ以上、

(采) 天明七年 正月十八日 松平薩摩守御判 御印添

拜、命焉、既而下、城、直抵大老井伊掃部頭直幸、

老中松平周防守康福・牧野貞長・水野出羽守忠友・鳥

井丹波守忠意各邸謝恩、又遣番頭于若年寄各邸、表

方使者于御側家邸謝恩、歸邸後見家老以下内外諸有

司受賀、再召家老使側役讀袖判之書上、讀畢授

之家老、家老奉之而退焉、是日(公方)父上讓齊宣以家

世所傳譜謀重器、時齊宣年實十五歲、告幕府

幕府以二十九歲、

○父公既雖告老傳國齊宣、然齊宣弱冠故、告幕府

聽國政仍舊、

重豪公御譜中

抄正文在家老座

此節 御隱居御家督付、御願書御案文去ル十五日御

用番牧野越中守様其外御老中様、御留守居澁谷五郎

右衛門致持參、御口上御相應申述入御内見、思召寄表

不被爲在外ハ、十八日御客對日表外間、御先格之

通御親類様方、御先手衆御差添之被差出度旨、御銘

様御取次申達外處被成御承知、思召寄表不被爲在

外間、御勝手次第被差出外様被仰聞外、右付御用番

様并松平周防守様之者十八日被差出候之表、來ル廿

九日・晦日兩日之内 御隱居御家督被 仰出外様被遊

度趣、別段御内意申上外處被成御承知、思召通御心得

可被成御座旨を表被仰聞外段、五郎右衛門申出外、左

外之去ル十八日御用番越中守様御宅に柳生(後則)但馬守様御

願書御持參、倉橋(久雄)三左衛門殿御差添之御越被差出外

處、無御滞被成御請取外段、越中守様御門前之但馬

守様より御直ニ御留守居に被 仰聞外旨申出、則達

貴聞外、越中守様之者無御滞被成御請取、御大慶被

思召外段、御留守居御使を以御挨拶被仰達、但馬守様・

三左衛門殿に表御挨拶被仰達、御一門様方其外兼之御

心安御方々様之者、御先例を以爲御知被仰達外、

一 御願書被差出無御滞被成御請取外間、可奉承知旨爰元

詰合之面々、則日申渡、京・大坂之者今日便申越外、

其元申渡之儀之者何分表可被致取扱外、右御願書寫相添

此段申越外條、

明姫様 御女申様方達 御聽、左様而御一門方御承知被成候様申渡、鴨津左

衛門并同格之面々、其外大身分、寄合并月次御礼罷出候而、被奉承知候様申

御聽、御女申様方に表可被申上外、先以無御御請

取頂上之御儀奉存外、右二付佐土原に其元より爲御知

請取頂上之御儀奉存候、御願書寫御右第五相被候、以上、

之儀之者被申談之可有之、以上、

〔天明七年〕^(宋) 正月廿三日 關山 糺

〔宋〕二月廿日 〔上〕市田勘解由

二階堂主計

喜入安房殿

〔宋〕
〔下〕川上頼母殿

鳴津 仲殿

宮之原主膳殿

2536 全御譜中

今茲春正月、重豪既請告老之時、齊宣生纔十五歲、故

重豪復以聽國政告

大家、自是以來事無大小、百官聽命重豪、

全上

扣正文在家老座

今度深キ 思召被爲在

御隠居被遊御願外付、御政務之儀、御介助被進外間、此

涯格別之御時節、依之是迄、不伺來儀たり共、

御隠居に京都可申上り、其上に有來通御表に申上り

儀、其通可仕り、

2538

右之通被仰出付、於爰元者可承御役、に申渡り、此
段申越外條被奉承知、夫、に可被申渡り、以上、
〔宋〕本文致承知、於爰元者可承御役、に申渡り、以上、

〔天明七年〕^(宋) 正月廿三日 〔上〕市田勘解由

〔宋〕二月廿日

喜入安房殿

〔宋〕
〔下〕川上頼母殿

島津 仲殿

宮之原主膳殿

2539

全上

扣正文在家老座

太守様御隠居に 御下向之御事候得共、追々被相同外

通、御政務御介助被進外付る者爲差知、諸伺に及一先

御中途に差越可被申り、尤別紙に及申越外通不差當儀者

被扣置外

御着城之上被相同に可有之り、右之趣共おのつから其

心得に可有被罷在外得共、猶又爲念申越り、以上、

〔天明七年〕^(宋) 正月廿三日 市田勘解由

喜入安房殿

川上頼母殿

島津 仲殿

宮之原主膳殿

2540 全上

寫正文在右筆所

御ふみ下されり、

上々様ますく御機嫌よくならせられ、御めてたく思し

めし被成りよし、扱ハ御願かいのとをり御隠居御家督

仰付られりハ、向後豊後守殿より女使御さし上の節ハ、

小野嶋事平野代りに御さし上被成たきよし、御文のやう

承知いたしり、めてたくかしく、

〔^卷一天明七年〕

松たいら

薩摩守様

御返事
人々御中

高をか

常盤井

萬里小路

梅野井

たき川

野むら

大さき

高はし

2541 重豪公御譜中

正文在文庫

御用之儀外間、明廿九日四時同氏豊後守同道可有登城
り、其方病氣ニ出仕難成りハ、名代可被差出り、以上、

〔^卷一天明七年〕

正月廿八日

鳥居丹波守

水野出羽守

牧野越中守

松平周防守

松平薩摩守殿

2542 全上

扣正文在右筆所

なをく何もよろしくたのみそんしまいらせり、め

てかしく、

一筆申上まいらせり、

上々様ますく御機嫌よく御座なされ、恐悦にそんし奉

りり、然れば願の通り隠居家督 仰付られりハ、豊後

守より女使さし上り節ハ、向後小野嶋事平野代としてさ

し上度り、何分にもよろしく御たのみ申入まいらせり、

めて度かしく、

〔^朱天明七年〕

高をかさま

常盤井さま

萬里小路さま

梅の井さま

たき川さま

野むらさま

大ささま

高はしさま

る申給へ